

若狭町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年3月

福井県若狭町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 日常生活圏域	3
4. 計画策定の体制	3
第2章 高齢者の状況	4
1. 高齢者人口等の推移	4
2. 今後の介護保険を取り巻く状況について	8
3. 要支援・要介護認定者の状況	9
4. アンケート調査概要	17
5. 本町の課題	37
第3章 計画の基本方向	41
1. 計画の基本理念	41
2. 計画の基本方針	42
3. 重点目標	43
4. 施策体系	44
第4章 施策の展開	46
1. 地域社会で安心していきいきと暮らす	46
2. 住み慣れたまちで元気に暮らす	65
3. 地域で自立し尊厳をもって暮らす	81
第5章 計画の推進体制	133
1. 計画の推進管理	133
2. 庁内における連携体制	133
3. 関係機関・団体やサービス事業者等との連携	133
4. 計画の周知啓発	133
資料編	134
第1章 介護保険事業費・保険料	134
第2章 計画策定体制	147

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国の高齢化は進んでおり、65歳以上の人口は令和5年(2023年)1月1日現在で3,588万人となっており、総人口に占める65歳以上人口割合(高齢化率)は、28.6%となっています。

また、高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、家族介護者の負担や介護離職の増加、高齢者虐待など様々な課題が顕在化しています。

このような状況の中、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)以降は医療や介護の需要がより増加するとともに、サービスの多様化が見込まれています。

今後は、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を考慮し、介護サービス基盤を計画的に確保していくとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の一層の推進を図る事が必要です。

若狭町(以下、「本町」という。)では、令和3年3月に「若狭町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」(以下、「第8期計画」という。)を策定し、地域包括ケアシステムの構築と高齢者福祉と介護保健事業のさらなる充実に取り組んできました。

第8期計画の終了に際し、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、本町がめざすべき高齢者福祉の実現を目的に、「若狭町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)の策定を行います。

2. 計画の位置づけと期間

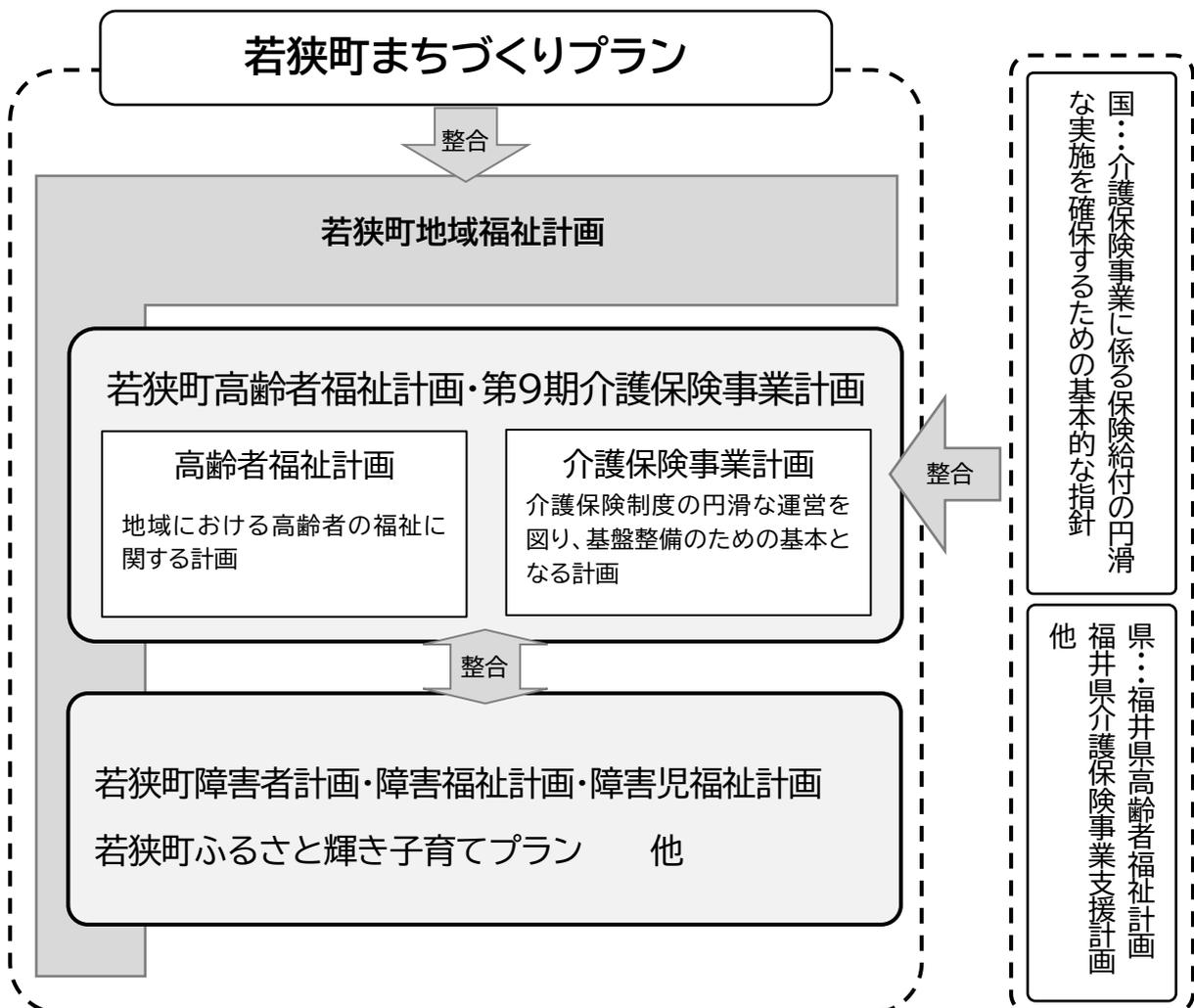
(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める老人福祉計画と介護保険法第117条に定める介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「若狭町まちづくりプラン」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。「若狭町地域福祉計画」「若狭町障害者計画」「若狭町ふるさと輝き子育てプラン」及び福井県の関連する計画等との整合を図り、計画を推進します。

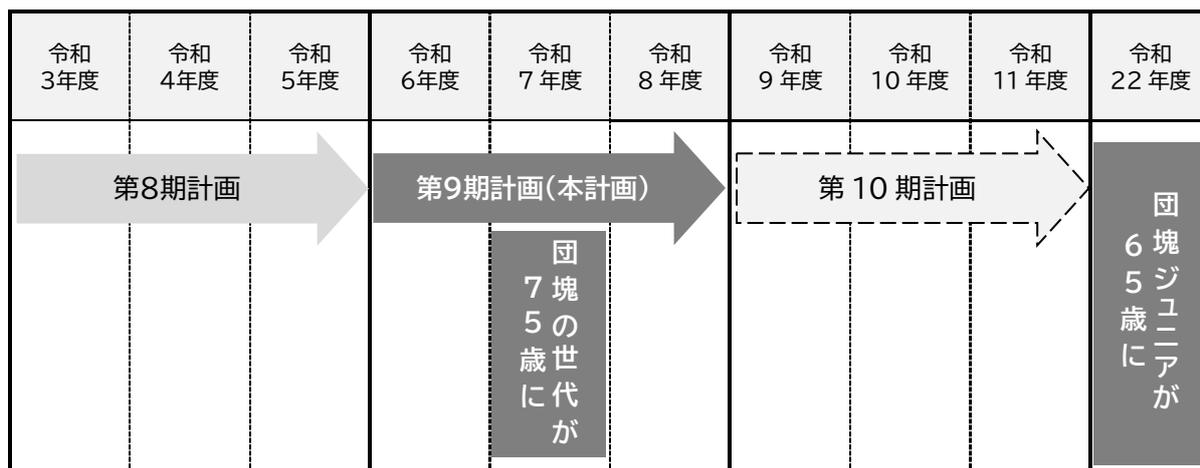
■ 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。本期間中にむかえる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を踏まえ、長期視点として「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて計画を定めます。

■ 計画の期間



3. 日常生活圏域

本町では日常生活圏域を一つ(町全体)とし、サービスの充実を図ります。

4. 計画策定の体制

(1) 若狭町第9期介護保険事業計画等策定委員会による協議

本計画の策定にあたっては、庁内の関係各課(保健、医療、福祉各課に加え企画・総務部局や交通担当部局、労働部局等)と連携しながら、保健、医療、福祉の各分野の関係者をはじめ、地域団体関係者や住民等、幅広い関係者の参画による「若狭町第9期介護保険事業計画等策定委員会」において、本町のめざすべき高齢社会についてのご意見をいただき、計画に反映しました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施

本計画の策定にあたっては、町内在住の高齢者を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を実施し、本町における高齢者の日常生活の実態や介護保険サービスの利用状況、今後の利用意向や介護保険制度についての考え方等を把握しました。

第2章 高齢者の状況

1. 高齢者人口等の推移

(1) 総人口・高齢者人口の推移及び推計

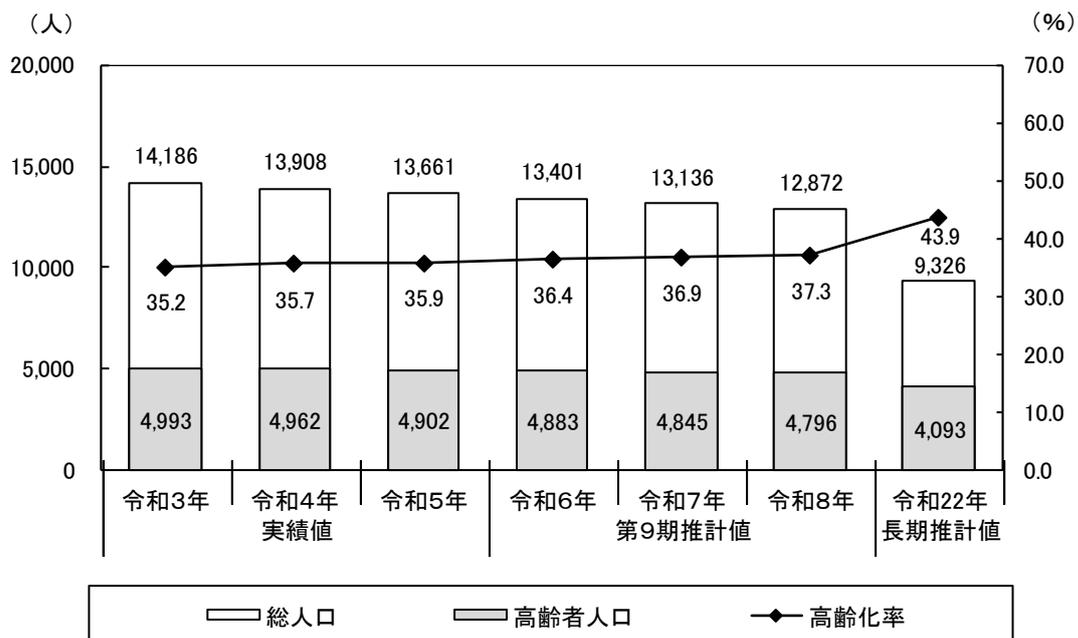
本町の総人口は、年々減少傾向となっており、令和4年には14,000人を下回っています。

一方、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいとなっており、令和4年の高齢化率は35.7%となっています。

将来人口推計をみると、総人口は減少が続き、令和8年には13,000人を下回ることが予測されます。

一方、高齢者の割合は増加傾向となっており、令和7年には36.9%(前期高齢者15.1%、後期高齢者が21.8%)、令和22年には43.9%(前期高齢者17.1%、後期高齢者26.7%)となることが予測されます。

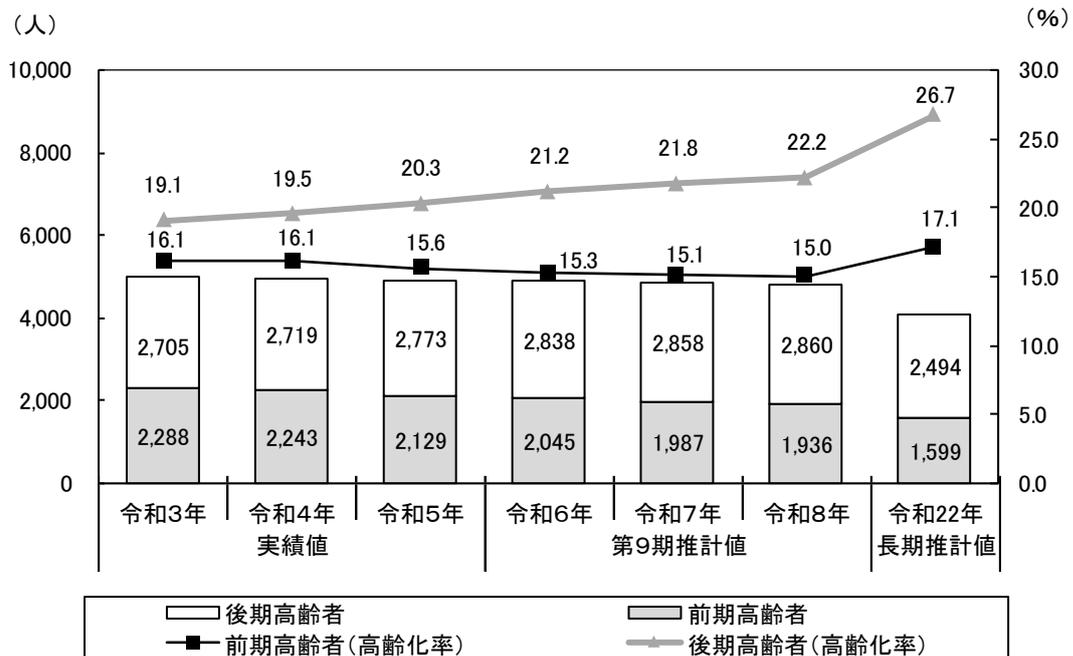
■ 総人口・高齢者人口の推移及び推計



資料：若狭町(各年9月末)
※推計値は若狭町独自推計

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成30年から令和5年の住民基本台帳の性別・各歳人口推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団(コーホート)の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

■前期・後期高齢者数の推移及び推計



資料:若狭町(各年9月末)
※推計値は若狭町独自推計

単位:人、%

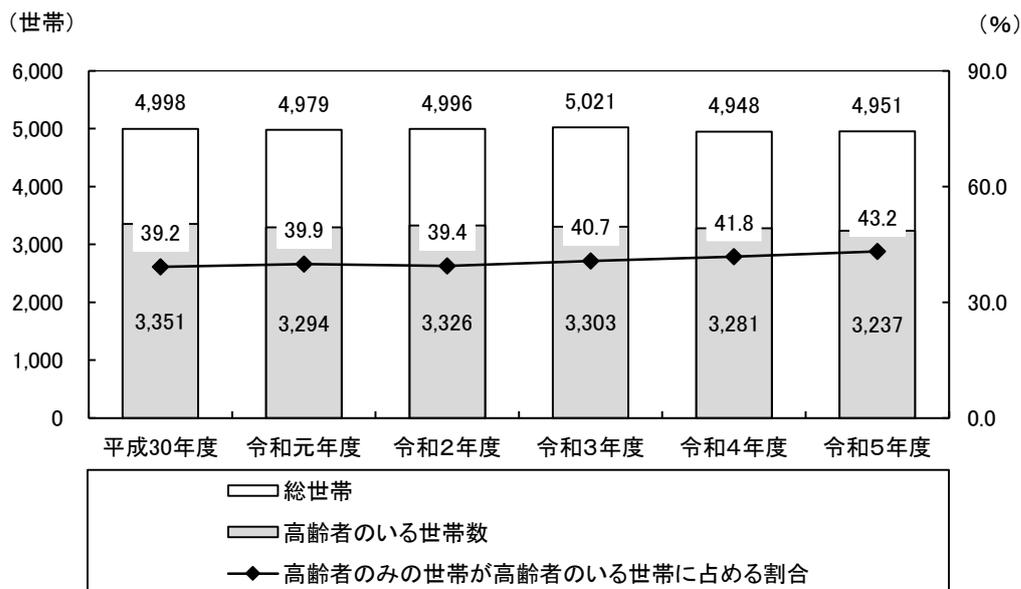
	実績値			推計値			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口	14,186	13,908	13,661	13,401	13,136	12,872	9,326
高齢者人口	4,993	4,962	4,902	4,883	4,845	4,796	4,093
65～74歳	2,288	2,243	2,129	2,045	1,987	1,936	1,599
75歳以上	2,705	2,719	2,773	2,838	2,858	2,860	2,494
高齢化率	35.2	35.7	35.9	36.4	36.9	37.3	43.9

資料:若狭町(各年9月末)
※推計値は若狭町独自推計

(2) 総世帯数及び高齢者世帯数の推移

本町の総世帯数は、5,000世帯前後をほぼ横ばいで推移しています。高齢者のいる世帯数は、3,300世帯前後で推移しており、令和5年度では3,237世帯となっています。一方、高齢者のみ世帯(高齢単身世帯^{※1}と高齢夫婦世帯^{※2}の合計)が高齢者のいる世帯に占める割合は、増加傾向となっており、令和3年度以降は4割を上回っています。

■ 総世帯数及び高齢者世帯数の推移



資料: 若狭町(各年度4月)

単位: 世帯、%

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総世帯	4,998	4,979	4,996	5,021	4,948	4,951
高齢者のいる世帯	3,351	3,294	3,326	3,303	3,281	3,237
高齢単身世帯	737	720	739	773	799	809
構成比	22.0	21.9	22.2	23.4	24.4	25.0
高齢夫婦世帯 ^{※2}	622	609	655	660	663	696
構成比	18.6	18.5	19.7	20.0	20.2	21.5
夫婦ともに65歳以上	577	595	571	571	572	590
構成比	17.2	18.1	17.2	17.3	17.4	18.2
高齢者のみ世帯	1,314	1,315	1,310	1,344	1,371	1,399
構成比	39.2	39.9	39.4	40.7	41.8	43.2

資料: 若狭町(各年度4月)

※1 高齢単身世帯: 65歳以上の人が1人のみ世帯

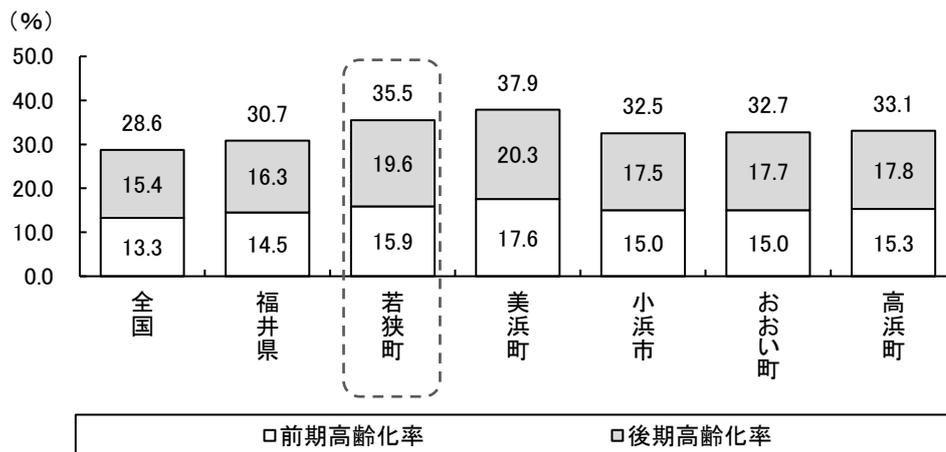
※2 高齢夫婦世帯: 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦が1組のみ世帯

(3) 他市町との比較(高齢化率・高齢世帯率)

本町の高齢化率は35.5%であり、全国平均28.6%と福井県平均30.7%より高くなっています。
 高齢独居世帯割合は12.1%であり、全国平均12.1%と同率で、福井県平均10.8%より高くなっています。

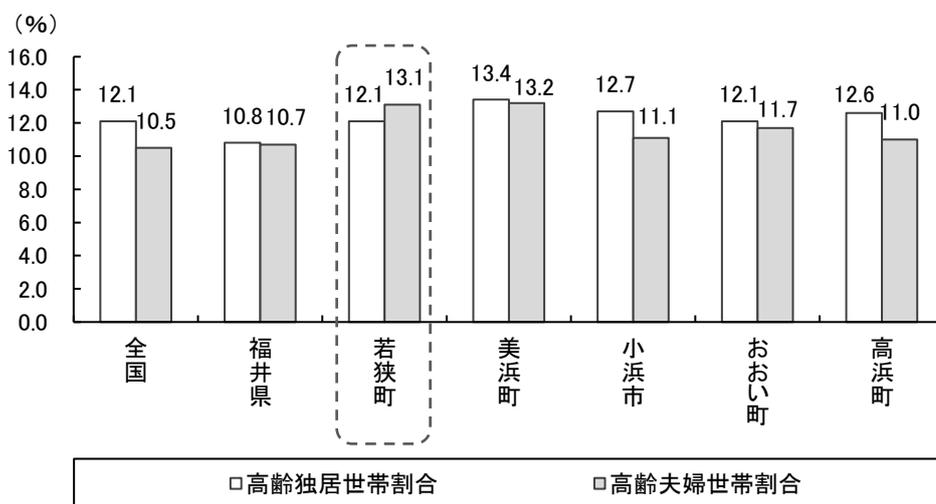
高齢夫婦世帯割合は13.1%であり、全国平均10.5%と福井県平均10.7%より高くなっています。

■高齢化率(令和5年1月1日時点)



資料:総務省「住民基本台帳人口・世帯数」
 ※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

■高齢独居世帯・高齢夫婦世帯割合(令和2年10月1日時点)



資料:総務省「国勢調査」

2. 今後の介護保険を取り巻く状況について

(1) 全国、福井県、若狭町の高齢者人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所データを元にした推計では、高齢者人口は全国的に増加傾向となっています。一方、本町における高齢者人口については、令和2年以降減少傾向となっており、令和22年には4,555人まで減少すると予測されています。

また、全国、福井県、若狭町の65歳以上高齢者人口の対総人口比率はいずれも増加傾向となっています。全国、福井県と比較すると、平成27年から令和22年までの間における本町の比率は、全国、福井県を上回り、令和22年には41.9%と4割を超える推計となっています。

■全国、福井県、若狭町の高齢者人口の推計

単位：人

	平成 27 年	令和2年	令和7年	令和 22 年
全国	33,867,969	35,335,805	35,900,982	38,278,250
福井県	225,393	232,684	235,222	236,297
若狭町	5,134	5,104	5,037	4,555

資料：「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)データを元に作成

■全国、福井県、若狭町の 65 歳以上高齢者人口の対総人口比率の推計

単位：%

	平成 27 年	令和2年	令和7年	令和 22 年
全国	26.6	28.0	29.1	34.3
福井県	28.6	30.3	31.8	36.4
若狭町	33.7	36.4	38.2	41.9

資料：「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)データを元に作成

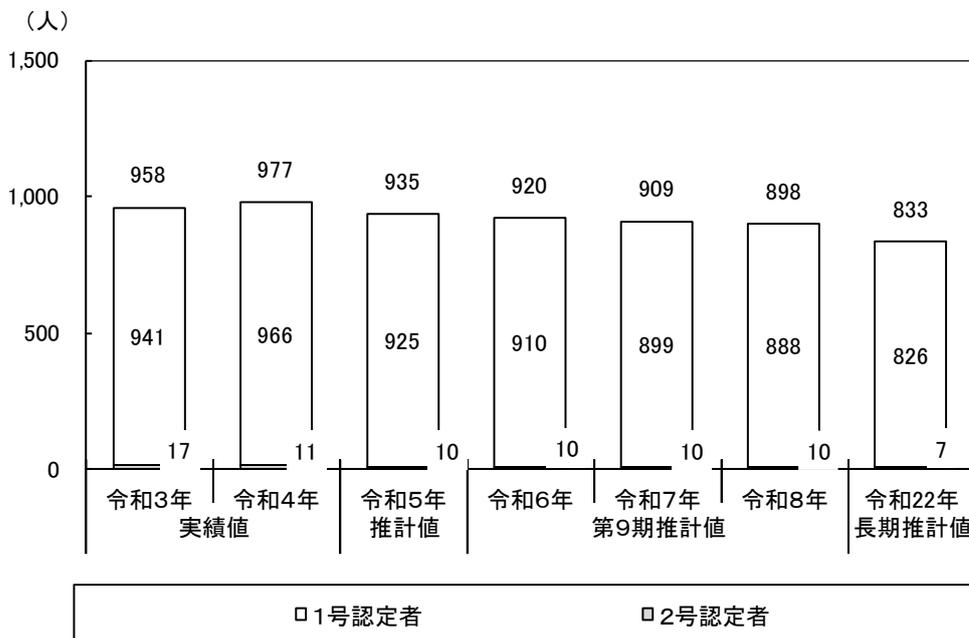
3. 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移及び推計

本町の要支援・要介護認定者数は、950人前後で推移しており、令和5年以降、減少傾向になると予測されます。

認定率は令和5年以降、減少傾向となり、18%台で推移していますが、令和22年には増加に転じ20.2%と2割を超えることが予測されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移及び推計



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末)

※推計値は若狭町独自推計

単位：人、%

		実績値		推計値				
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
65歳以上人口		4,993	4,962	4,902	4,883	4,845	4,796	4,093
認定者	第1号被保険者	941	966	925	910	899	888	826
	65～74歳	74	92	83	82	77	73	61
	75歳以上	867	874	842	828	822	815	765
	第2号被保険者	17	11	10	10	10	10	7
認定率	前期高齢者	3.2	4.1	3.9	4.0	3.9	3.8	3.8
	後期高齢者	32.1	32.1	30.4	29.2	28.8	28.5	30.7
	第1号被保険者	18.8	19.5	18.9	18.6	18.6	18.5	20.2

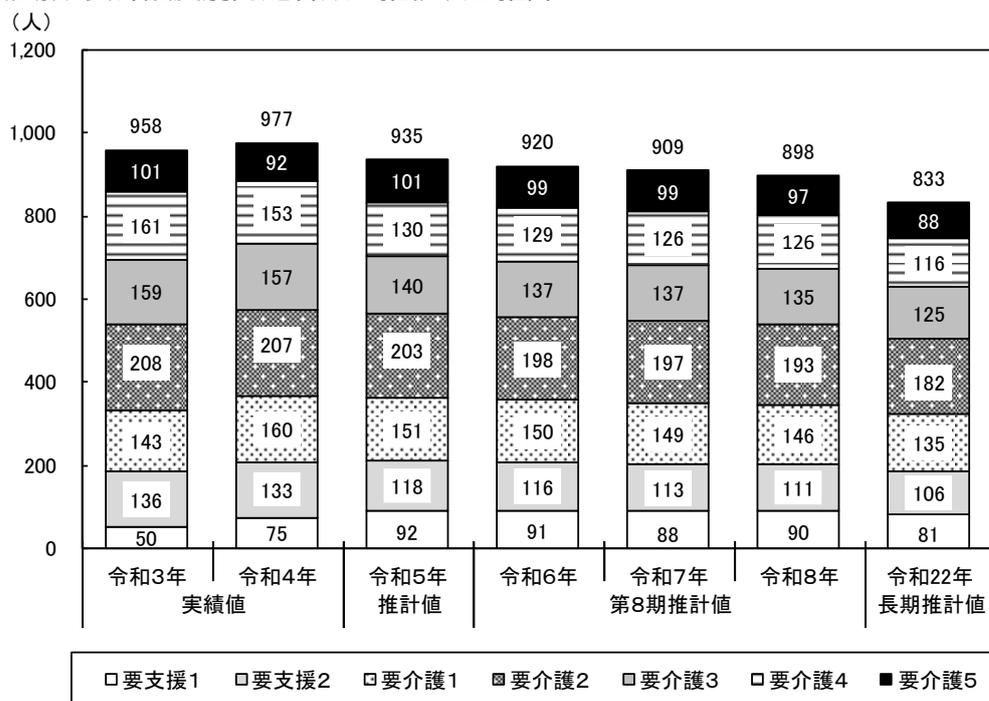
資料：介護保険事業状況報告(各年9月末)

※推計値は若狭町独自推計

(2)要支援・要介護度別認定者数の推移及び推計

本町の認定者数を要支援・要介護度別にみると、要支援は令和3年以降、200人前後を推移していますが、要介護は減少傾向になると予測されます。要介護度別にみると、要介護4の減少が目立ちます。

■要支援・要介護度別認定者数の推移及び推計



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

※推計値は若狭町独自推計

単位:人、%

		実績値		推計値				
		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要介護度	要支援1	50	75	92	91	88	90	81
	要支援2	136	133	118	116	113	111	106
	要介護1	143	160	151	150	149	146	135
	要介護2	208	207	203	198	197	193	182
	要介護3	159	157	140	137	137	135	125
	要介護4	161	153	130	129	126	126	116
	要介護5	101	92	101	99	99	97	88
要支援合計		186	208	210	207	201	201	187
要介護合計		772	769	725	713	708	697	646
認定者合計		958	977	935	920	909	898	833

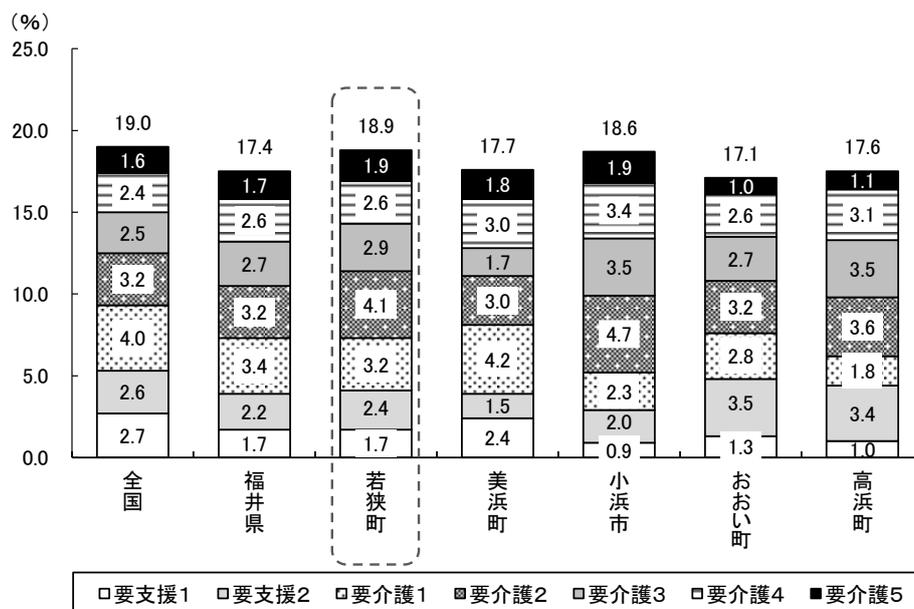
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

※推計値は若狭町独自推計

(3) 他市町との比較(認定率)

本町の認定率は18.9%であり、全国平均19.0%より低く、福井県平均17.4%より高くなっています。調整済認定率(認定率の多寡に影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外して算出した認定率)は16.3%で、全国平均18.9%、福井県平均16.6%より低くなっています。

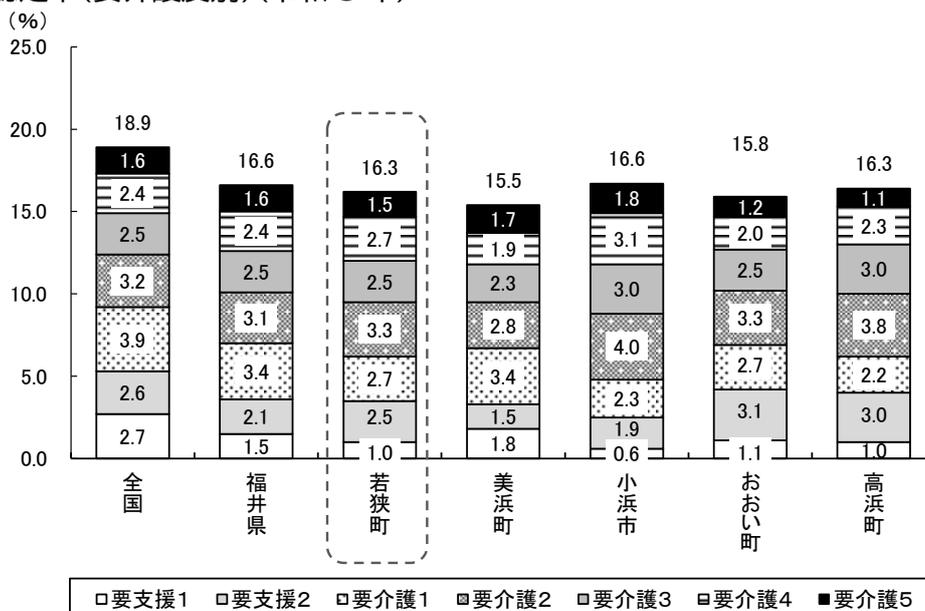
■認定率(要介護度別)(令和5年4月末)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

■調整済認定率(要介護度別)(令和3年)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

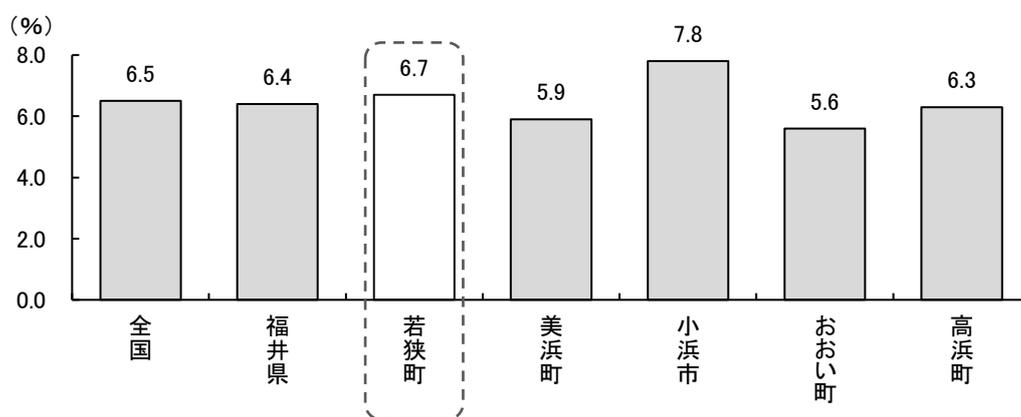
※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

(4)他市町との比較(重度・軽度認定率)

本町の調整済重度認定率(要介護3～5)は6.7%であり、全国平均6.5%と福井県平均6.4%より高くなっています。

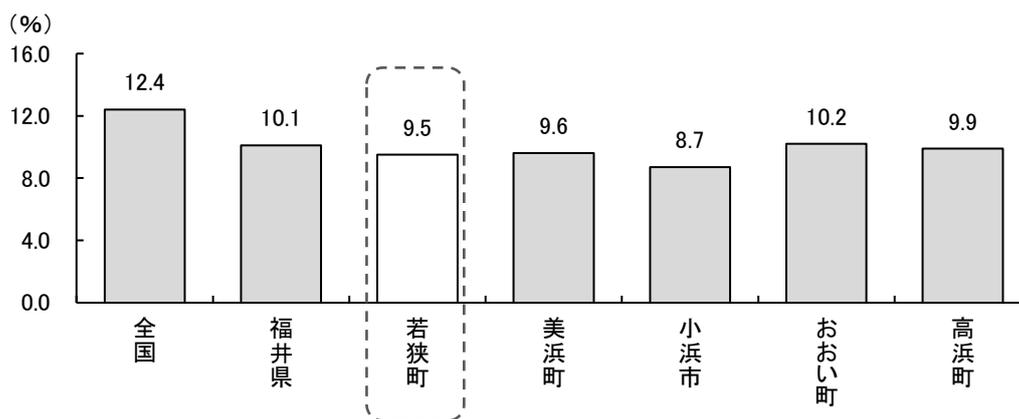
一方、調整済軽度認定率(要支援1～要介護2)は9.5%であり、全国平均12.4%と福井県平均10.1%より低くなっています。

■調整済重度認定率(令和3年)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

■調整済軽度認定率(令和3年)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

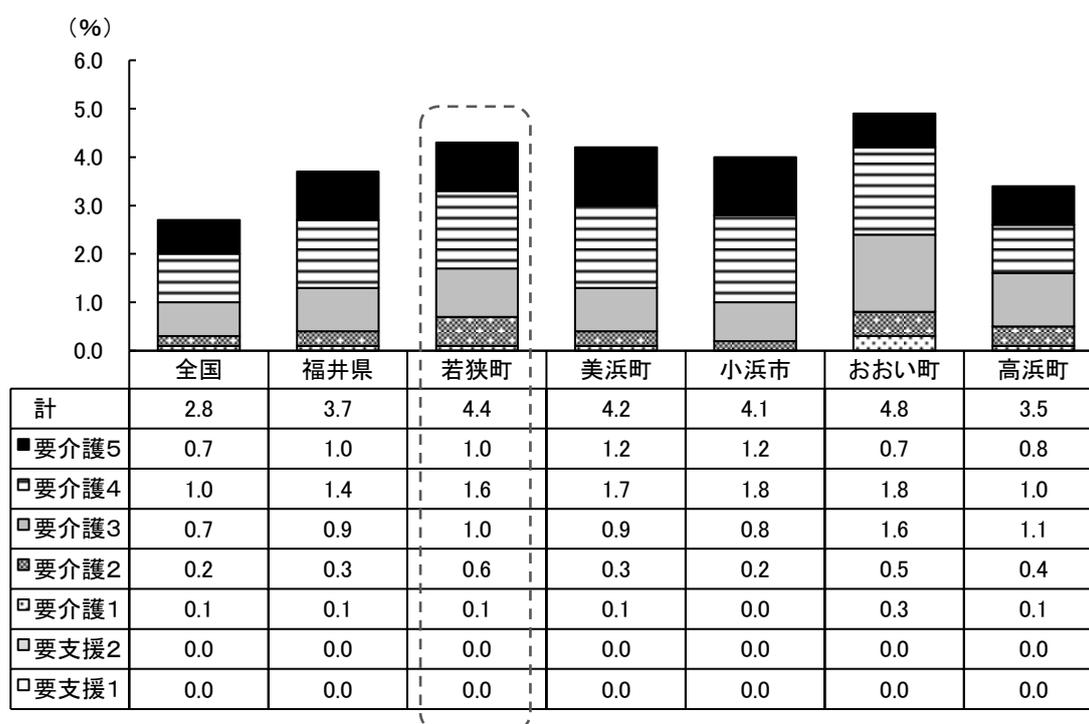
(5)他市町との比較(受給率)

本町の施設サービスの受給率は4.4%であり、全国平均2.8%と福井県平均3.7%より高くなっています。

居住系サービスの受給率は0.6%であり、全国平均1.3%と福井県平均1.0%より低くなっています。

在宅サービスの受給率は11.5%であり、全国平均10.4%と福井県平均10.3%より高くなっています。

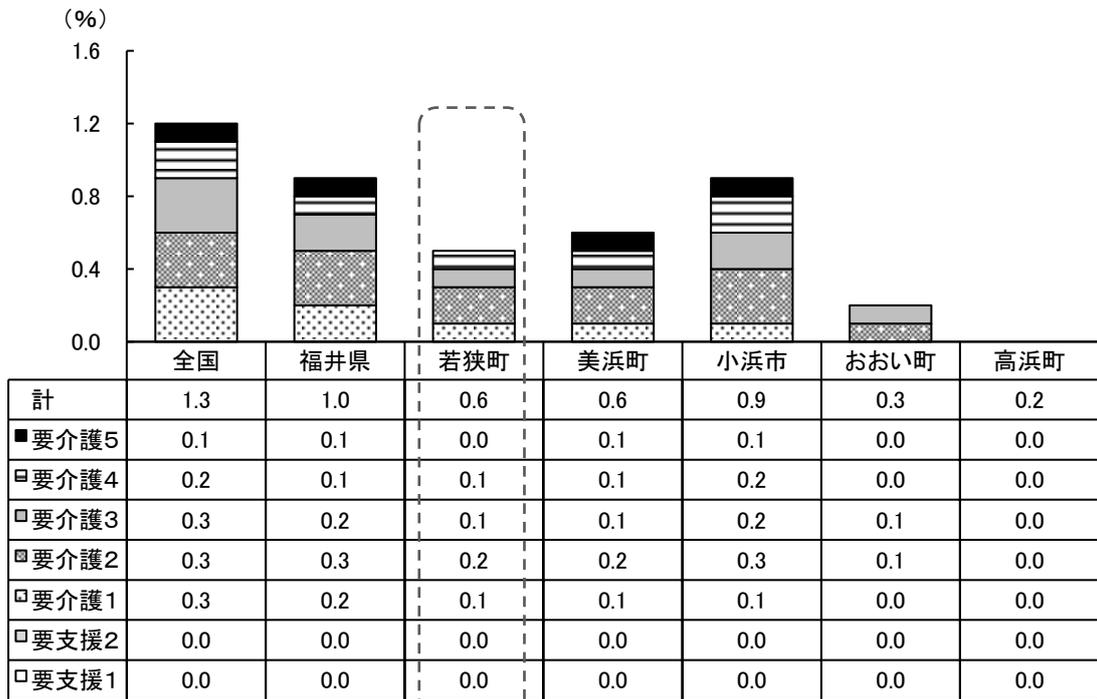
■受給率(施設サービス)(令和4年)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

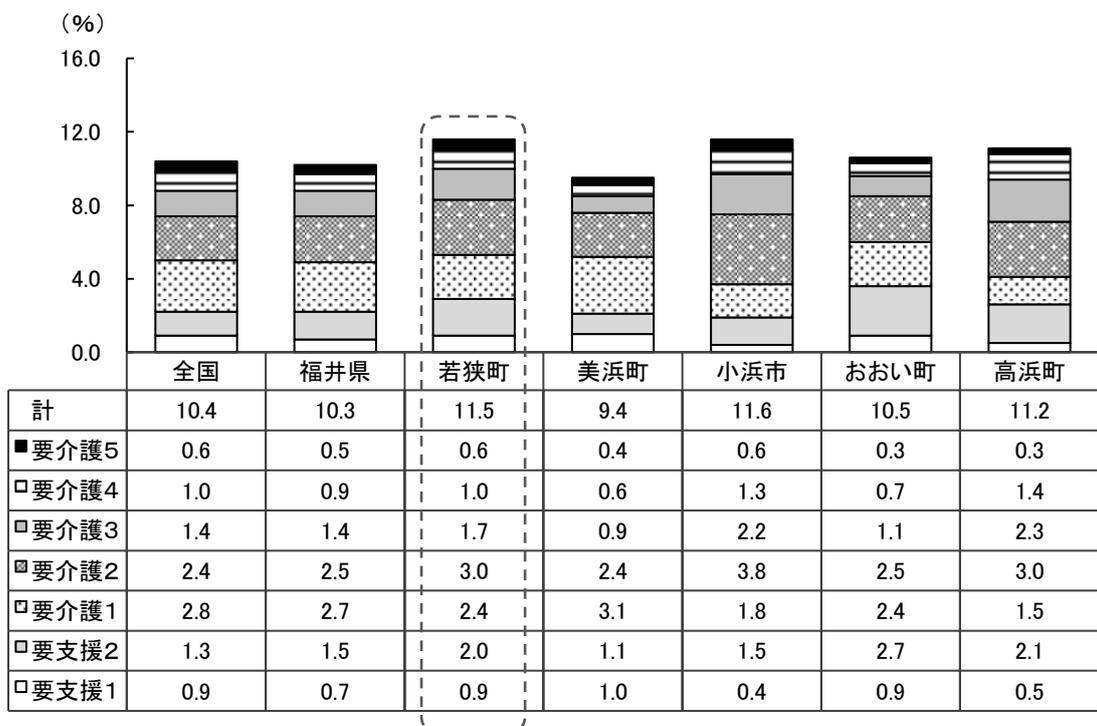
■受給率(居住系サービス)(令和4年)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

■受給率(在宅サービス)(令和4年)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

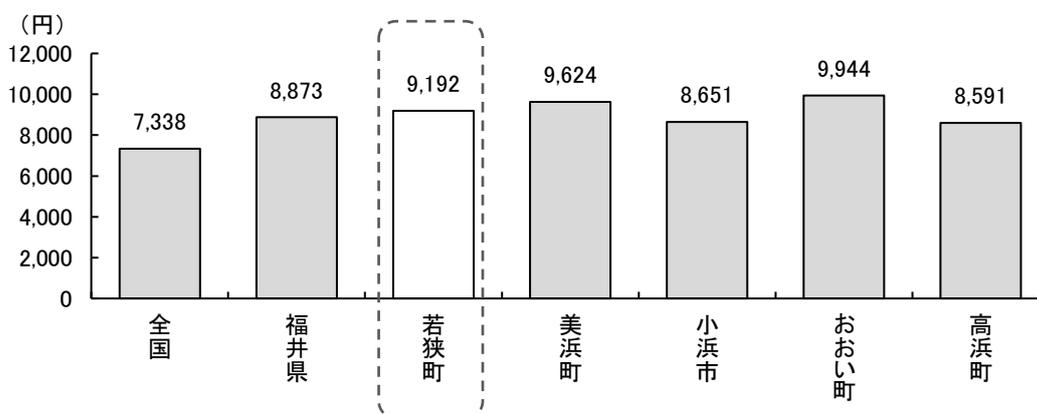
(6) 他市町との比較(給付月額)

本町の調整済第1号被保険者1人あたり給付月額(施設サービス)は9,192円であり、全国平均7,338円と福井県平均8,873円より高くなっています。

調整済第1号被保険者1人あたり給付月額(居住系サービス)は558円であり、全国平均2,616円と福井県平均1,784円より低くなっています。

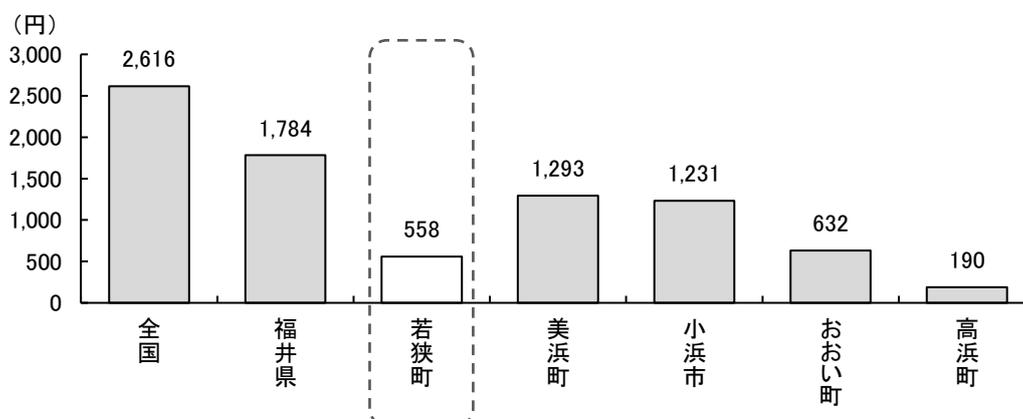
一方、調整済第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス)は12,144円であり、全国平均10,786円と福井県平均11,266円より高くなっています。

■調整済第1号被保険者1人あたり給付月額(施設サービス)(令和2年)



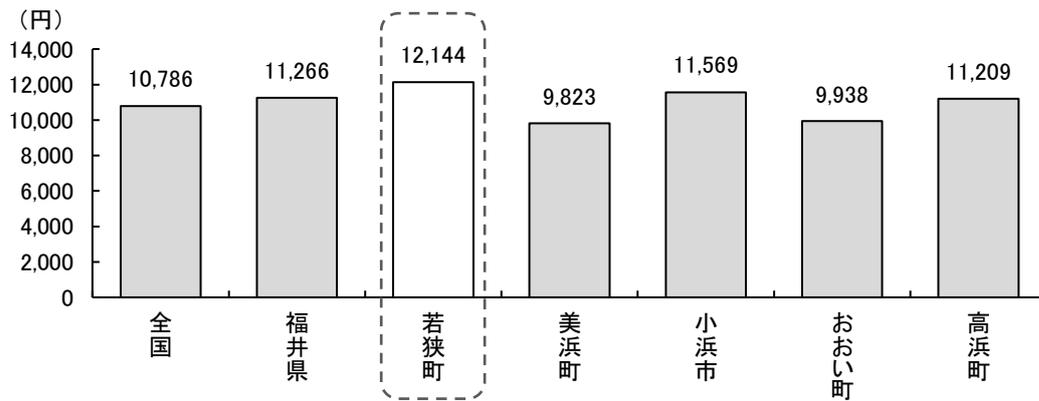
資料:「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

■調整済第1号被保険者1人あたり給付月額(居住系サービス)(令和2年)



資料:「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

■調整済第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス)(令和2年)



資料:「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

4. アンケート調査概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、本町における高齢者の現状・課題及び今後の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性を把握するため、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査は2種類で実施し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護認定を受けていない高齢者を対象とし、高齢者福祉に関する意識、社会参加の状況、要介護状態に陥るリスクの分析等から地域課題を把握することを目的としています。また、在宅介護実態調査は、要介護認定を受け、自宅で暮らしている人及びその介護をしている人から、家族介護者の就労状況等について把握することを目的としています。

■調査の対象者及び実施方法

	調査対象者	実施方法
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	町内在住の65歳以上の方 (介護保険の認定者(要介護1 以上の方)を除く高齢者・無作 為抽出)	サロンより直接配布・直接回収 による本人記入方式
在宅介護実態調査	町内在住の65歳以上の方 (要介護認定者で在宅サービス を受給されている方のみ)	ケアマネジャーより直接配布・ 直接回収による本人記入方式

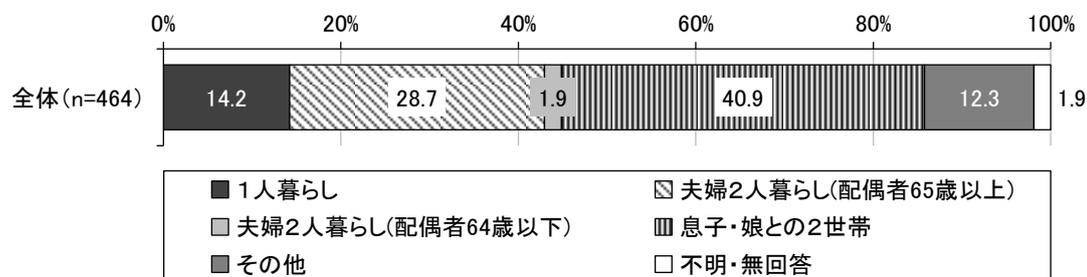
■調査票の配布・回収状況

	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	515 件	464 件	90.1%
在宅介護実態調査	300 件	282 件	94.0%

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(概要)

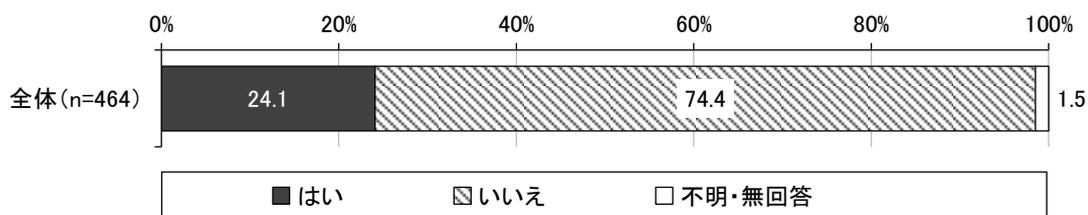
①家族構成をお教えてください(単数回答)

家族構成についてみると、「息子・娘との2世帯」が40.9%で最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が28.7%、「1人暮らし」が14.2%となっています。



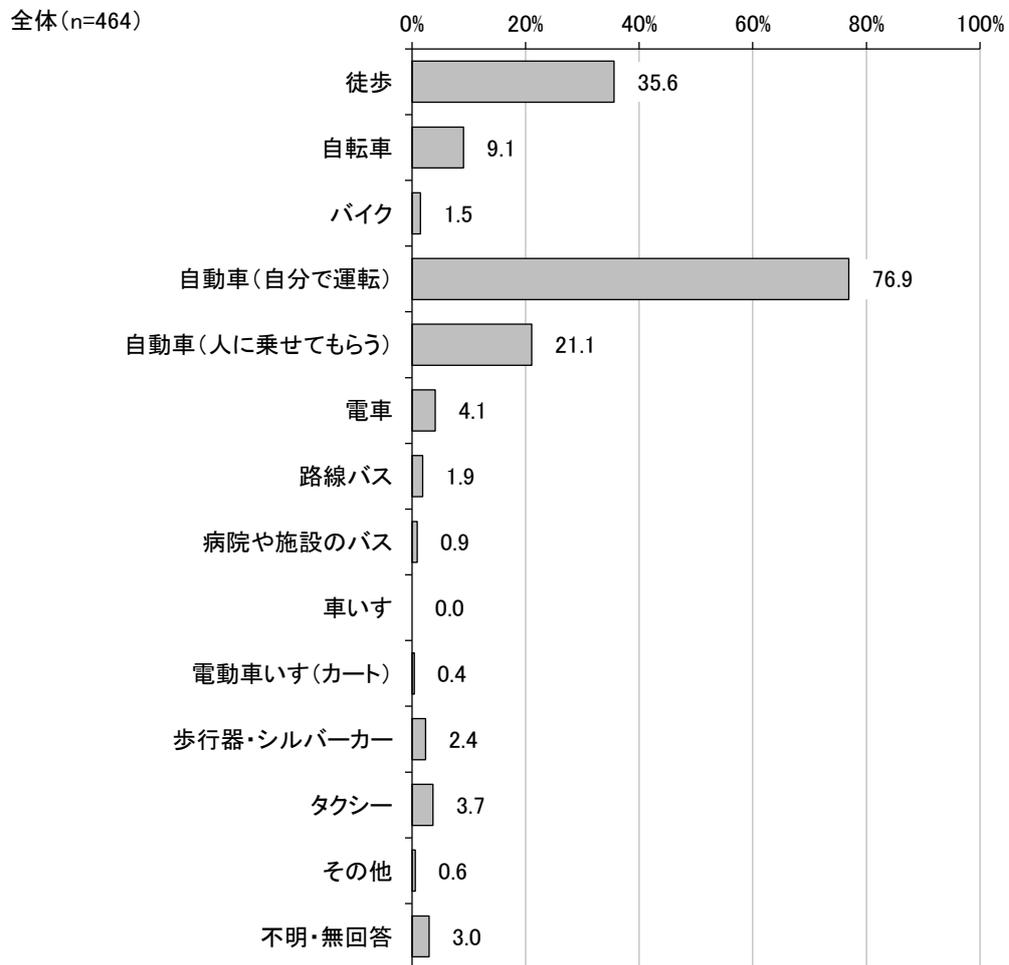
②外出を控えていますか(単数回答)

外出を控えているかについてみると、「はい」が24.1%、「いいえ」が74.4%となっています。



③外出する際の移動手段は何ですか(複数回答)

外出する際の移動手段についてみると、「自動車(自分で運転)」が76.9%で最も高く、次いで「徒歩」が35.6%、「自動車(人に乗せてもらう)」が21.1%となっています。



④以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか(単数回答) (国指定設問)

会・グループの参加頻度についてみると、『介護予防のための通いの場』では「月1～3回」、『老人クラブ』『自治会』では「年に数回」、その他の会・グループでは「参加していない」が最も高くなっています。

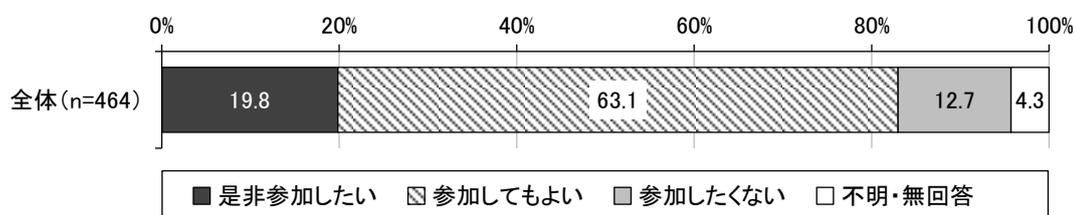
①ボランティアのグループ			②スポーツ関係のグループやクラブ			③趣味関係のグループ		
	件数(件)	割合(%)		件数(件)	割合(%)		件数(件)	割合(%)
週4回以上	9	1.9	週4回以上	7	1.5	週4回以上	3	0.6
週2～3回	9	1.9	週2～3回	30	6.5	週2～3回	14	3.0
週1回	12	2.6	週1回	28	6.0	週1回	24	5.2
月1～3回	62	13.4	月1～3回	46	9.9	月1～3回	65	14.0
年に数回	89	19.2	年に数回	28	6.0	年に数回	47	10.1
参加していない	173	37.3	参加していない	230	49.6	参加していない	209	45.0
不明・無回答	110	23.7	不明・無回答	95	20.5	不明・無回答	102	22.0
全体	464	100.0	全体	464	100.0	全体	464	100.0

④学習・教養サークル			⑤介護予防のための通いの場			⑥老人クラブ		
	件数(件)	割合(%)		件数(件)	割合(%)		件数(件)	割合(%)
週4回以上	0	0.0	週4回以上	3	0.6	週4回以上	3	0.6
週2～3回	4	0.9	週2～3回	17	3.7	週2～3回	2	0.4
週1回	4	0.9	週1回	12	2.6	週1回	0	0.0
月1～3回	38	8.2	月1～3回	182	39.2	月1～3回	30	6.5
年に数回	34	7.3	年に数回	119	25.6	年に数回	231	49.8
参加していない	257	55.4	参加していない	85	18.3	参加していない	102	22.0
不明・無回答	127	27.4	不明・無回答	46	9.9	不明・無回答	96	20.7
全体	464	100.0	全体	464	100.0	全体	464	100.0

⑦自治会			⑧収入のある仕事		
	件数(件)	割合(%)		件数(件)	割合(%)
週4回以上	1	0.2	週4回以上	44	9.5
週2～3回	2	0.4	週2～3回	56	12.1
週1回	1	0.2	週1回	13	2.8
月1～3回	31	6.7	月1～3回	13	2.8
年に数回	151	32.5	年に数回	32	6.9
参加していない	150	32.3	参加していない	208	44.8
不明・無回答	128	27.6	不明・無回答	98	21.1
全体	464	100.0	全体	464	100.0

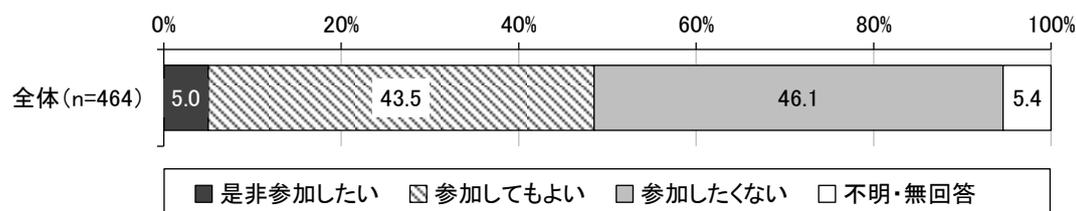
⑤地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか
(単数回答)

活動に参加者として参加してみたいと思うかについてみると、「参加してもよい」が63.1%で最も高く、次いで「是非参加したい」が19.8%、「参加したくない」が12.7%となっています。



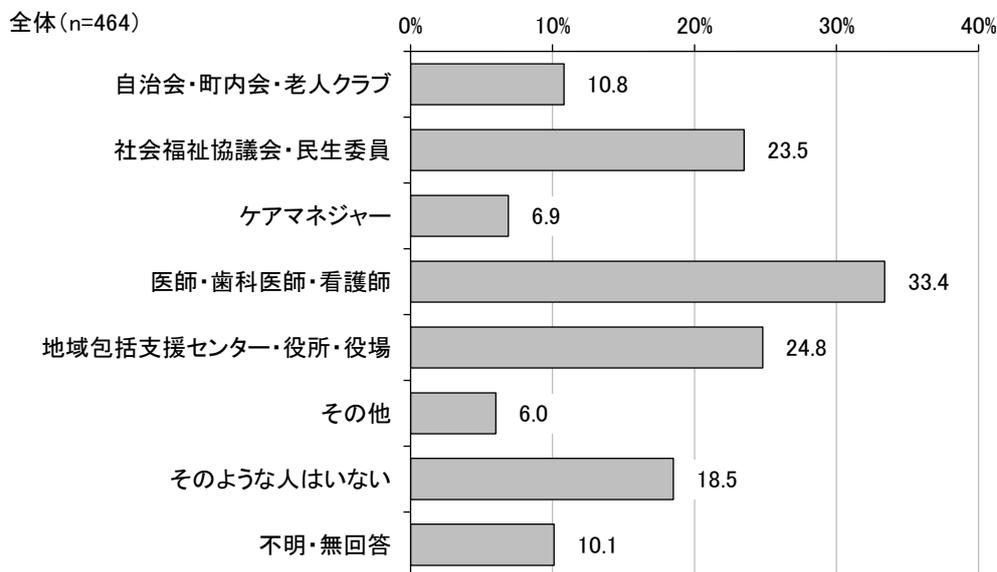
⑥地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか(単数回答)

活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思うかについてみると、「参加したくない」が46.1%で最も高く、次いで「参加してもよい」が43.5%、「是非参加したい」が5.0%となっています。



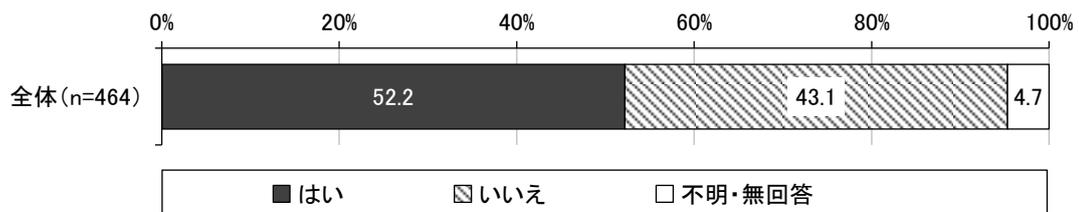
⑦家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください(複数回答)

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手についてみると、「医師・歯科医師・看護師」が33.4%で最も高く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」が24.8%、「社会福祉協議会・民生委員」が23.5%となっています。



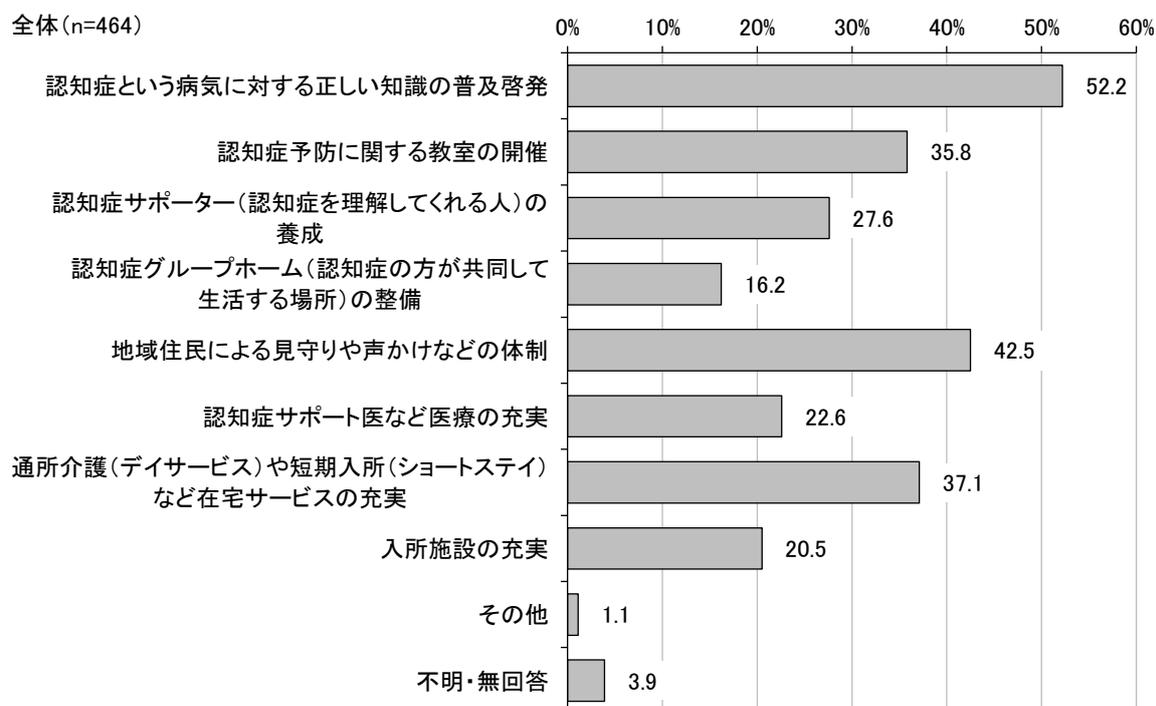
⑧認知症に関する相談窓口を知っていますか(単数回答)

認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「はい」が52.2%、「いいえ」が43.1%となっています。



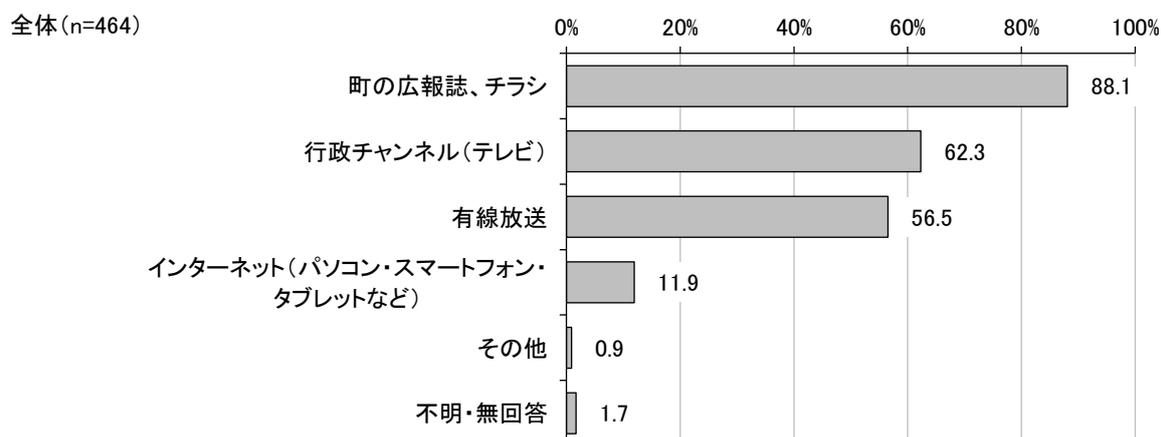
⑨認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするためには、どんなことが必要だと思いますか(複数回答)

認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするためには、どんなことが必要かについてみると、「認知症という病気に対する正しい知識の普及啓発」が52.2%で最も高く、次いで「地域住民による見守りや声かけなどの体制」が42.5%、「通所介護(デイサービス)や短期入所(ショートステイ)など在宅サービスの充実」が37.1%となっています。



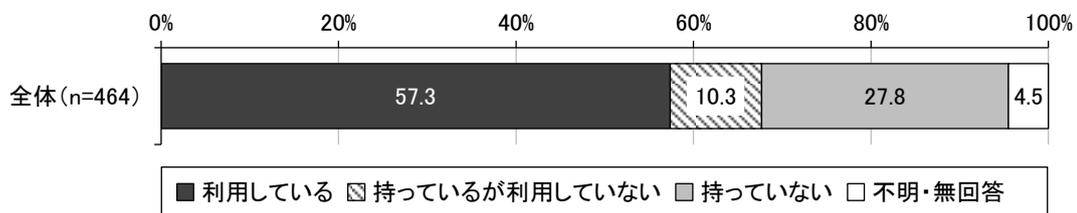
⑩主に町からの情報は、どのように得られていますか(複数回答)

主に町からの情報は、どのように得られているかについてみると、「町の広報誌、チラシ」が88.1%で最も高く、次いで「行政チャンネル(テレビ)」が62.3%、「有線放送」が56.5%となっています。



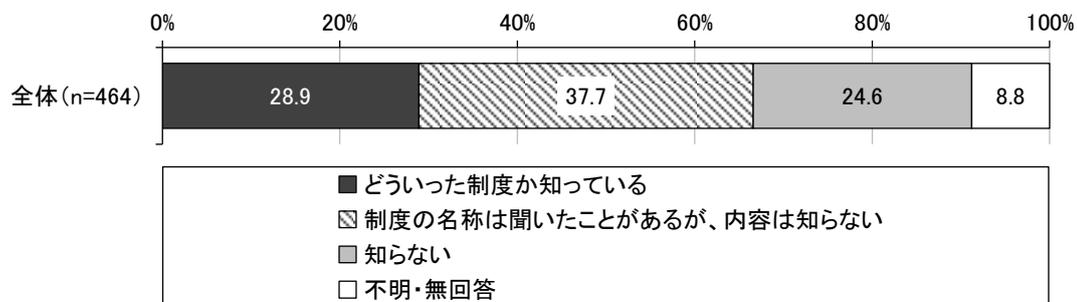
⑪電話やFAX以外の情報通信機器(パソコン・スマートフォン・タブレットなど)を利用していますか
(単数回答)

電話やFAX以外の情報通信機器の利用についてみると、「利用している」が57.3%で最も高く、次いで「持っていない」が27.8%、「持っているが利用していない」が10.3%となっています。



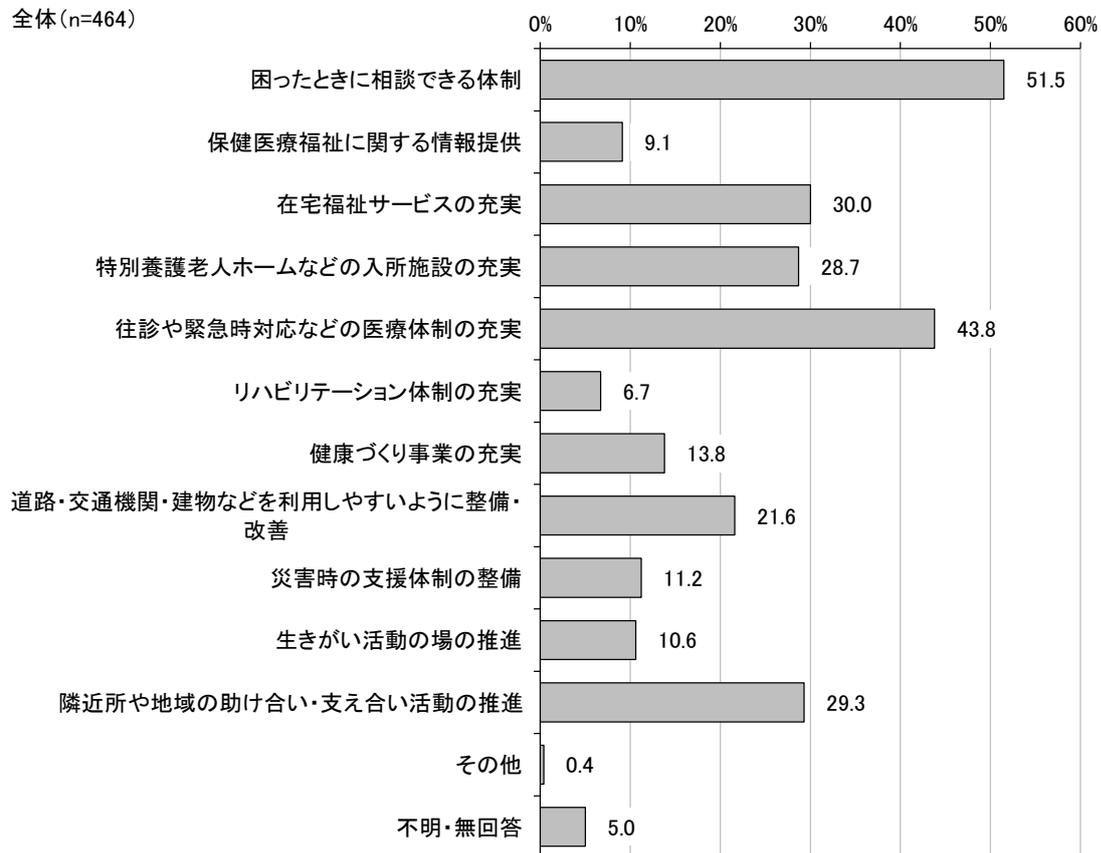
⑫あなたは、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利を保護する「成年後見制度」を知っていますか(単数回答)

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利を保護する「成年後見制度」を知っているかについてみると、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.7%で最も高く、次いで「どういった制度か知っている」が28.9%、「知らない」が24.6%となっています。



⑬高齢者にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと思いますか
(複数回答)

高齢者にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要かについてみると、「困ったときに相談できる体制」が51.5%で最も高く、次いで「往診や緊急時対応などの医療体制の充実」が43.8%、「在宅福祉サービスの充実」が30.0%となっています。



■要支援リスク判定

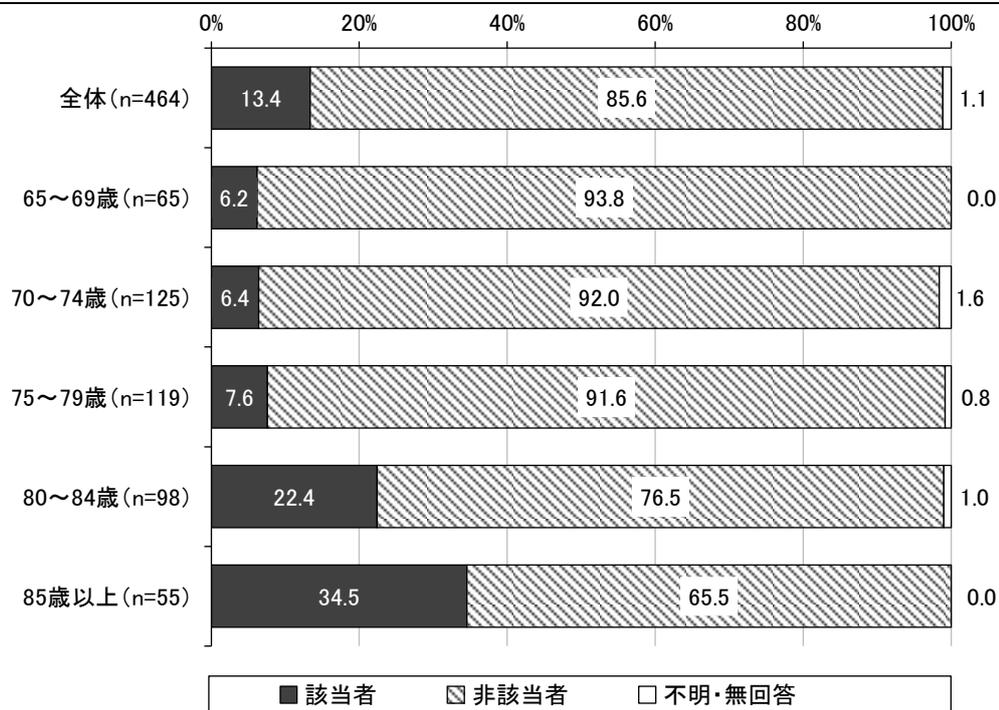
アンケート調査の回答結果に基づき、要支援となるリスクがどの程度あるかを算出しました。判定方法及び判定結果は以下の通りです。

判定項目及び判定方法

項目	判定の基となる設問	
運動器機能の低下	問 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 問 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 問 15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
	問 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	問 転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
該当する選択肢(網掛けの箇所)が3問以上回答された場合リスクあり		
口腔機能の低下	問 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか 問 お茶や汁物等でむせることがありますか 問 口の渇きが気になりますか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢(網掛けの箇所)が2問以上回答された場合リスクあり	
認知機能の低下	問 物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢(網掛けの箇所)が回答された場合リスクあり	
うつ傾向	問 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか 問 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢(網掛けの箇所)が1問以上回答された場合リスクあり	

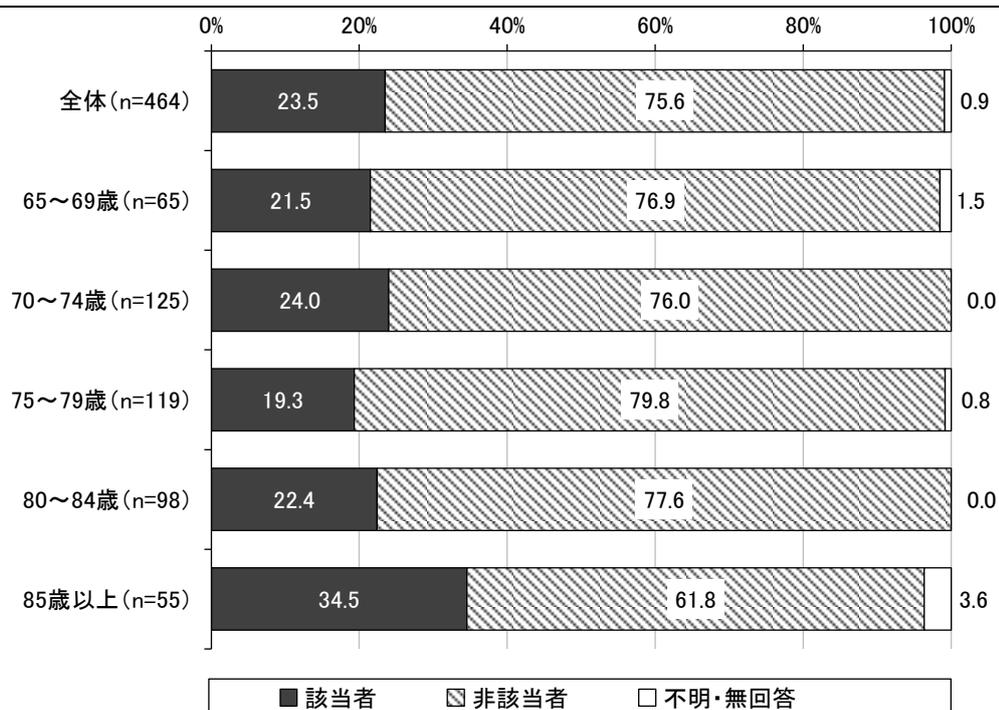
■ 運動器機能の低下

運動器機能の低下についてみると、全体では「該当者」が13.4%、「非該当者」が85.6%となっています。年齢が上がるにつれて「該当者」の割合は増加しており、85歳以上では34.5%となっています。



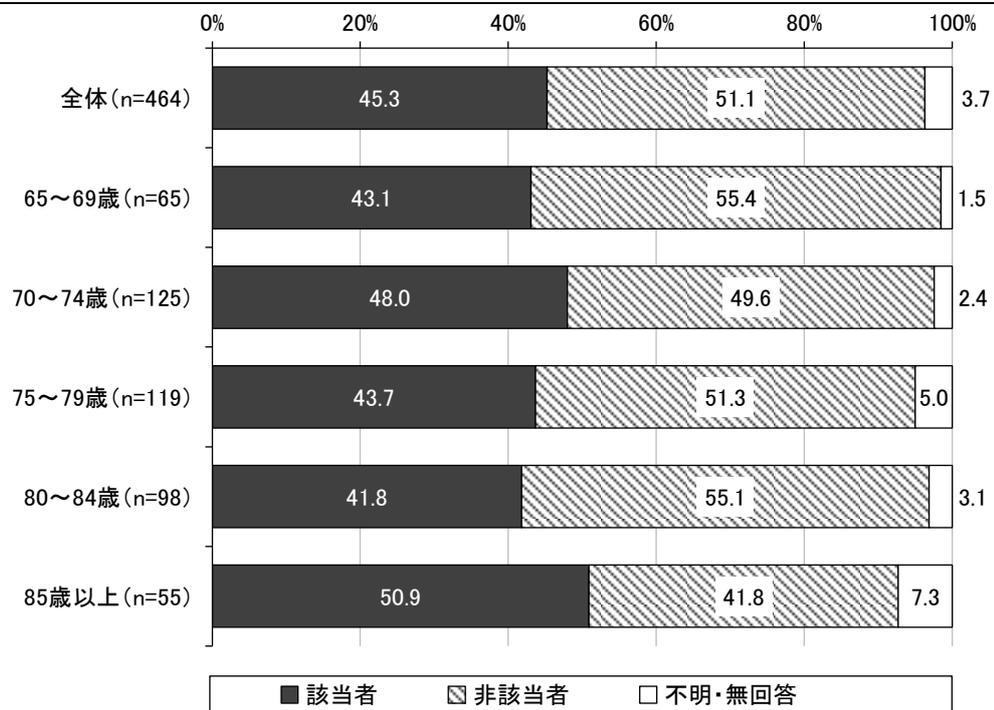
■ 口腔機能の低下

口腔機能の低下についてみると、全体では「該当者」が23.5%、「非該当者」が75.6%となっています。85歳以上では「該当者」が34.5%となっています。



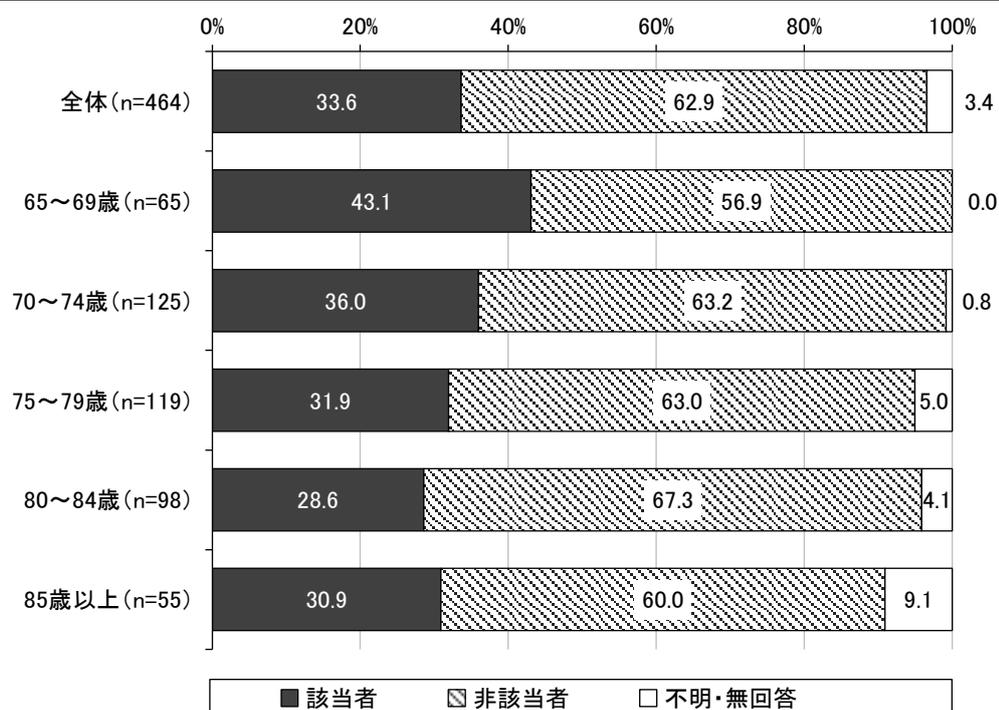
■ 認知機能の低下

認知機能の低下についてみると、全体では「該当者」が45.3%、「非該当者」が51.1%となっています。85歳以上では「該当者」が50.9%となっています。



■ うつ傾向

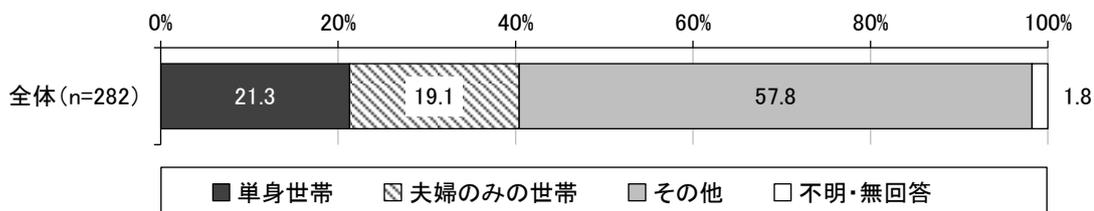
うつ傾向についてみると、全体では「該当者」が33.6%、「非該当者」が62.9%となっています。年齢が下がるにつれて「該当者」の割合は増加傾向となっており、65～69歳では43.1%となっています。



(3)在宅介護実態調査(概要)

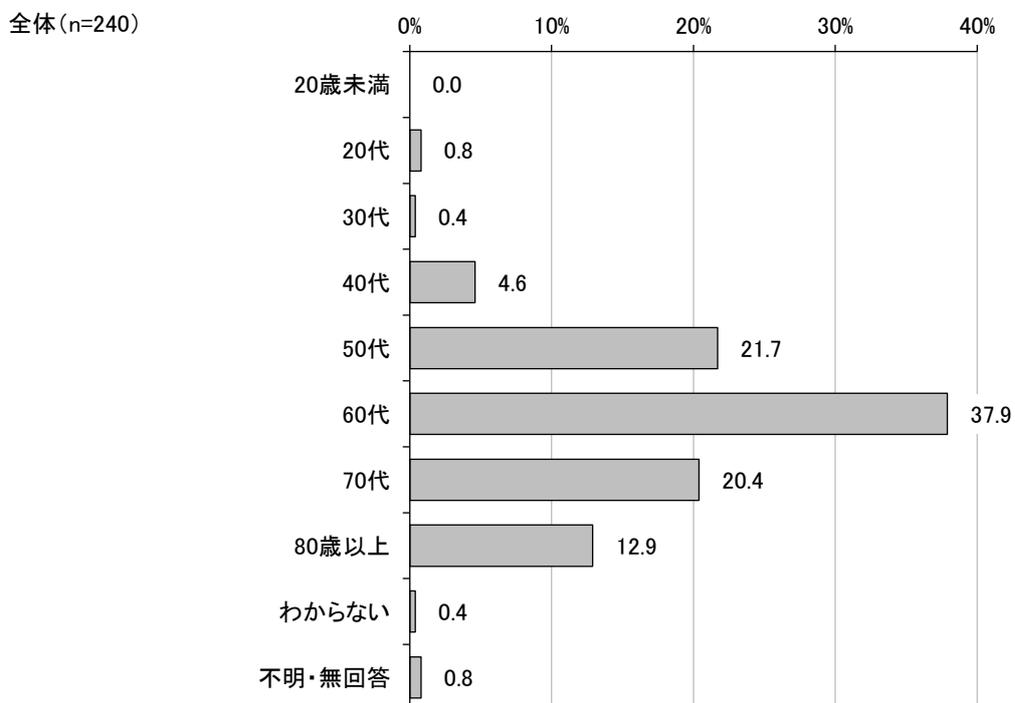
①世帯類型について、ご回答ください(単数回答)

世帯類型についてみると、「単身世帯」が21.3%、「夫婦のみの世帯」が19.1%、「その他」が57.8%となっています。



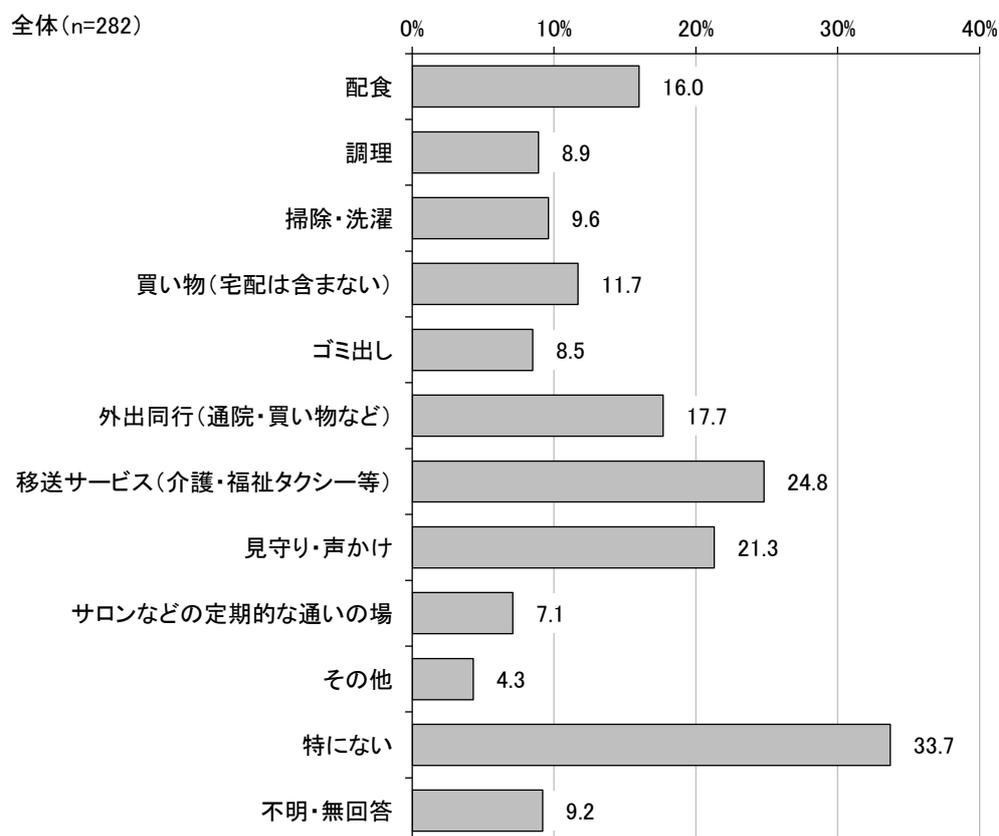
②主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(単数回答)

主な介護者の方の年齢についてみると、「60代」が37.9%で最も高く、次いで「50代」が21.7%、「70代」が20.4%となっています。



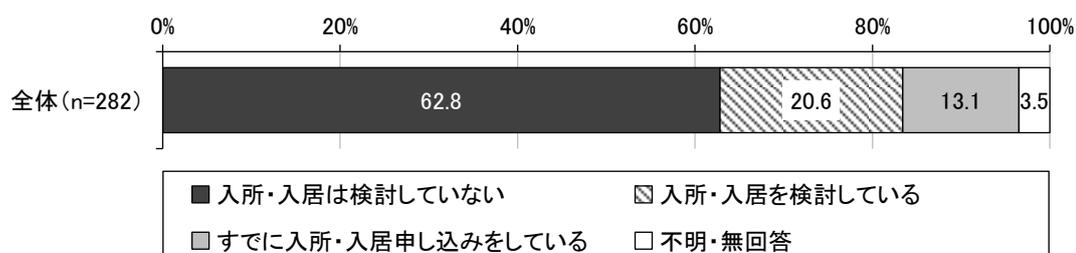
③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください(複数回答)

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「特にない」が33.7%で最も高く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が24.8%、「見守り・声かけ」が21.3%となっています。



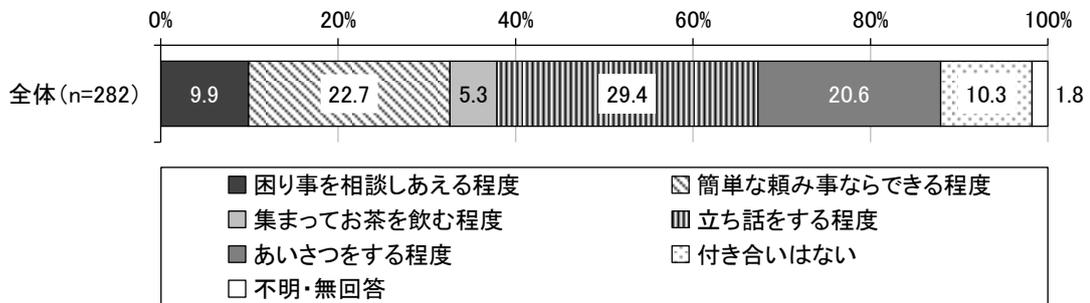
④現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(単数回答)

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居は検討していない」が62.8%で最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が20.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が13.1%となっています。



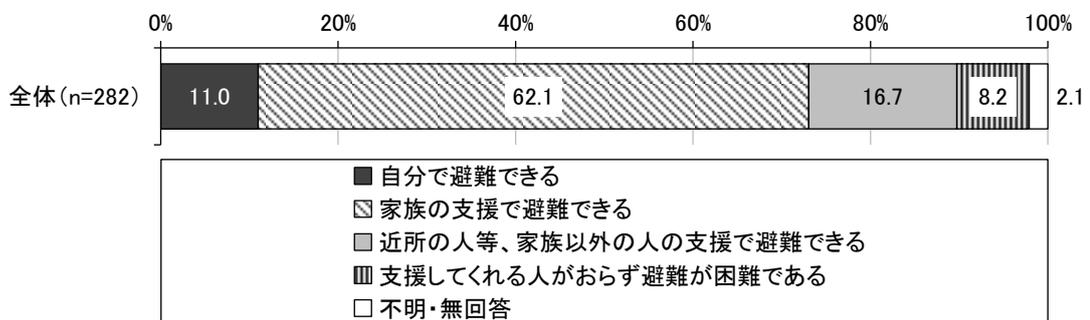
⑤近所の人とどの程度の付き合いをしていますか(単数回答)

近所の人とどの程度の付き合いをしているかについてみると、「立ち話をする程度」が29.4%で最も高く、次いで「簡単な頼み事ならできる程度」が22.7%、「あいさつをする程度」が20.6%となっています。



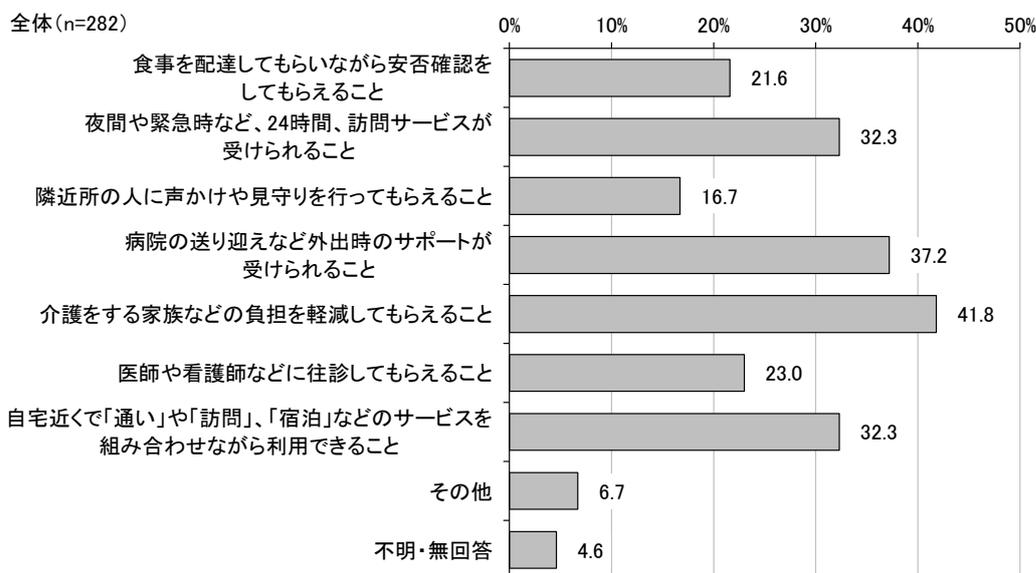
⑥地震等の災害が起こった場合、あなたはどのようにされますか(単数回答)

地震等の災害が起こった場合の避難についてみると、「家族の支援で避難できる」が62.1%で最も高く、次いで「近所の人等、家族以外の人々の支援で避難できる」が16.7%、「自分で避難できる」が11.0%となっています。



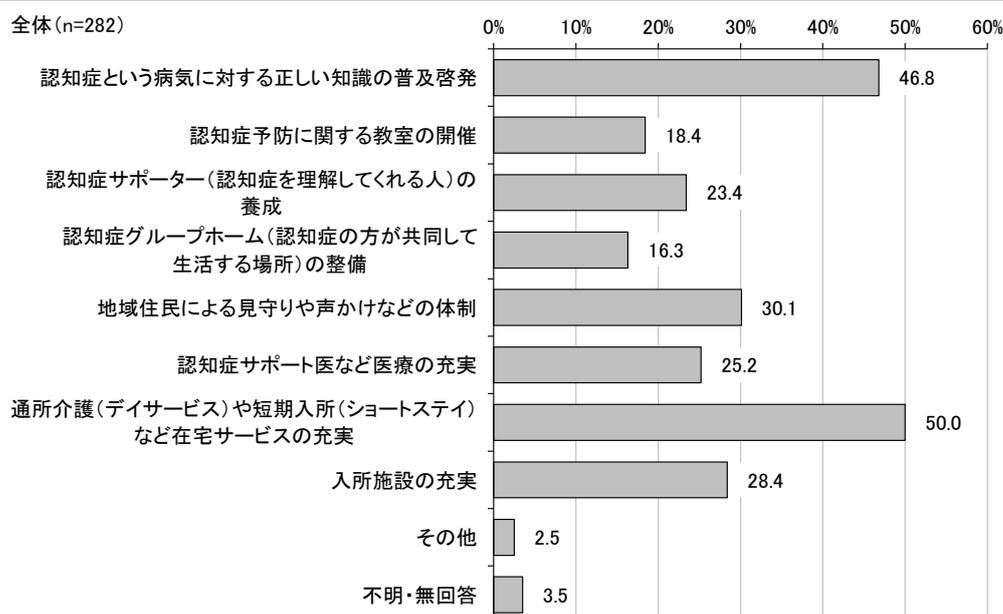
⑦あなたは自宅での生活を続けるには、どのような支援を充実すべきだと思いますか(複数回答)

自宅での生活を続けるには、どのような支援を充実すべきだと思うかについてみると、「介護をする家族などの負担を軽減してもらえること」が41.8%で最も高く、次いで「病院の送り迎えなど外出時のサポートが受けられること」が37.2%、「夜間や緊急時など、24時間、訪問サービスが受けられること」「自宅近くで「通い」や「訪問」、「宿泊」などのサービスを組み合わせながら利用できること」がともに32.3%となっています。



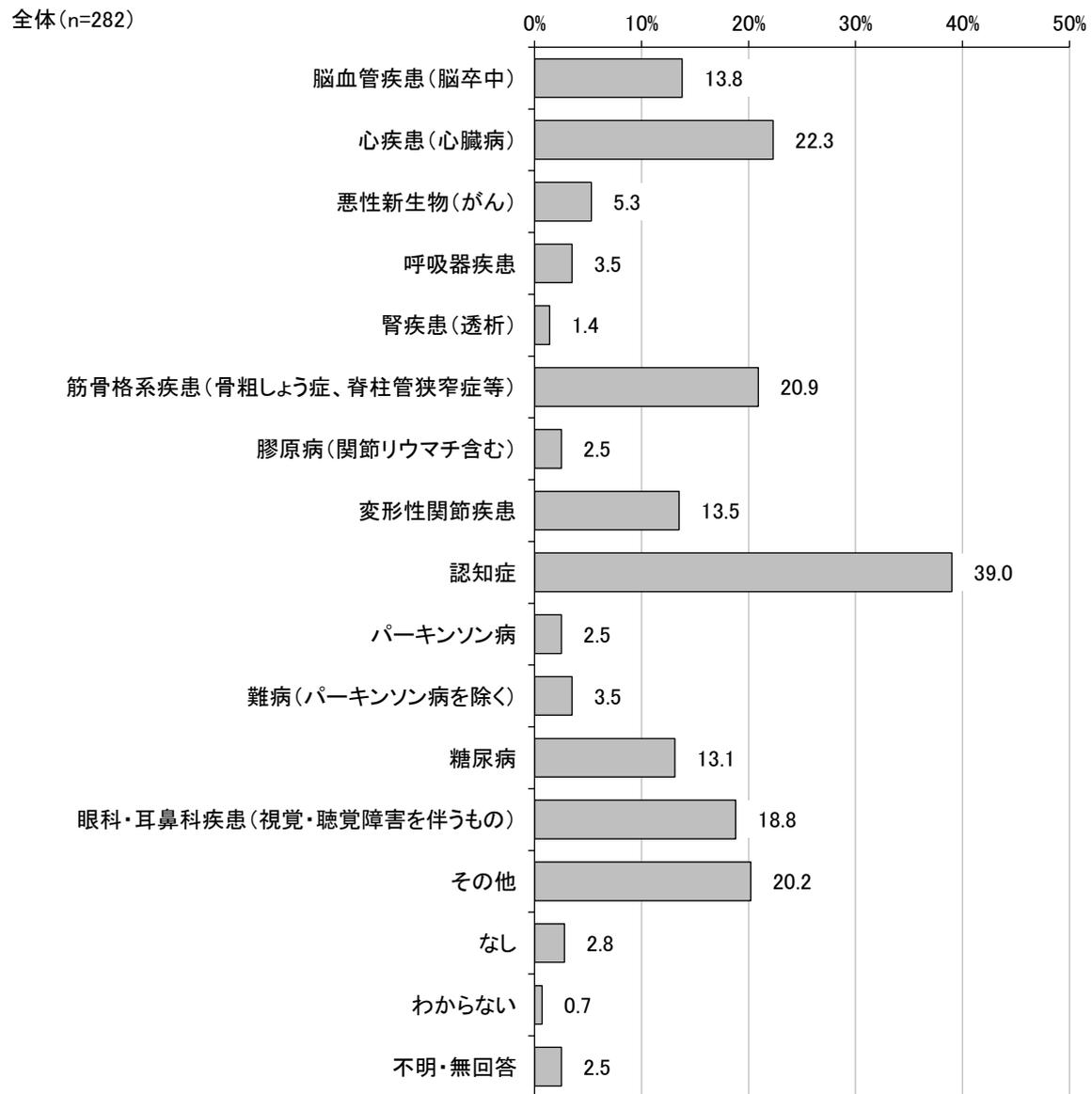
⑧認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするためには、どんなことが必要だと思いますか(複数回答)

認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするために必要なことについてみると、「通所介護(デイサービス)や短期入所(ショートステイ)など在宅サービスの充実」が50.0%で最も高く、次いで「認知症という病気に対する正しい知識の普及啓発」が46.8%、「地域住民による見守りや声かけなどの体制」が30.1%となっています。



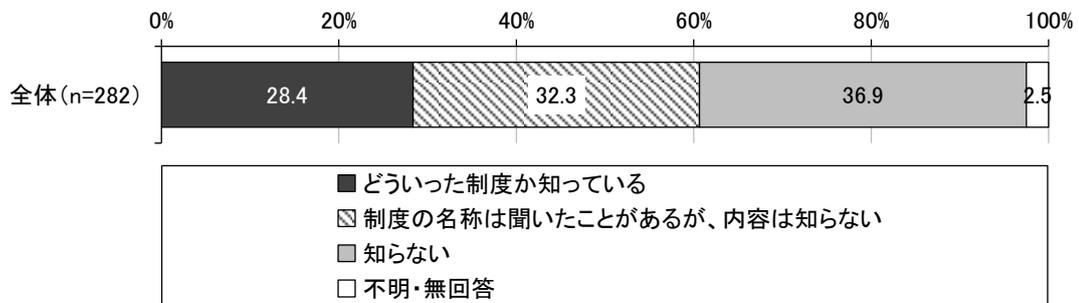
◎ご本人(認定調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください(複数回答)

ご本人が、現在抱えている傷病についてみると、「認知症」が39.0%で最も高く、次いで「心疾患(心臓病)」が22.3%、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が20.9%となっています。



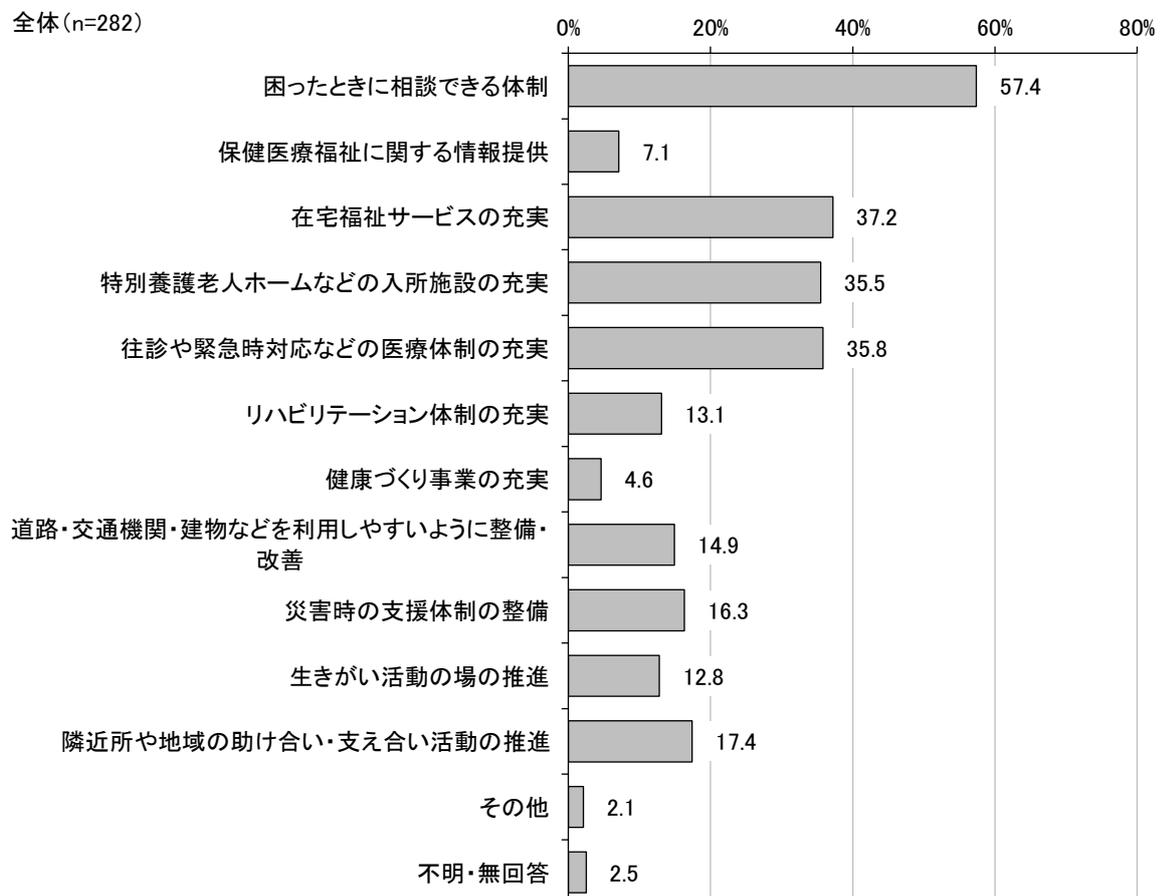
⑩あなたは、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利を保護する「成年後見制度」を知っていますか
(単数回答)

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利を保護する「成年後見制度」を知っているかについてみると、「知らない」が36.9%で最も高く、次いで「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が32.3%、「どういった制度か知っている」が28.4%となっています。



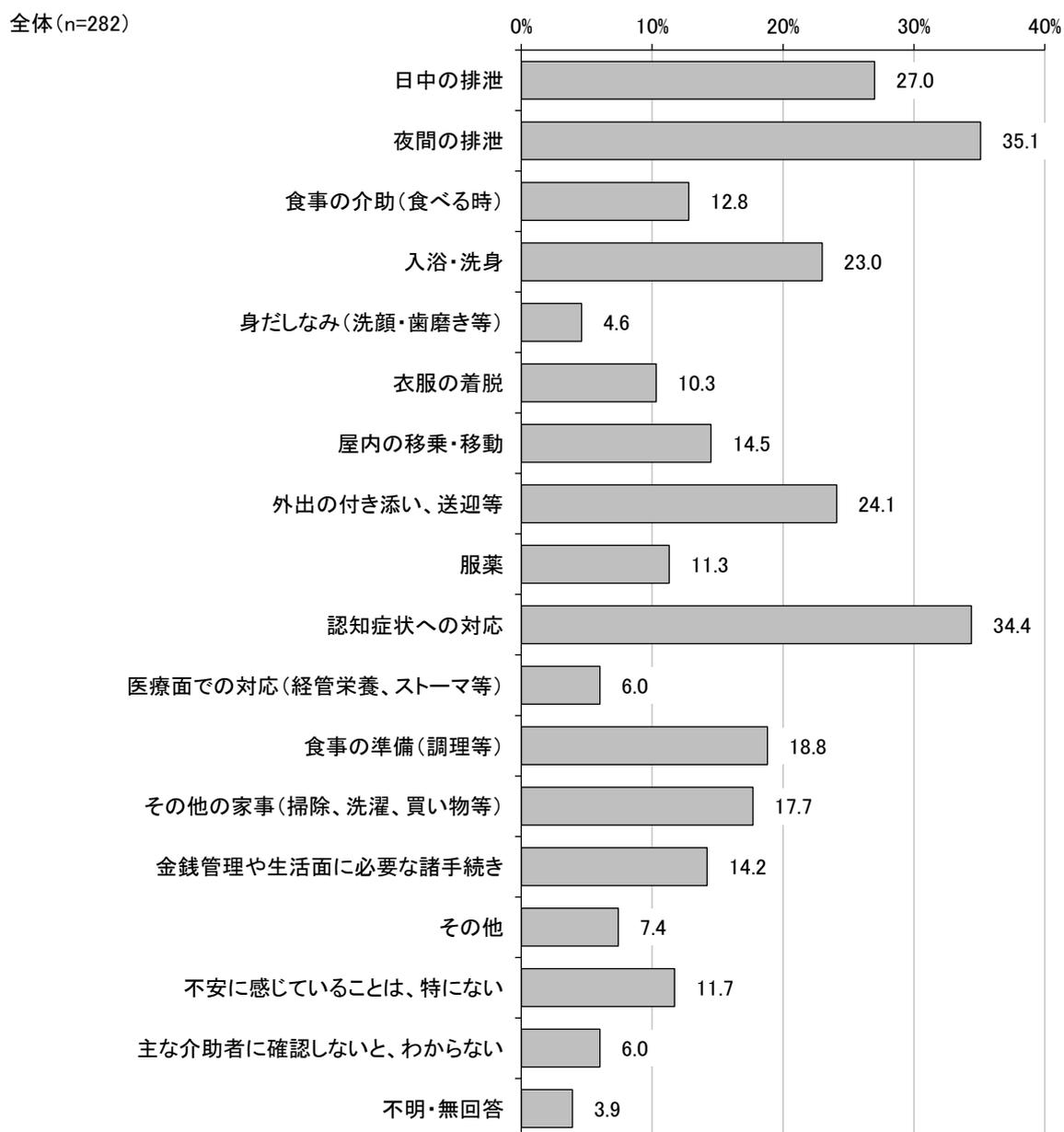
⑪高齢者にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと思いますか
(複数回答)

高齢者にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要かについてみると、「困ったときに相談できる体制」が57.4%で最も高く、次いで「在宅福祉サービスの充実」が37.2%、「往診や緊急時対応などの医療体制の充実」が35.8%となっています。



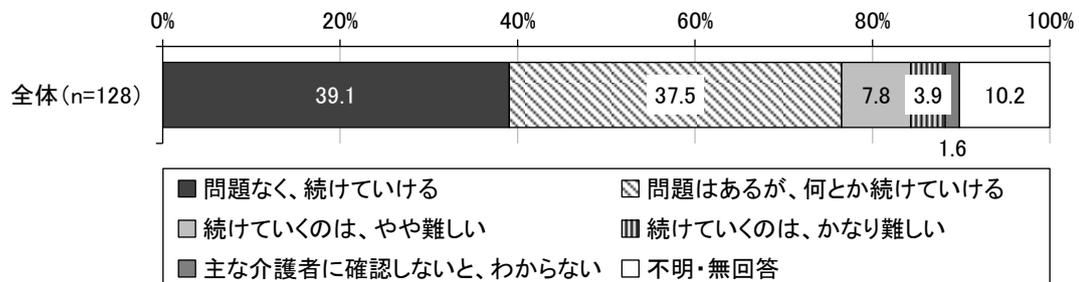
⑫現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、
ご回答ください(複数回答)

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてみると、「夜間の排泄」が35.1%で最も高く、次いで「認知症状への対応」が34.4%、「日中の排泄」が27.0%となっています。



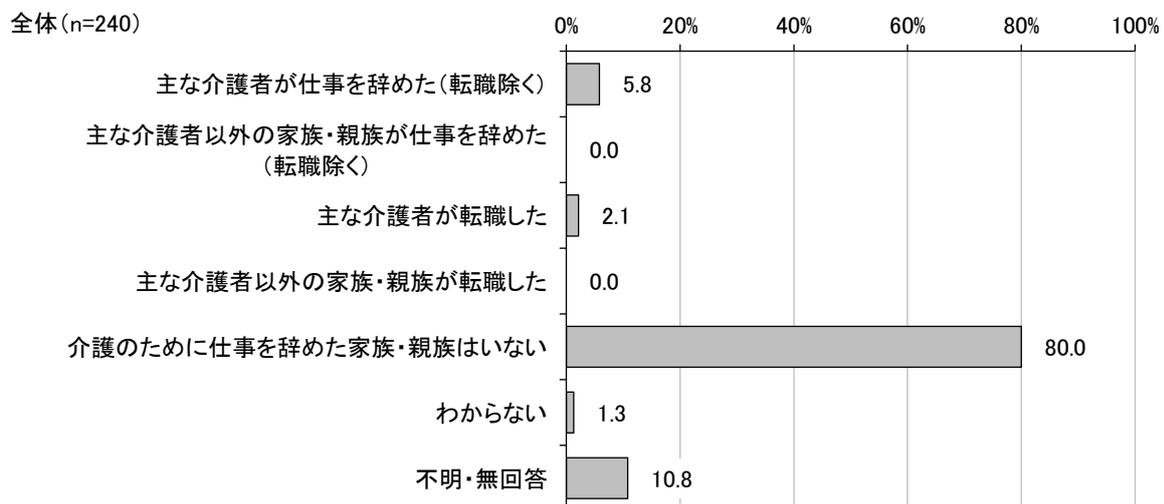
⑬主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(単数回答)

今後も働きながら介護を続けていけそうかについてみると、「問題なく、続けていける」が39.1%で最も高く、次いで「問題はあるが、何とか続けていける」が37.5%、「続けていくのは、やや難しい」が7.8%となっています。



⑭ご家族やご親族の中で、ご本人(認定調査対象者)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(複数回答)

ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいるかについてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が80.0%で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が5.8%、「主な介護者が転職した」が2.1%となっています。



5. 本町の課題

本町の現状やアンケート調査結果から考えられる課題は以下のとおりです。

課題1 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化と推進

わが国では、高齢化社会の進展による医療や介護の需要のさらなる増加を見込み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を掲げています。

本町においても、高齢化は進んでおり、総人口が減少傾向の中、高齢者人口はほぼ横ばいで推移し、総人口に占める高齢者の割合は増加傾向となっています。

また、総世帯数における高齢者のみ世帯数も増加傾向となっており、令和3年以降は4割を上回る割合となっています。

高齢者の人口比率・世帯比率の増加に対応するためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えつながることにより、「我が事・丸ごと」として、住民等が主体的に地域づくりへ参加し、地域社会全体で包括的な支援体制を築く必要があります。

本町では、地域包括支援センターを設置し、地域包括ケア推進会議も開催する等、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進してきました。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果・在宅介護実態調査結果をみると、【高齢者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと】では、両調査ともに「困ったときに相談できる体制」が最も高くなっていることから、相談窓口としての地域包括支援センターの活用においては、改善の余地が残されています。

今後は、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るべく、地域包括支援センターの認知度を向上させるとともに、関係機関の連携を強化し、身近な地域での安心した生活の保障に努め、住民等が主体的に地域づくりに参加しやすい環境の構築が必要です。

課題2 多様なニーズに対応した在宅医療・介護サービスの基盤整備

団塊世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を踏まえ、今後は医療や介護の需要がより増加するとともに、サービスの多様化が見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、医療及び介護の双方のニーズを有する高齢者の状況把握、分析を進め、医療と介護の連携による効果的かつ効率的な提供が重要となります。

本町においても、総人口における高齢化率が増加傾向となっており、介護を必要とする高齢者が増加する半面、生産年齢人口の減少による介護人材の不足が懸念されます。

在宅介護実態調査結果をみると、【現時点での、施設等への入所・入居の検討状況】では、「入所・入居は検討していない」が62.8%で6割を超えており、自宅での生活を求める方が多くなっています。

また、【自宅生活の継続に必要な支援の充実】では「介護をする家族などの負担を軽減してもらえること」が約4割と最も高くなっており、自宅生活の継続において、介護者への支援を求める方が多くなっています。

介護者に対する【今後も働きながら介護を続けていけそうか】という設問では、「問題なく、続けていける」が約4割、「問題はあるが、何とか続けていける」が3割台後半となっていますが、『継続困難計』（「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」の合計）も11.7%と1割を超えています。

今後は、多様なニーズに柔軟に対応できるよう既存資源を活用した複合型サービス等、包括的な介護サービスの提供・整備を進めて行くとともに、介護離職の縮減に向けた基盤整備等、介護される側だけではなく、介護する側も視野に入れた介護サービスの充実が必要となります。

課題3 「共生」「予防」を踏まえた認知症施策の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、要支援リスク判定において「認知機能の低下」では、認知症のリスクがある人は45.3%と4割を超えています。

在宅介護実態調査結果をみると、【現在抱えている傷病】では、「認知症」が約4割と最も高く、【現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等】では、「認知症」への対応が34.4%で最も高くなっています。

認知症への対応について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、【認知症に関する相談窓口の認知度】では「知っている」が約5割にとどまっています。

【認知症になっても安心して暮らしていけるような地域にするために必要なこと】では、「認知症という病気に対する正しい知識の普及啓発」が5割台前半となっていることから、周知啓発の拡充が必要となります。

令和6年1月に施行された「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることとされています。

今後は、認知症に対する正しい理解や早期発見の必要性について普及・啓発に努めるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる重層的な支援体制をさらに進めていくことが必要です。

課題4 健康・生きがいづくりと介護予防の推進

本町の近年の総人口は減少傾向となっている中、後期高齢者数の割合については、増加傾向となっており、令和4年には19.5%と約2割で、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。

また、認定者数においては、軽度者(要支援1)数が増加傾向となっています。後期高齢者の増加が想定される中、今後は、軽度者を増やさず、重度化させないことが重要となります。

そのためには、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取り組みを推進するとともに、高齢者自身が、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、自らが生きがいをもち、積極的に社会参加することにより、地域とのつながりをもちながら、地域社会を支える担い手となることが重要です。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の【会・グループ等への参加頻度】をみると、『介護予防のための通いの場』では「月1～3回」、『老人クラブ』『自治会』では「年に数回」が最も高く、その他の会・グループでは「参加していない」が最も高くなっています。

高齢者の社会参加による健康づくりを進めるためにも、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など多様な社会参加の機会については、世代により変化する考え方や生活様式を踏まえ、必要に応じて施策を見直すことが必要です。

課題5 地域で安全・安心に暮らせる体制の整備

近年多発している台風や豪雨、地震等の大規模自然災害への防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた感染症対策、高齢者を狙った詐欺や消費者トラブル対策等、様々な観点において高齢者の安全・安心対策がより一層求められています。高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、地域社会全体による支援の拡充や災害・感染症対策に係る体制の整備が求められます。

そのような状況の中、在宅介護実態調査結果をみると、【近所の人との付き合いの程度】では、『近所の人との付き合いが希薄』（「あいさつをする程度」と「付き合いはない」の合計）は約3割となっています。また、【災害の際の避難方法】では「支援してくれる人がおらず避難が困難である」が1割程度となっており、地域との関わりが希薄な高齢者が一定数存在していることがうかがえます。

災害、事故、犯罪等、様々な不測の事態から高齢者自身を守るためには、正しい知識の普及・啓発に加え、関係機関同士のネットワーク強化等、地域コミュニティの連携を促進するとともに、支援が必要な人が地域の中で孤立することなく地域全体で寄り添い、支援を行うことが必要です。

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念

本計画は、第8期計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、基本的方向を積極的に展開していくため、基本理念を引き続き「**こころをつなぎ、仲間とともに支え合う 住民主体のしあわせまちづくり**」とし、地域住民と行政の協働による地域福祉の実現に向けた取り組みを積極的に推進するものとします。

◎基本理念

**こころをつなぎ、仲間とともに支え合う
住民主体のしあわせまちづくり**

2. 計画の基本方針

次の3つの基本方針に基づいて計画を推進していきます。

(1) 地域社会で安心していきいきと暮らす

高齢者が地域社会でいきいきと活躍するために、老人クラブをはじめとする地域活動や世代間交流、ボランティア活動を支援するとともに、自主的かつ積極的な介護予防や健康づくりを促進します。

また、介護保険サービスのみならず、住民主体の活動団体や自治会・町内会、ボランティア、企業等、多様な担い手によるインフォーマルサービスを創出するため、地域の支え合い活動を支援します。

(2) 住み慣れたまちで元気に暮らす

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターの機能強化や、介護関係機関・団体等との連携強化を図り、地域包括ケア体制を強化します。

特に、医療と介護の連携体制の構築を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することができる在宅ケア体制の整備を進めます。

(3) 地域で自立し尊厳をもって暮らす

高齢者が介護を必要とする状態となった場合でも、尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるよう、介護関係機関の連携強化、サービス従事者や介護職員の質の向上を図ります。

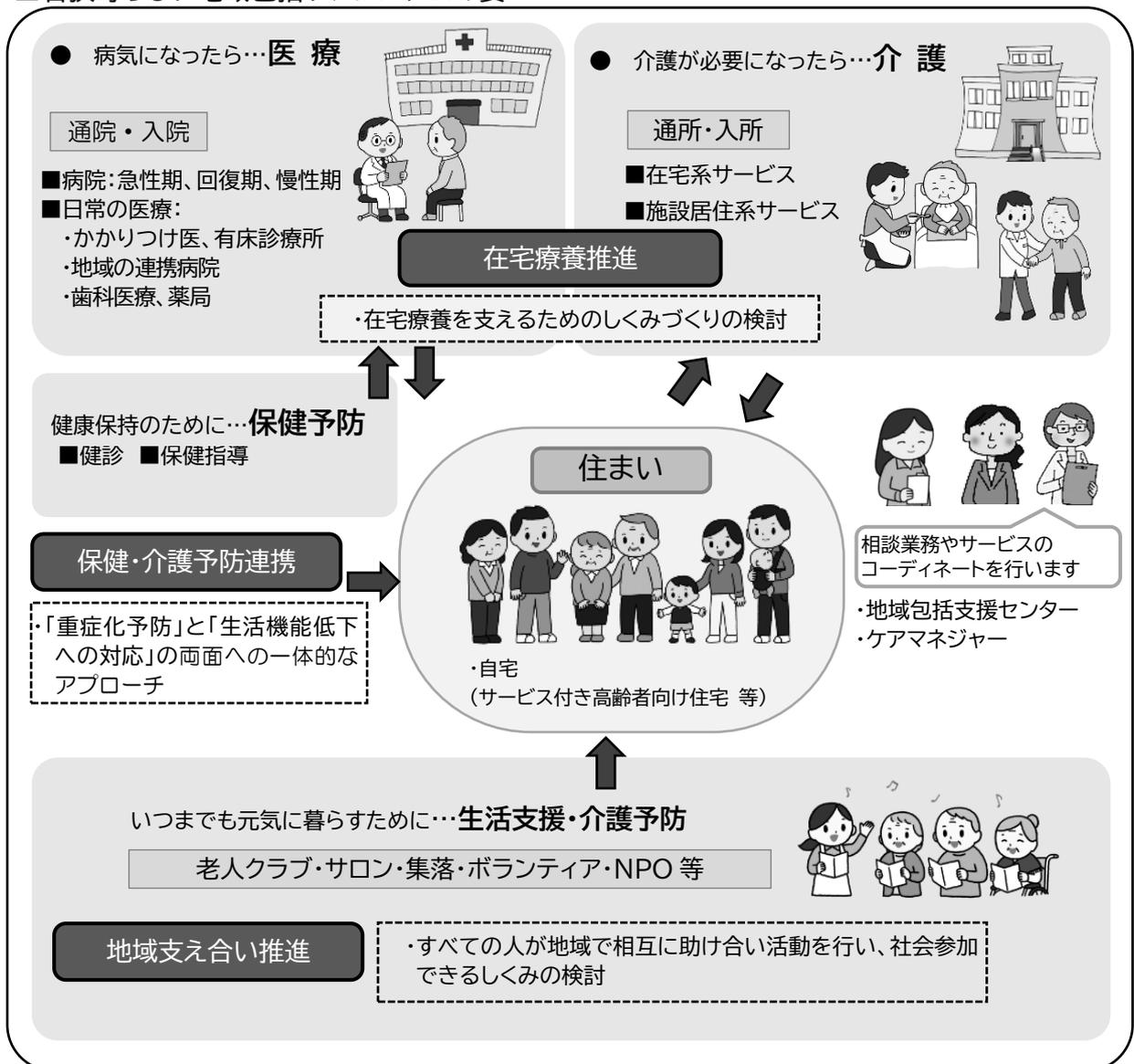
3. 重点目標

◎地域包括ケアシステムの深化・推進

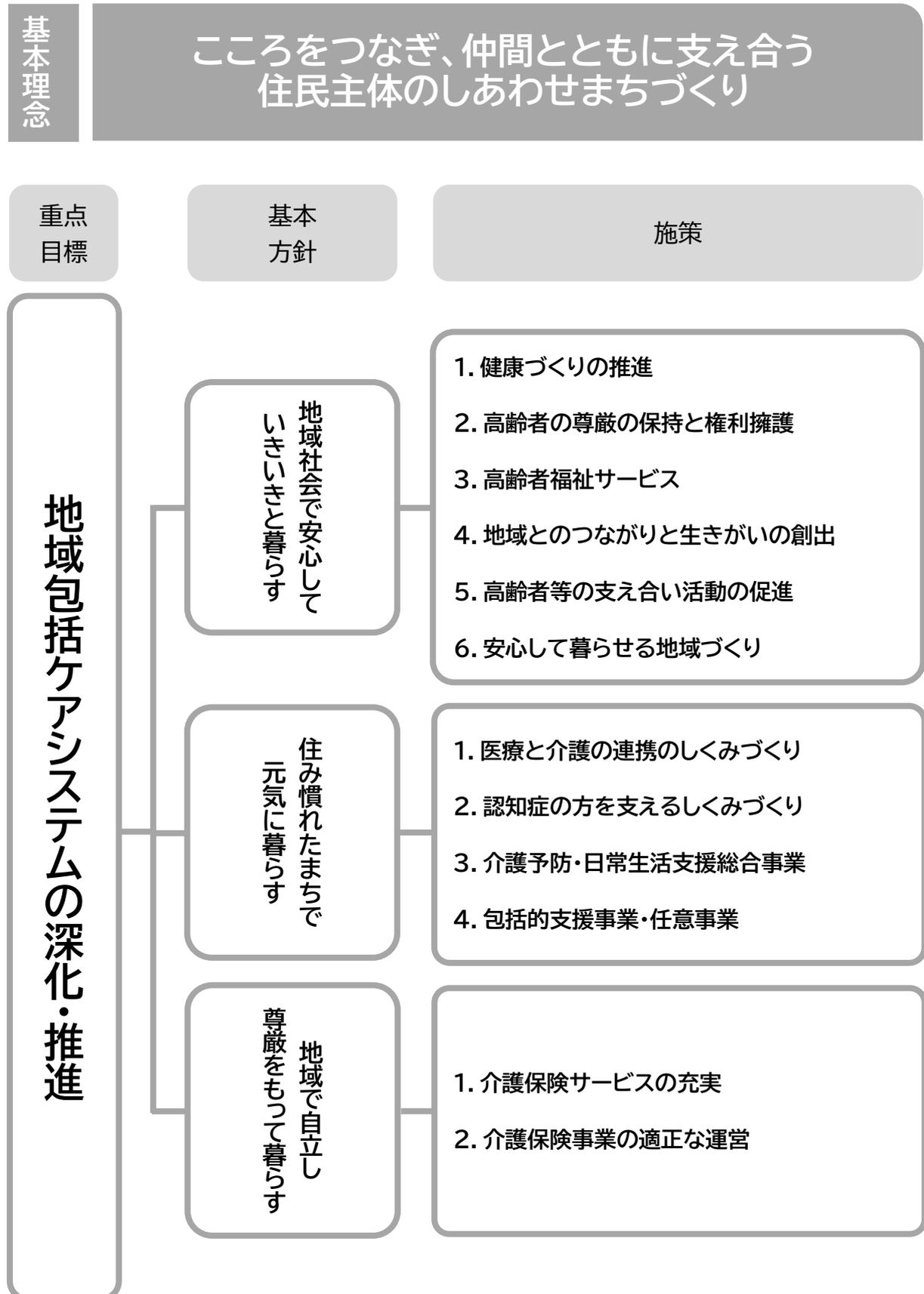
全国的に高齢化や人口減少が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げており、その改革の骨格として、地域を基盤とする包括的支援体制の強化が挙げられています。

本町では、包括的支援体制の一環として、若狭町らしい地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括ケア推進会議を設置しています。会議では「保健・介護予防連携」「在宅療養推進」「地域支え合い推進」の3分野に重点を置き、それぞれに目標を掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを展開しています。

■若狭町らしい地域包括ケアシステムの姿



4. 施策体系



施策一覧

基本方針1 地域社会で安心していきいきと暮らす

1. 健康づくりの推進

- (1)主体的な健康づくりの推進
- (2)心の健康づくり

2. 高齢者の尊厳の保持と権利擁護

- (1)高齢者虐待防止対策の推進

3. 高齢者福祉サービス

- (1)外出支援事業
- (2)高齢者等の生活支援
- (3)その他の高齢者福祉サービス

4. 地域とのつながりと生きがいの創出

- (1)交流機会の拡充と孤立化防止
- (2)雇用・就業への支援
- (3)生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進

5. 高齢者等の支え合い活動の促進

- (1)住民の自主的な活動の促進
- (2)誰もが参加しやすいボランティア活動の推進
- (3)福祉意識の醸成
- (4)社会福祉協議会への支援

6. 安心して暮らせる地域づくり

- (1)防災体制の整備
- (2)防犯体制の整備
- (3)感染症対策に係る体制整備
- (4)交通安全対策の推進
- (5)建物や道路のバリアフリーの推進
- (6)わかりやすい情報提供

基本方針2 住み慣れたまちで元気に暮らす

1. 医療と介護の連携のしくみづくり

- (1)在宅医療・介護連携の推進
- (2)地域ケア会議の充実

2. 認知症の方を支えるしくみづくり

- (1)認知症の理解と知識の普及
- (2)認知症予防対策の実施
- (3)認知症ケア体制の推進
- (4)認知症の方とその家族を支える地域のネットワークの充実

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1)介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援サービスの充実
- (2)生活支援コーディネーターの確保・育成
- (3)一般介護予防事業の充実

4. 包括的支援事業・任意事業

- (1)地域包括支援センターの機能強化
- (2)介護者等への支援

基本方針3 地域で自立し尊厳をもって暮らす

1. 介護保険サービスの充実

- (1)居宅サービス
- (2)地域密着型サービス
- (3)施設サービス

2. 介護保険事業の適正な運営

- (1)介護保険サービスの質の向上
- (2)介護人材の確保等の推進
- (3)保険者機能の強化
- (4)相談体制及び苦情処理システムの整備

第4章 施策の展開

基本方針1 地域社会で安心していきいきと暮らす

1. 健康づくりの推進

〔現状と課題〕

◆身体健康づくり

本町の認定者数を要支援・要介護度別にみると、要支援は横ばい、要介護は減少傾向になると予測されることから、フレイル予防・介護予防を推進するとともに、重度化の抑制を図ることが必要です。

今後も引き続き、保健師、管理栄養士等が健康診査の結果をもとに、生活習慣病や重症化予防のための継続した保健指導を行うとともに、町内医療機関との連携強化を促進し、健康診査受診勧奨や病院への適正受診、継続した保健活動を進めることが重要です。

また、要介護認定情報・介護レセプト等情報と高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報等のデータによる、課題分析や効果検証を図り、実施方法の改善へとつなげていくことも重要です。

今後は、地域住民を対象とした健康学習会の開催、保健推進員・食生活改善推進員を対象とした健康に関する研修会を実施し、健康づくりの意識の醸成を図り、町全体の健康づくり活動を推進する体制整備や環境づくりが必要です。

◆心の健康づくり

高齢者の心の健康を阻害する要因には、脳の老化そのものに関係する認知症や、様々な喪失体験や慢性的なストレスによる抑うつ状態があるとされています。

本町では、心の健康づくりについて、専門家による各種相談や心の健康に関する理解や知識を有するゲートキーパー※の養成に取り組んでいます。

さらに、福祉的行事等において、自殺予防や心の病気に対する理解促進、早期相談の勧奨を目的に、啓発活動を実施しています。

今後も、引き続き、気軽に相談できる場の周知啓発を促進するとともに、ゲートキーパーを地域の中に養成し、心の病気に対する理解促進、意識の向上を図ることが必要です。

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声かけをしたり話を聞いたりして、必要な支援を行い自殺の防止につなげる役割をもつ人。

〔施策の方向性〕

(1)主体的な健康づくりの推進

①情報の提供体制

- 生活習慣病の予防をはじめとして、ライフスタイルに応じた健康づくりに取り組めるよう、個人や事業所、地域ぐるみの取り組みを広報で紹介しており、健康チャレンジ事業を実施し、保健推進員・食生活改善推進員の活動を紹介する等、わかりやすく実践しやすい健康づくりに関する情報の提供を推進します。
- 町広報紙・ホームページ・公式SNS・音声告知放送等で情報提供体制を拡充するとともに、保健推進員や食生活改善推進員を通じ地域への情報提供を推進します。

②健康診査内容と体制の充実

- 健康診査日時や検査項目の追加等、必要な対策を講じることができるよう、検討・検証を進めます。

③生活習慣病・重症化予防のための継続した保健指導の実施

- 健康診査結果をもとに、生活習慣改善をめざした保健指導を行います。
- 健康診査で病院受診勧奨の対象となった方には、適正受診を勧めます。
- 医療機関受診後の結果を確認しながら、継続した保健指導を行います。
- 治療中断を予防するため、医療機関受診後の経過を把握し、継続した保健指導を行います。
- 町内の医療機関及び専門医との連携のしくみづくりをめざします。
- 連絡票を活用し、医療機関と連携を促進します。
- ケース検討会を開催し、情報を共有することにより、効果的な保健指導を推進します。

④生活習慣病予防を推進するための体制・環境整備

- 現在の推進員活動について、町全体の健康づくり活動を効果的に推進するための体制について検討します。
- 「減塩の日」PR、減塩食品のPR等を実施し、減塩対策を推進します。

⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 高齢者が自分の体の状態を知り、その状態に応じて疾病予防や介護予防のための取り組みを「個別及び仲間とともに地域で」実践することで、健康寿命の延伸につながるよう、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の取り組みを進めます。
- 国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施となるよう取り組みます。
- 庁内連携のための会議体(後期高齢者医療担当部局、国民健康保険担当部局、介護保険担当部局、その他関係部局等)を設置し、健康課題の分析、対象者の把握、具体的な事業計画及び実施、評価を行います。KDBシステムや関係機関等からの情報を活用します。
- 福井県後期高齢者医療広域連合、福井県国民健康保険団体連合会、医療機関、その他関連する機関等と連携して取り組みます。

- 具体的な高齢者への支援内容として、個別的支援(ハイリスクアプローチ)では健康状態不明者や生活習慣病重症化予防対象者への保健指導や必要なサービスへの接続を行います。通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)では、フレイル予防を中心に高齢者のフレイル状態の把握、健康教育、健康相談、高齢者の状況に応じた医療や介護等への接続を行います。

(2)心の健康づくり

①相談支援体制の充実

- 専門家による各種相談「ストレスや心の相談」、多重債務等「法律相談」等を開催するとともに、総合相談窓口を開設することにより、気軽に相談できる場や機会の充実に努めます。
- 地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員等、地域住民の身近な相談役として気軽に相談できる場(各種相談)について知ってもらい、必要な住民に専門的な相談を勧めます。

②心の健康に関する知識の普及や啓発

- 心の健康や病気に対する興味をもってもらうため、地域住民にゲートキーパー養成講座の受講を促し、メンタルヘルスの理解者を身近な地域に増やします。
- 住民自身に自らの心身の状況を自覚してもらうため、「ストレスチェック」の実施を検討します。
- 気軽に相談できる場(各種相談)について地域住民への周知を図ります。

■目標指標

指標項目	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保65～74歳の特定健診受診率	49.8%	49.0%	50.0%	52.0%
75歳以上の長寿健診受診率	22.0%	24.0%	24.0%	24.0%
65～74歳健診結果未治療者率	3.4%	3.8%	3.6%	3.5%
75歳以上健診結果未治療者率	2.0%	3.3%	3.2%	3.1%

【指標項目の概要】

国保加入者及び後期高齢者の特定(長寿)健診受診率の向上を図り、健診の結果、高血圧Ⅱ度以上または高血糖状態(HbA1c値)で未治療の方を医療受診につなげます。

2. 高齢者の尊厳の保持と権利擁護

〔現状と課題〕

高齢者がたとえ介護を必要とする状態になっても、尊厳を保ち、自立した日常生活を送ることができるようにするためには、地域での見守り体制を推進する等、高齢者の人権を尊重するためのしくみづくりを充実していく必要があります。

一方で、家族介護者の負担増加等による高齢者虐待なども懸念されることから、家族介護者の心のケアも必要です。

本町では、平成26年度に高齢者と障害者の虐待問題を複合的に考える「若狭町高齢者及び障害者権利擁護連絡協議会」を設置し、虐待防止体制の充実に努めています。

今後は、虐待の疑いがある高齢者の早期発見や、虐待を受けた高齢者やその家族に対し適切な支援を行うため関係機関と連携し相談体制の充実を図り、虐待の予防、防止を促進するとともに、早期発見・早期対応のための取り組みの充実を図ることが必要です。

〔施策の方向性〕

(1) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待防止体制の充実

- 介護を必要とする高齢者等への虐待の防止を図るため、専門職、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等関係者との連携強化のもと現状把握に努め、介護者の抱えている問題にも目を向けた事例検討会を実施します。
- 「若狭町高齢者及び障害者権利擁護連絡協議会」を通して、介護保険サービス事業者やケアマネジャー、民生委員・児童委員協議会、警察等の関係機関との連携を深め、虐待予防・早期対応・アフターケア等の総合的な体制の充実を図ります。

② 高齢者虐待防止の普及啓発

- 民生委員・児童委員による地域福祉活動や広報紙を活用し、地域住民への周知を図ります。
- 民生委員に向けた研修会や住民に向けた認知症講演会を開催し、認知症への知識の深化を図ります。
- 地域ふれあいサロンや民生委員・児童委員協議会等において、パンフレットの配付や講演会等の開催に努め、虐待予防の普及啓発を行います。

③ 高齢者虐待への早期発見・早期対応

- 虐待の早期発見・早期対応のために地域住民による日頃の声かけ等、地域における見守り体制づくりを推進し、孤立した家庭の情報が把握しやすい環境づくりに努めます。
- 虐待の相談対応は、複数で迅速に事実確認を行い、必要な支援につなげます。
- 高齢者宅への訪問活動を中心に、潜在的な現状把握に努めます。
- 高齢者虐待の通報後は、家族の状況を把握し、必要に応じ立ち入り調査や分離等調整を実施します。

- 相談することにより関係性が破綻しないかなどの通報者への心理的負担を軽減できる対応を推進し、安心して相談できる体制の構築に努めます。

④高齢者の保護・介護者の支援

- 緊急に保護が必要な高齢者の安全を速やかに確保するため、医療機関や生活支援ハウス等の関係機関と連携を図りながら、一時保護の手配や、安定した生活を送れるように相談支援を行います。
- 認知症カフェ等を活用し、介護者の思いに傾聴する等、介護者自身の心身の負担軽減を図ります。

3. 高齢者福祉サービス

〔現状と課題〕

本町の高齢者のみの世帯は増加傾向となっており、生活支援や住まいの支援を要する世帯の増加が想定されます。ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者等が安心して暮らせるためには、今後も引き続き、居住環境も含め日常生活における様々な支援が必要です。

そのような状況の中、在宅介護実態調査結果では、今後の在宅生活に必要と感じるサービスについて、「移送サービス」、「外出同行」等が上位項目となっています。「移送サービス」については、デマンド交通の運行エリアや利用料金等、運行経費も含めた見直しが必要となっています。

また、国においては、住まいについて、多様な介護ニーズの受け皿となっている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況を県と連携し情報共有することとされています。

今後は、住まいと生活の支援を一体的に実施することにより、生活面に困難を抱える高齢者への支援を進めるとともに、多様化する利用ニーズも踏まえつつ、高齢者福祉サービスの充実が求められます。

〔施策の方向性〕

(1)外出支援事業

①移送サービスの実施

- 外出が困難な方や一般の交通機関の利用が困難な方を支援するため、自宅と医療機関との個別移送(介護タクシー利用)に対し助成を行います。

②公共交通の充実

- 地域の実情に沿ったタクシーチケットの拡充、若狭町営バス常神三方線やデマンドタクシーなど、公共交通、福祉・教育関係が連携して運行事業の最適化に努めます。

③地域住民同士の自主的な外出支援の推進

- 地域での支え合い活動を推進することで、地域住民同士の自主的な外出支援についての活動を支援していきます。

(2)高齢者等の生活支援

①軽度生活援助事業

- 在宅での自立した日常生活を送るために何らかの支援を必要とする方に、シルバー人材センターや社会福祉協議会(ボランティアセンター)の協力を得て、軽易な日常生活上の援助を行います。

②住まい環境整備支援事業

- 要介護高齢者及びその家族が、自宅での日常生活や介護がしやすいように住宅を改修した工事費用に対し、補助金を交付します。

③生活支援ハウス

- 生活支援ハウスは、在宅での生活に不安のある高齢者に対して、低料金で居住の場を提供する施設で、パレオ若狭内に整備されています。利用者に対し、介護支援機能・居住機能及び交流機能を総合的に提供します。

④介護用品の支給

- 在宅で暮らす寝たきりの高齢者や認知症高齢者及び、その家族等を支援するため、紙おむつ等の介護用品を支給します。

⑤緊急通報体制の整備

- ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯が在宅で安心して日常生活を送ることができるよう、急病や災害等緊急時における救護や健康相談などについて、通報装置を貸与し、24時間365日随時対応できる体制を整備します。

(3)その他の高齢者福祉サービス

①養護老人ホーム

- 65歳以上の方(64歳以下で、特に必要があると認められる方を含みます。)で、身体上もしくは精神上または、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が入所可能な施設です。
- 入所等については、必要とする方に対し状況等を総合的に勘案して、適切に行われるように努めます。

②有料老人ホーム

- 65歳以上の方が入所することができ、食事その他の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
- 将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携して有料老人ホームの設置状況等、必要な情報収集に努めます。

③サービス付き高齢者向け住宅

- 高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の施設です。
- 将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等、必要な情報収集に努めます。

4. 地域とのつながりと生きがいの創出

〔現状と課題〕

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、就労の場や交流の機会を創出する等社会参加活動を通じて、生きがいや心の豊かさを得られることが、自身の健康にもつながるとされています。

また、仲間づくりの機会や交流等を通じて、孤立化防止や見守りの促進につなげていくことも必要です。そのため、サロン活動においては、仲間づくりや高齢者同士の交流が行われており、世代間交流を取り入れているサロンも開催しています。

一方、サロン活動においては、世話人への負担が大きく、アンケート調査においても、お世話役としての参加については「参加する」が半数を下回っていることから、今後は世話人の負担軽減を図り、持続可能な体制の構築が求められます。

今後は、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、引き続き、民生委員・児童委員、福祉委員、生活支援コーディネーター※等がひとり暮らし高齢者や高齢世帯へ定期的に訪問し、高齢者のニーズや実態把握に努めることが必要です。

また、就労面に関しては、相談窓口の充実を図るとともに、高齢者の知識や経験を活かすことができるよう、就労的活動支援コーディネーター※設置等による支援が必要です。

※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

※就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等の促進を果たす者。

〔施策の方向性〕

(1)交流機会の拡充と孤立化防止

①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援体制の充実

- 民生委員・児童委員、福祉委員、老人家庭相談員が定期的な訪問活動を実施します。
- 生活支援コーディネーターがひとり暮らし高齢者のニーズや実態把握のため、訪問活動を実施します。
- 訪問活動により把握したニーズや福祉課題は、それぞれ情報交換を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- 要支援者等を対象とした集落・地域における見守り・支え合いのためのしくみや体制づくりを推進します。
- 今後の高齢者世帯の増加を見据え、支援体制を充実すべく、生活支援コーディネーターの確保に努めます。

②リーダー育成のための支援

- 民生委員・児童委員、福祉委員、老人家庭相談員と連携して、身近な地域で支え合っていけるよう、介護予防に関するリーダーを育成し、介護予防・重度化防止へとつなげていきます。
- 介護予防に関するリーダーについては、フレイルサポーターとして養成を図り、自主的に活動できるよう支援を行います。

③高齢者同士の交流・見守りの促進

- 地域サロン活動や老人クラブ活動等における高齢者同士の交流・見守りを促進し、仲間づくりや地域の情報の交換等が活発に行われるように、交流機会の拡充に努めます。
- 各種活動を実施するにあたり、世話人やリーダー等への負担が軽減できるような体制の見直しと、高齢者が互いに支え合うという意識づけを行います。
- 現在のサロンが継続して実施できるようサポートを行うとともに、サロンの立ち上げを検討している集落への支援を推進します。

④世代間・地域間交流や見守りの促進

- イベントや地域福祉活動への参加を促進することで、世代間・地域間交流機会の拡充を図ります。
- 各地区公民館において実施している放課後子ども教室において、世代間交流の活性化を促進します。
- 女性の会、子ども会、学校等各種団体との交流を促進し、世代間交流の活性化を促進します。

(2)雇用・就業への支援

①雇用情報の提供と相談窓口の充実

- 県やハローワークの情報をはじめとして、働くことにより対価が得られるような場の情報を、庁内窓口における掲示や広報紙等を活用して提供するとともに、県やハローワークと連携し相談窓口の充実を図ります。

②継続雇用と再就職の推進

- 国や県で取り組んでいる高齢者の継続雇用や再就職の重要性について、事業者への普及啓発を実施し、民間企業における高齢者の就労機会の確保に努めます。
- 高齢者の体力や健康状態等に配慮した就労環境となるよう、関係機関を通じて事業主へ働きかけます。

③自営、起業への支援

- 自営、起業を希望する高齢者を支援するため、相談体制や経営ノウハウ等に関する情報提供を行います。

④シルバー人材センターへの支援

- 広報紙やホームページ等を活用し、シルバー人材センターへの登録の促進を行います。
- シルバー人材センターが行う受託業務の開発、拡大に係る支援を行い、高齢者の働く場所の確保に努めます。
- 事業の運営にあたっては、登録者が安全・安心に就業できるよう配慮します。

(3)生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進

①生涯学習活動の環境整備

- 町内の公民館を中心に、地域住民のニーズに応じた各種生涯学習講座を開催します。
- 高齢者主体の学習に関するサークル活動の育成・支援を図るため、町内の各公民館や、文化施設等での活動の場を提供していきます。
- 学校の空き教室や跡地、既存施設の活用等、活動の場の拡充を図ります。

②スポーツ・レクリエーション活動の環境整備

- すべての住民が安全に、楽しみながらスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ推進委員の確保、育成を行います。
- 高齢者主体のスポーツ、レクリエーション活動等に関するサークル活動の育成・支援を図るため、パレア若狭研修室や音楽ホール等の活動の場を提供していきます。
- 高齢者がスポーツ、レクリエーション活動を身近な場所で楽しめるよう、公民館や学校のグラウンド・体育館、公園、緑地等の施設・設備の改善を図ります。
- 出前講座を開催し、全年代が楽しめるニュースポーツの普及を推進します。

5. 高齢者等の支え合い活動の促進

〔現状と課題〕

本町における高齢化率は増加傾向となっており、高齢者のみの世帯数も増加が見込まれています。高齢者の人口比率・世帯比率の増加に対応するためには、地域の方の見守りや手助けがより一層重要となり、国が掲げる地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築による、地域共生社会の実現が求められます。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざしていくとされており、地域共生社会の実現には、高齢者等も一人の担い手として期待されています。

また、生活支援等の担い手については、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要です。

今後は、地域のボランティアグループ等が主体となり、自主的に生活支援ができる環境づくりや地域における安心の居場所づくりといった、地域活動と交流の拠点づくりが必要です。

さらに、住民に対する啓発活動はもとより、学校、地域等で福祉教育を推進し住民の福祉や支え合いの意識を高め、地域の課題解決につなげていく土壌の醸成が求められます。

〔施策の方向性〕

(1)住民の自主的な活動の促進

①地域住民等の自主的・主体的な活動の促進

- 要支援者に対する地域住民による支え合い活動の推進を支援し、集落・地域ごとの支え合い体制を構築します。
- 「若狭町空き家情報バンク」を活用し、活用されていない施設、空き家や空き部屋等を「地域の集いの場」として有効に活用していけるよう、住民の協力を得ながら、地域の情報収集や掘り起こしに取り組みます。
- 元気な高齢者が福祉の担い手として活躍できるしくみづくりを検討します。

②各種団体や企業の社会貢献活動の促進

- 各種団体や企業の社会貢献活動が活発化するよう、情報の提供や各種活動に対して支援体制を整えます。
- 地域の課題を解決し、地域に貢献する公益性の高いNPO法人やコミュニティビジネスの起業及び活動の活性化へとつなげていきます。

(2)誰もが参加しやすいボランティア活動の推進

①ボランティアセンターの機能強化

- ボランティア同士の仲介や、経験を生かして様々な相談を行うボランティアコーディネーターの育成・支援に努め、ボランティア相互の交流や、資質の向上を促進します。
- 幅広い世代において、ボランティアや地域活動への参加意識が高まるよう、啓発活動を推進します。
- ニーズが高いものの、担い手の負担が大きく継続が困難なボランティアの有償化を含め、ボランティアのしくみづくりに努めます。

②情報提供の充実

- 町広報紙、ホームページ等を活用して、ボランティア活動についての情報提供を行います。

③ボランティア活動への参加促進

- ボランティア講座、ボランティア体験学習の実施、相談体制の充実等により、住民のボランティア活動への参加を促進します。
- 早期から社会参加の意義とボランティア活動に関する基礎的な知識を習得できるよう、小・中学校におけるボランティア活動を推進します。
- 新しい総合事業の生活支援サービスの担い手として、高齢者自身がボランティア等の受け皿となるよう取り組みを進めます。
- 高齢者層等の社会参加・就労的活動を支援するためのボランティアポイントの活用や、地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き支援事業等の活用により、ボランティア活動による高齢者の社会参加を促進します。

(3)福祉意識の醸成

①啓発活動の推進

- 町広報紙、ホームページ、公式SNS、社会福祉協議会広報紙等を活用し、町内の福祉活動の取材、紹介等を行うことにより、住民を対象とした交流活動やイベントの案内等を啓発し、広報の充実を図ります。

②福祉教育・人権教育の充実

- 町内の小・中学校では、学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間等において福祉教育を推進します。
- 生涯学習や地域活動において、福祉に関する内容を取り入れた学習、講座を開催します。
- 人権をテーマとしたイベントの開催や人権メッセージ作品の募集・表彰等を行うことにより、人権に対する普及啓発を進めます。
- 高齢者を含め、社会にあるすべての差別意識の解消をめざし、社会啓発の機会を多くもつとともに働きかけを行います。
- 介護職員の担い手確保に向けて、学校教育において介護について学ぶ機会を確保できるよう関係機関と調整を図ります。

③交流活動を通した福祉意識の啓発

- 社会福祉協議会等の福祉関係機関や団体等と協力し、高齢者自身の地域活動への積極的な参加を図ります。
- 老人クラブをはじめとする各種団体と連携を図りながら、ボランティアや地域活動への参加の意識が高まるように啓発します。
- 福祉懇談会を開催し、福祉に関する理解や福祉を切り口とした集落づくり等の研修会を実施し、福祉に対する意識高揚を図ります。

(4)社会福祉協議会への支援

- 本町の「地域福祉計画」、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」に基づいた活動及び事業を支援します。
- 行政と社会福祉協議会が情報交換や相談等、連携を強化し各種事業を展開する等、福祉分野での連携を強化します。
- 介護保険制度における介護サービス事業者として、制度の見直しに沿った新たなサービス体系に基づき、地域に根ざした介護サービスを提供していくための体制づくりを支援します。

■目標指標

指標項目	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域住民の支え合い活動の推進 (各地区に支え合い組織を整備)	7件	7件	7件	7件

【指標項目の概要】

各地区(11地区)に支え合い推進会(第2層)を設置し、地域での支え合い活動、集いの場の活動等を支援します。

6. 安心して暮らせる地域づくり

〔現状と課題〕

◆防災について

近年多発する台風、局地的豪雨、地震等の自然災害等から、高齢者等の要配慮者の安全を守るために、本町では、避難行動要支援者の把握等、災害時の連携体制の整備に取り組むとともに、サロンにおいては、防災研修会や高齢者を中心とした避難方法等の啓発活動を実施しています。

今後は地震や災害等、緊急時に備えるとともに、物資の備蓄・調達状況の確認といった災害への備えや、災害発生時の迅速な避難・救助ができる体制の整備、福祉避難所の確保が求められます。

◆防犯について

高齢者を狙った特殊詐欺や傷害事件といった悪質な犯罪が全国的な問題となっており、こうした犯罪被害から高齢者を守り、高齢者の安全と安心を守ることが求められます。

本町では、防犯体制の確立に向け、町広報紙やホームページ、関係機関のパンフレット等を活用した啓発活動や各種団体によるパトロール活動に取り組むとともに、振り込め詐欺等については、関係機関との連携を図り、相談対応も行っています。

今後も引き続き、防犯対策を推進するとともに、高齢者自身や地域住民への防犯意識の啓発を図り、地域全体で安全と安心を確保することが必要です。

◆感染症対策について

日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

今後は、新型コロナウイルスの収束を見据えつつ、引き続き、介護事業所等が感染症発生時においてサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実等が求められます。

◆交通安全について

全国的に、高齢運転者による事故の割合は増加しています。一方、高齢者の歩行中の事故も割合が高くなっています。

本町では、交通事故から高齢者を守るため、町広報紙等による交通事故防止の呼びかけや老人クラブやサロン等の各種団体、警察等と連携し、交通安全教室の開催等の取り組みを進めています。

今後も引き続き、交通安全意識の向上を図り、交通事故の発生防止に努めることが必要です。

◆建物や道路のバリアフリーについて

高齢者が安全・安心に自立した生活を送るためには、高齢者等が利用しやすいような福祉的配慮のある整備を行うことが、すべての住民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方にに基づき、道路や公共施設、公共性の高い建築物等の整備を進め、関係機関への働きかけや住民への啓発活動を行うことが重要です

引き続き、外出が困難になりがちな高齢者の外出を支援し、日常生活の利便性や社会参加の機会の増加等につながるようバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた新たな施設の整備等に努め、快適で安全な移動を確保することが求められます。

◆情報提供について

膨大な情報があふれ、様々な制度が新設・改正されている中で、町広報紙やホームページ、公式SNS、地域サロン活動等、デジタル・アナログの両軸における情報提供体制の充実を図り、必要な情報を迅速かつわかりやすく提供するしくみの構築が必要です。

〔施策の方向性〕

(1)防災体制の整備

①災害時の連携体制の確立

- 行政、地域住民、民生委員・児童委員等が協力して避難行動要支援者の把握や社会福祉施設との連携に努めます。
- 災害発生時に迅速に高齢者等の避難、救助活動、安全確認が行われるよう、地域防災計画を踏まえ、警察、消防、医療機関、並びに地域住民が協力し、連携を図ります。
- 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別計画作成の推進を図ります。
- 避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者の個別計画に基づき、災害時の避難フロー等を明確にするよう努めます。
- サロン等では高齢者を中心とした避難方法や経路の把握に努め、自主防災組織の活動に反映されるよう促進します。
- 広報紙やチラシを配布するとともに、区長会や住民説明会において周知啓発を推進することにより、避難方法等、防災意識・知識の向上を図ります。
- 災害に対する備えとして関係部局や介護施設等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護施設等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことができる環境整備を推進します。
- 介護施設等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を啓発します。
- 平時よりICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することで、災害時の対策として活用できる体制を整備します。

②施設の整備

- 災害時の拠点となる避難所について、耐震補強並びにバリアフリー化が未実施な場合は、早急に対応します。また、高齢者等に配慮した食料や備蓄品の保管を検討します。

③高齢者への防災知識の普及

- 老人クラブ、生きがい活動支援通所事業や生涯学習の場等を活用して、防災知識の研修会等の実施を検討します。
- 高齢者の防災訓練への参加を働きかけます。
- 災害ハザードマップ、各種広報媒体を通じ、防災意識の向上を図ります。

(2)防犯体制の整備

①自主防犯活動の推進

- 町広報紙やホームページ、公式SNS、関係機関のパンフレット等を活用して、自宅や自動車の施錠をはじめとした自主防犯活動の推進に努めます。
- 防犯組合や防犯隊等の各種団体によるパトロール活動を推進します。

②振り込め詐欺や悪質商法からの被害防止対策

- 県や嶺南消費生活センター、警察署等と連携を図りながら、振り込め詐欺や悪質商法の情報を収集し、町広報紙やホームページ、公式SNS、パンフレット、高齢者向けのセミナー等を通じて啓発活動を行います。必要に応じてケーブルテレビ等の活用も検討します。
- 消費生活に関する相談体制の充実を図り、高齢者の被害の救済と未然防止に努めます。
- 県や嶺南消費生活センター、警察署等と連携を図りながら、高齢者が詐欺や悪質商法に遭ってしまった場合の被害の拡大防止、被害の早期回復及び事件化に向けた処理体制の充実を図ります。

(3)感染症対策に係る体制整備

①感染症の流行を踏まえた体制整備の推進

- 新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、県や保健所、協力医療機関等との連携により体制を強化し、感染症対策を推進します。
- 介護事業所等と連携し感染症対策についての研修、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を推進します。
- 関係部局と連携し、感染症の発生時に、介護事業所等において適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の確保を促進します。
- 平時からICTを活用した業務のオンライン化を推進し、感染拡大時に対策を講じる体制づくりを促進します。

(4)交通安全対策の推進

①交通安全に関する意識啓発

- 老人クラブやサロン等の各種団体、警察等と連携して、高齢者に対する交通安全教育を推進します。
- 今後も引き続き、交通安全啓発イベントを実施し、交通安全意識の向上を図ります。
- 高齢者に対する思いやりのある運転と交通ルールの遵守を推進します。

(5)建物や道路のバリアフリーの推進

①すべての住民にとってやさしいまちづくりの推進

- 計画的な土地利用を推進する中で、誰もが安全で安心な暮らしができるやさしいまちづくりを推進します。
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する知識の普及を図ります。
- 集落ごとに策定している集落計画の理解度・認知度の向上を図るとともに、集落と自治体との協働を進め、安全安心な集落づくりを推進します。

②公共施設の整備

- 施設、道路、公園等の公共施設の調査を行い、高齢者等が利用しやすい整備を推進します。
- 公共施設の新設の際は、高齢者や障害者等の意見を取り入れ、ユニバーサルデザインの趣旨に基づいた設計を行います。
- 歩道整備において、フラット構造での施工や、車いすの通行に配慮した幅員確保等を推進します。

③民間施設の改善整備の促進

- 新設や改修の際に、バリアフリーやユニバーサルデザインについての情報の提供を図ります。
- 公共施設だけでなく、多数の方が利用するスーパーや商店等についても、設計モデルやチェックポイントの指示といった指針(バリアフリー、ユニバーサルデザイン)の明確化を図ります。
- バリアフリー化を整備する際に係る費用の一部を助成する事業の周知を図ります。

④快適な歩道空間の整備

- 車いす等でも移動できるように、幅の広い歩道の整備を進め、段差、勾配等の改善を図ります。
- 通行の障害となる電柱(電線)の移設や地中化を促進し、また、不法に放置されている自転車等を撤去して既設歩道の幅員を確保します。
- 多くの利用が見込まれる公共施設、駅、バス停留所等が設置されている周辺地域においては、高齢者や障害のある人等が利用しやすい快適な歩道環境を整えます。

⑤主要幹線道路の整備

- 町内の主要幹線道路である国道や県道、そして町道において、高齢者等が安心して通行できるように、関係機関へ働きかけます。

(6)わかりやすい情報提供

①情報提供の充実

- 町広報紙やホームページ、公式SNS、地域サロン活動等を活用し、高齢者によりわかりやすく、さらに介護者や被保険者の家族等にも伝えたい情報が正確に伝わるように、デジタル・アナログの両軸における情報提供体制の充実を図ります。
- 各種制度やサービスの改正の際、近隣市町や関係団体、企業等と協力し、速やかに改正内容について情報を提供します。
- 高齢者の自立のための取り組みをはじめ、高齢者の暮らしの向上や社会参加の機会の拡充につながるような多様な情報を様々な機会や施設等を活用し、積極的に広報します。

基本方針2 住み慣れたまちで元気に暮らす

1. 医療と介護の連携のしくみづくり

〔現状と課題〕

高齢化の進展を踏まえ、医療や介護の需要はより増加するとともに、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者が増加していくことが予想され、サービスの多様化が見込まれています。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が日常生活に医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるためには、医療・介護の関係機関が連携し包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが必要です。

こうした中、本町においては、医療機関・介護支援事業所等の資源や課題の把握に努め、多職種連携研修では、保健、医療、介護等多職種間の顔の見える関係づくりの構築や情報交換を実施することにより、在宅医療と介護の連携における課題を整理し、円滑かつ一体的に提供されるしくみづくりを進めています。

今後は、在宅医療・介護連携推進事業など在宅医療のために有効なネットワークの構築の充実を図るとともに、在宅医療の重要性や相談窓口について周知・啓発に努め、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供できる体制が求められます。

〔施策の方向性〕

(1)在宅医療・介護連携の推進

①地域の医療・介護サービス資源のリスト、マップの活用

- スムーズな連携のために、在宅医療の実施状況調査結果を介護支援専門員等、関係者間で共有します。
- 医療・介護マップの活用を推進します。

②デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備

- デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備を推進します。

③在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- 地域包括ケア推進会議において、対応策を協議するとともに、医師と介護支援専門員のスムーズな連携に向け、医師へのアンケート、連携シートの利用促進、多職種連携研修会、介護支援専門員と訪問看護師の合同研修会を開催する等、医療と介護が連携しやすい体制の整備を推進します。

また、生活支援体制を検討する専門部会や在宅療養を希望する方が在宅生活を継続するために必要な力の支援を検討する「在宅療養検討委員会」※を設置するとともに、地域ケア会議、「生活支援体制整備協議会」※及び地域づくり協議会と協働しながら、地域の自主性や主体性に基づいた、保健、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

※在宅療養検討委員会

在宅療養を希望する方が在宅生活を継続するために必要な力として「自分で食べる」「自分でトイレに行く」等の項目について支援を検討する委員会。

※生活支援体制整備協議会

医療・生活支援に関するサービスを担う関係者と連携を図り、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の促進させることを目的とした協議会。

④在宅医療・介護連携の取り組みの実施

- 地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者や、その他の関係者の連携を促進することにより、在宅医療及び介護が円滑に提供されるしくみを構築するとともに、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化等の様々な局面における支援体制の整備を推進します。
- 医療・介護関係者の情報共有のために、福井県入退院支援ルール(または看護情報提供書等)、医療・介護資源マップ(認知症ケアパス)、若狭町連携シートの活用を推進します。
- 地域住民への普及啓発のためにサロン等交流の場を活用し、看取り等の理解促進、普及に努めます。
- 医師連絡会等を開催し、町内における医療機関との連携体制の強化を図ります。
- 医療や介護・健康づくり部門の庁内連携を密にするとともに、取り組みを総合的に進める人材の配置・育成を進めます。
- 重篤な疾患並びに慢性疾患において、患者の価値や目標、選好を実際に受ける医療に反映させるため、ACP(人生会議)[※]の普及をめざし、多職種間の情報共有及び住民への周知啓発を推進します。

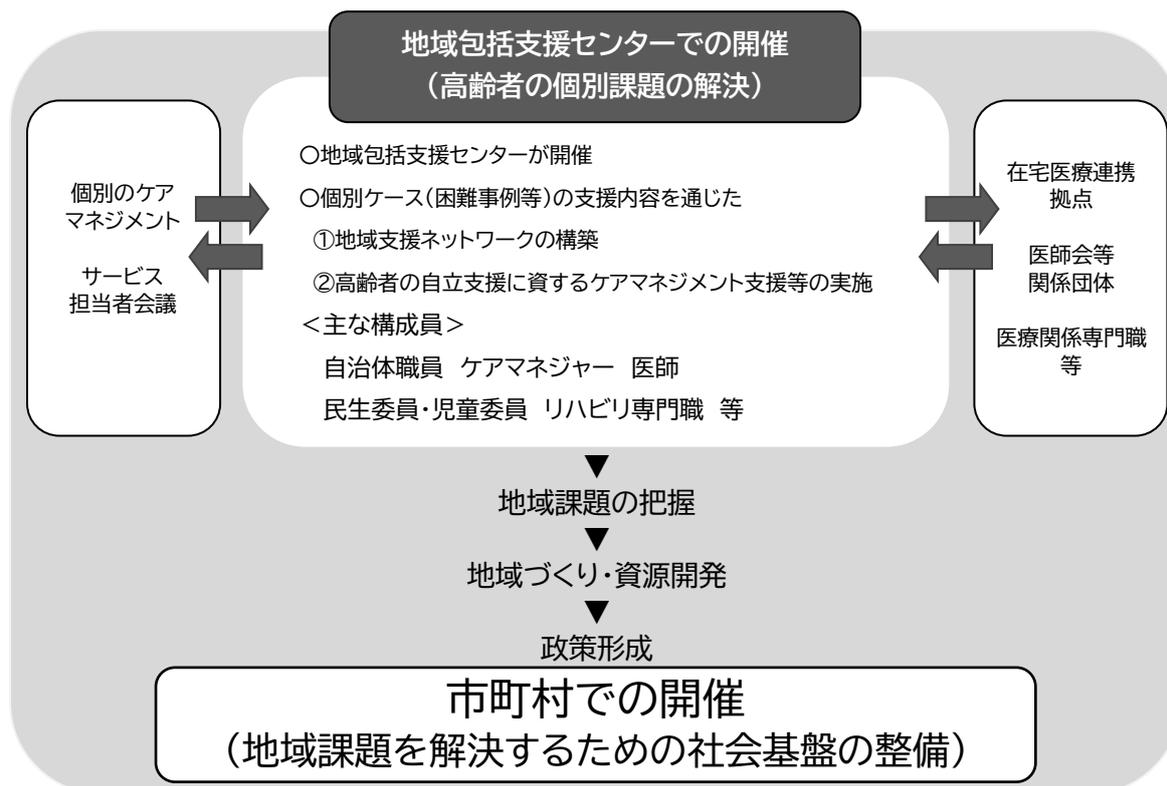
※ACP(人生会議:アドバンス・ケア・プランニング)

今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス。

(2)地域ケア会議の充実

- 保健、医療、介護等の多様な職種が、多職種連携研修会等を通じて理解を深め問題解決のための協働の関係づくりを進めます。
- 地域ケア会議において個別事例の検討を積み重ね、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 地域ケア会議を通じて地域の課題や地域資源を把握し、支援が必要な高齢者を身近で支える地域づくりを促進します。

■地域ケア会議実施のイメージ



資料: 全国介護保険担当課長会議資料をもとに作成

指標項目	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議開催回数	15回	13回	13回	13回

【指標項目の概要】

自立支援型地域ケア会議、困難事例検討のケア会議の実施及び、把握した地域課題の検討の場を設けます。

2. 認知症の方を支えるしくみづくり

〔現状と課題〕

本町における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、要支援リスク判定において「認知機能の低下」では、認知症のリスクがある人は45.3%と4割を超えており、認知症の方の将来推計をみても、認知症高齢者数、高齢者に占める割合の増加が見込まれます。

■認知症高齢者の日常生活自立度

単位:人

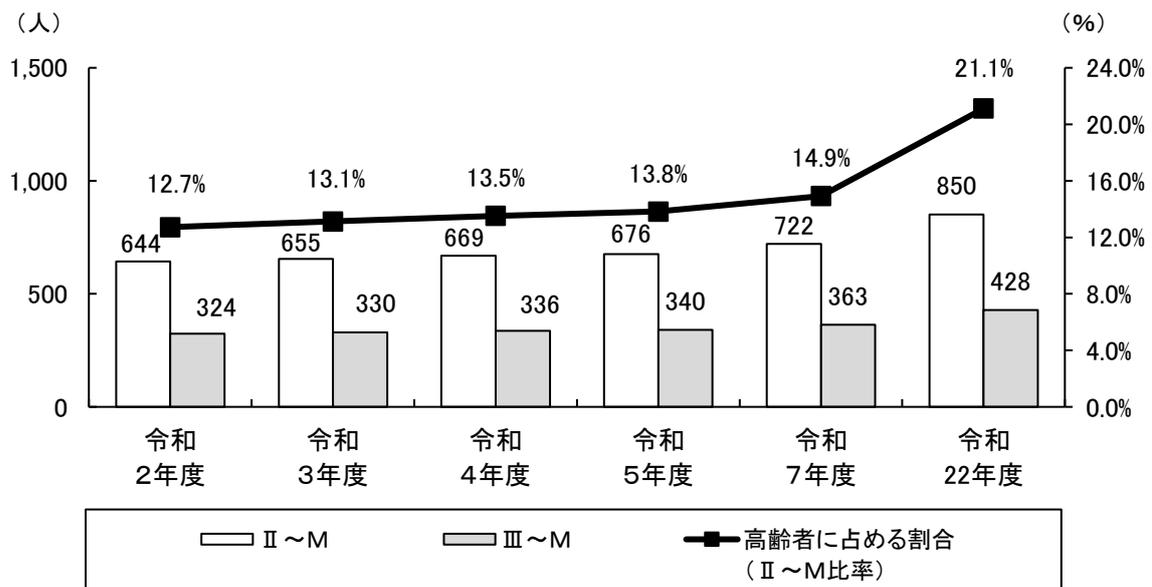
	Ⅱ～M	Ⅲ～M	全体数(自立～M)
福井県	28,725	13,117	40,911
若狭町	625	310	933

資料:令和5年4月1日(現在)高齢者基礎調査

■日常生活自立度の基準

レベル	判断基準
I	「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態」であり基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

■認知症高齢者の将来推計(Ⅱ以上)



資料:上記資料より算出

在宅介護実態調査結果をみると、認知症になっても安心して暮らしていけるために必要なこととして、「認知症という病気に対する正しい知識の普及啓発」が約5割、「地域住民による見守りや声かけ等の体制」が約4割で上位項目となっていることから、認知症に対する理解を深めるとともに、地域での住民同士の支え合いが求められます。

本町では、認知症高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、認知症予防の取り組みをはじめ、認知症ケアパスの作成・配布、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等を行いました。また、認知症サポーターの養成に加えて、認知症サポーター養成講座の講師役を務めるキャラバン・メイトの方を組織化した、キャラバン・メイト連絡会を設置しました。

認知症の増加が見込まれる中、国では令和元年に「認知症施策推進大綱」が策定され、令和5年には「認知症基本法」が成立しました。

「認知症施策推進大綱」では、「共生」と「予防」を両輪として、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」及び「研究開発・産業促進・国際展開」の5つが重要な柱として位置付けられています。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるということを意味し、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされています。

さらに、「認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることとされています。

今後は、「共生」と「予防」の観点において、認知症予防の取り組みを充実することが求められます。そのほか、認知症に関する相談の増加が予想されることから、地域包括支援センターの周知を図ることが必要です。さらに、若い世代への認知症の普及啓発や幅広い分野からの見守り体制が求められます。

〔施策の方向性〕

(1) 認知症の理解と知識の普及

① 認知症の理解

- 糖尿病や生活習慣病からの認知症発症メカニズムについて、通いの場等を通じて学習する機会を設ける等、認知症や予防に対する正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、認知症の方本人の意見の把握等を行う場を創出し、本人からの発信支援を推進します。

(2)認知症予防対策の実施

①健康診査の受診勧奨

- 生活習慣病からの認知症予防のために若年層からの健康診査受診を働きかけます。

②重症化予防のための保健指導

- 認知症のリスクとなる高血糖状態の改善をめざし、管理栄養士が中心となって保健指導(病院への受診勧奨や栄養指導)を行います。
- 脳血管性認知症の要因となる脳血管疾患発症を予防するため、高血圧の方や脂質異常のある方に対して地区担当保健師が保健指導を行います。
- 脳血管性認知症の要因となる脳血管疾患を予防するため、サロン等において、脳血管疾患予防のための教室を開催します。

(3)認知症ケア体制の推進

①認知症対応の介護サービスの充実

- 認知症の方に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスが提供できるよう、介護サービスの基盤整備や人材確保、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。

②認知症ケアパスの普及

- 認知症高齢者の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」について、ホームページへの掲載や医療機関等に設置することで、周知啓発を行い、認知症ケアパスの普及を促進します。
- 「認知症ケアパス」の内容確認と更新を行います。

③認知症地域支援推進員の資質の向上

- 認知症高齢者の状態に応じた適切な医療や介護サービスが提供されるよう、介護・医療・地域の支援等の各サービスの連携をサポートする認知症地域支援推進員に対して、研修の実施を通じて資質の向上を図ります。

④認知症初期集中支援チームの運営

- チーム員を確保し、早期診断と早期対応に取り組み、必要な医療や介護の導入を行うことにより、対象となる方にとって効果的な支援が実施できる体制づくりを進めます。

⑤相談・支援体制の充実

- 保健、医療、福祉の関係機関等と連携を図り、地域包括支援センター等の相談窓口を関係機関や住民に周知し、認知症高齢者やその家族からの相談に対応する体制の充実を図ります。

(4) 認知症の方とその家族を支える地域のネットワークの充実

① 認知症サポーターの養成と組織的活動の検討

- 認知症についての理解を深められるよう、集落や自治会、女性の会、老人クラブ、地域ふれあいサロン、小・中学校、町内企業等と連携し認知症サポーター養成講座を開催します。
- 認知症サポーター同士の交流、リーダーの養成等、活動意欲の高いサポーターが地域で定期的に活動できる体制づくりを進めます。
- キャラバン・メイト[※]連絡会を継続して実施し、サポーター養成講座の内容検討を行い、有意義な講座の開催につなげます。

※キャラバン・メイト

地域で暮らす認知症の方やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役。

② 認知症共生社会の推進

- 生活のあらゆる場面で認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で普通に暮らすことができるよう、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進するとともに、認知症の方が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるしくみ（「チームオレンジ等」）の構築を推進します。

③ 若年性認知症の方への支援

- 若年性認知症支援コーディネーターの設置の検討等により、若年性認知症の方への支援を推進します。

④ 社会参加支援

- 認知症地域支援推進員による若年性認知症を含めた認知症の方の社会参加活動の体制整備や、介護サービス事業所における認知症の方をはじめとする、利用者の社会参加や社会貢献の活動の導入を支援します。

⑤ 認知症高齢者の介護者への支援

- 認知症高齢者の介護者や家族と介護について情報交換を行い、悩みや不安の解消を図りながらリフレッシュできるように支援していきます。

⑥ SOSネットワークの充実

- 認知症の高齢者が徘徊により行方不明になった際の早期発見及び保護された際の情報の提供と捜索協力について、警察署や各種団体、ボランティア団体等関係機関の連携強化を図り、円滑な情報の共有に努めます。
- 地域の自主的な見守り体制づくりの推進を図ります。

⑦ 認知症カフェの普及と充実

- 認知症の方や家族の集いの場を確保することにより、介護者の負担軽減や生活と介護の両立を図ることができるよう、認知症カフェを充実させます。

■目標指標

指標項目	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座回数	10回	10回	10回	10回
認知症サポーターステップアップ講座回数	1回	1回	1回	1回
認知症カフェ設置数	0箇所	2箇所	3箇所	3箇所

【指標項目の概要】

認知症についての知識や予防法について普及啓発するための講座を行うとともに、認知症の方やその家族が気軽に集うことができる場として、認知症カフェを開催します。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

〔現状と課題〕

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、高齢者や家族の生活環境等に応じたサービスが確保されるよう、多様な生活支援サービスの充実が必要です。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものとしています。

本町においても、生活支援コーディネーターの配置や生活支援体制整備協議会の設置をはじめ、生活支援コーディネーターによる関係者間のネットワークの構築等、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援サービス及び一般介護予防事業の充実に向けて取り組みを進めています。

また、医療専門職の関与も得ながらより効果的な支援を促進するとともに、事業の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿った効率的な運用を進めています。

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援サービスについては、地域や住民主体による支援サービスの充実に向けて、地域における支え合い・助け合いの気運醸成が求められていることから、住民ボランティア等の多様な主体による介護予防・生活支援サービス事業等の推進とその担い手の確保が求められます。

さらに、一般介護予防事業については、総合事業の受け皿としての通いの場の確保や生活習慣病の予防・重症化予防の強化を図ることが必要です。

〔施策の方向性〕

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援サービスの充実

① 訪問型サービス

- 要支援者等に対して、掃除、洗濯等の日常生活上の支援が住民等の主体によるサービスとして提供できる体制をめざします。
- 予防給付では実施できない支援を、住民主体による多様な形態でのサービスとして提供できる体制をめざします。

② 通所型サービス

- 要支援者等に対して、機能訓練や集いの場等の日常生活上の支援が住民等の主体によるサービスとして提供できる体制をめざします。

③ その他の生活支援サービス(住民ボランティア等による見守り等)

- 要支援者等に対して、住民ボランティア等によるひとり暮らし高齢者への見守り、自立支援のための生活支援ができる体制の構築をめざします。

④ 元気な高齢者の社会参加の促進

- 元気な高齢者が生活支援の担い手として参加し、通いの場づくりや生きがいづくり、介護予防につなげます。

⑤地域や住民による支援サービスの促進

- 地域の問題を共有し、解決に向けて協議する場(タウンミーティング)を提供し、支え合い・助け合いの意識の醸成を促します。
- 地域や地域住民主体による高齢者を支える福祉サービスの実施に向けて、モデル地区を設定し、生活支援コーディネーターとの連携により、支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

⑥総合事業等の担い手の確保

- 総合事業等の担い手について、高齢者は支援を受ける側であると同時に支援を必要とする高齢者を支える役割を果たすことが期待されているため、生活支援コーディネーター、協議体等が中心となり、高齢者が自ら主体的に取り組むことができる支援を進めます。

⑦専門職の関与

- 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取り組みを推進します。

⑧PDCAサイクルに沿った事業推進

- PDCAサイクルに沿った事業推進にあたり、データを活用するとともに、データを一元管理できる環境の構築を図ります。

(2)生活支援コーディネーターの確保・育成

①生活支援コーディネーターの育成・確保

- サービスの担い手の養成やサービス提供者間の連携やネットワークの構築等を調整する生活支援コーディネーターの確保と、協議体の設置等業務の進捗状況に応じた増員をめざします。

②新たなサービス提供の担い手となる人材育成

- 生活支援サポーター[※]などの新たなサービス提供の担い手となる人材の育成をめざします。

※生活支援サポーター

援助を必要としている高齢者に掃除や買い物の同行、話し相手、通院介助等、暮らしの手助けを行う者。

(3)一般介護予防事業の充実

①介護予防事業対象者の把握

- 民生委員・児童委員や地域住民からの情報提供や保健医療課との連携、基本チェックリストの活用によって、閉じこもりや何らかの支援を要する高齢者を把握し、健康診査受診や介護予防教室へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

- ふれあいサロン等で健康診査の受診勧奨をします。
- 健康診査の受診勧奨を行うとともに、健康診査受診者への保健指導、フレイル予防事業を実施することにより、生活習慣病の予防と重症化予防に取り組みます。
- 65歳到達者に介護予防事業を広く周知するため、ふれあいサロンの場や町広報紙等を活用して普及啓発に努めます。

③地域介護予防活動支援事業

- 地域での見守りと介護予防を実践する場として、ふれあいサロンが全集落で開催されるよう支援します。
- リーダー研修会やフレイルサポーター養成講座を実施し、介護予防と支え合い体制を推進します。

④一般介護予防事業評価事業

- 目標値の設定や達成状況等の検討を行い、事業評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

- 生活動作の維持・改善のため、地域ケア会議・訪問指導等へのリハビリ専門職の関与を促進し、自立支援につなげます。

■目標指標

指標項目	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フレイルチェック会場数	5	6	7	8
65～79歳のフレイルチェック受診者数の増加	69人	86人	103人	120人
65～79歳のフレイルチェック受診割合の増加	2.3%	2.9%	3.5%	4.1%

【指標項目の概要】

フレイルチェック会場数を増やすことで、フレイルチェック受診者数が増加し、フレイル予防・介護予防の取り組みにつながるよう実施していきます。

■目標指標

指標項目	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロン実施集落数	46集落	44集落	44集落	44集落
通いの場(サロン)への参加率	28.1%	13.0%	13.0%	13.0%
通いの場(サロン)における健康チェックの実施人数	479人	500人	500人	500人

【指標項目の概要】

通いの場における実施状況(実施延回数、参加率、健康チェック等)を集計し、現状の把握、分析等を行うことにより、さらなる通いの場の効果的な運用を図ります。

■リハビリテーションサービスの提供体制

指標項目	現状値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
通所リハビリテーション事業所数	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所
介護老人保健施設事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
訪問リハビリテーション利用率	0.39%	0.50%	0.50%	0.50%
通所リハビリテーション利用率	18.64%	19.00%	19.00%	19.00%

高齢者の介護予防、要介護状態の重度化防止を図る上で、リハビリテーションサービスの適切な提供は重要です。

このため、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上をめざすため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の構築に努めます。

4. 包括的支援事業・任意事業

〔現状と課題〕

今後高齢化が一層進む中で、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等の分野を超えた連携により、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが重要です。

地域包括ケアシステムの中でも、重要な役割を担う地域包括支援センターにおいては、引き続き、高齢者に関する身近な相談窓口として周知啓発を進め、利活用を促進することにより、支援体制の強化を図るとともに、身近な総合相談支援としての機能を果たし、介護サービスや任意事業である介護用品の支給等をはじめ、地域におけるサービスや資源を有効活用し、高齢者やその家族の支援へとつなげていくことが必要です。

一方で、高齢者のみの世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれる中、介護サービスの需要は増加・多様化することが想定されます。そのような状況の中、地域包括ケアシステムを下支えする介護人材は減少が見込まれるため、人的基盤の確保が重要になります。

今後は、地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備を推進するとともに、人員体制については段階的に整備を進めることにより、質の向上を図ることが求められます。

〔施策の方向性〕

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの周知啓発

- 地域包括ケアシステムの理念や考え方を含めた普及啓発を行うとともに、地域包括支援センターの役割等の理解の促進を図ります。

② 人員体制の整備

- 地域包括支援センターにおいては、高齢化の進行やそれに伴う相談件数の状況等を踏まえ、業務量に応じた適切な人員を配置するとともに、職員の質の確保・向上に向けた研修を実施します。
- 少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるよう、業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICTの導入を促進します。
- 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制の整備を検討します。

③総合相談支援

- 介護保険の申請や施設利用をはじめとした介護保険サービスに関する相談、介護保険以外の保健、医療、福祉サービス、さらに地域団体等によるインフォーマルサービスに関する相談等に幅広く対応し、必要なサービスが利用できるよう支援します。
- 地域団体等によるインフォーマルサービスを把握することにより、福祉職のみならず民間企業など多方面の機関とのさらなる連携を図ります。
- 地域の高齢者の実態を把握するとともに、地域でのサービス提供状況の把握に努めます。

④介護予防のケアマネジメント

- 要支援者等一人ひとりに的確な介護予防サービスを提供し、自立を支援するため、介護予防業や介護保険以外のインフォーマルサービスとの継続性・整合性を図ります。また、状態が改善した後のことも念頭に置いた、一貫した体系のもとで介護予防マネジメントを行います。
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者が主体的に介護予防事業に参加することで、自立した生活を確立し自己実現ができるよう支援します。
- 自立支援に向けた共通の認識がもてるよう、多職種での研修会を実施します。

⑤包括的・継続的なケアマネジメント

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ等、幅広い地域の人的資源との連携と協働に努め、情報を共有します。また、健康づくりや介護予防、自立支援対策が迅速かつ適切に行われるよう、介護や支援を必要とする高齢者の早期発見及び対象者への適切な指導、サービスの提供等に努めます。
- 地域のケアマネジャーが個々では解決できない支援困難な事例や、苦情・相談等を抱え込まないよう、地域包括支援センターが相談を受けます。また、ケアマネジャーの研修や地域ケア会議等を実施することで、資質や専門性の向上を図ります。

⑥地域ケア会議の運営

- 地域の中で支援が必要となった高齢者を、ケアマネジャーや医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、家族や地域住民等、多方面の関係者が連携して支援できるよう、地域包括支援センターが事務局的功能を担い、地域ケア会議を開催し、運営を継続するとともに、抽出された課題解決に向け、検討の場の設置を図ります。

⑦権利擁護

- 高齢者本人の人権が損なわれることなく、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度の普及啓発については、パンフレットの作成や研修会を開催し、成年後見制度町長申立てや利用支援事業、権利擁護事業の周知を図ります。
- 消費生活センター、法律事務所、関係課等、関係機関との連携を図り、利用者保護の拡充を進めていくため、「若狭町高齢者及び障害者権利擁護連絡協議会」の開催を通じ、権利擁護の推進体制の確立に努めます。
- 町長申立て制度、利用支援事業の積極的な活用を促進します。
- 法テラスの出張相談を開催することにより、相談障壁の緩和を図ります。
- 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である「若狭町成年後見センター」を中心に、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進を図ります。

(2)介護者等への支援

①家族介護者(ヤングケアラー等も含む)の支援

- 在宅介護について、相談窓口での直接相談のほか、各地区民生委員・児童委員を通じた相談を実施します。
- 介護方法や福祉用具の使い方、介護者のストレス解消法等を周知するため、町内事業所に委託し「家族介護教室」を実施します。
- 「家族介護教室」については、委託事業所等の意見交換の場をもち、より一層効果的な実施に努めます。
- 各種事業・制度について、地域包括支援センター等を通じてPRを行い、町広報紙やホームページ等を活用し、周知に努めます。
- 介護離職の防止に向け、労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発や生活支援サービス、介護予防事業の充実に取り組むとともに、介護と仕事の両立に向けた相談に対応できる体制の構築に努めます。
- 家族介護者の身体的・精神的負担を軽減し、在宅での介護を継続できるように独自の訪問型サービスを提供します。
- ヤングケアラー※や8050問題※といった、複合的な課題をもつケースに関しては、民生委員・児童委員と連携し、支援へとつながる体制の構築に努めます。

※ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※8050問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒を見る社会問題のこと。

②住宅改修に対する支援

- 住宅改修の制度を利用しやすくするために、介護支援専門員が住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合、事業所に対して費用を支給します。

③認知症の方に対する経済的支援

- 認知症対応型共同生活介護事業所を利用する低所得者の経済的負担の軽減を図るため、居住費の一部を助成します。

基本方針3 地域で自立し尊厳をもって暮らす

1. 介護保険サービスの充実

〔現状と課題〕

団塊世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を踏まえ、今後は医療や介護の需要がより増加するとともに、サービスの多様化が見込まれています。

高齢者が介護を必要とする状態となっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進するためには、介護者の負担を軽減することが必要です。そのためには、医療と介護が連携した総合的なサービスの充実を図ることが求められています。

〔施策の方向性〕

高齢者が在宅で安心して生活を送ることができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及を推進し、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう在宅サービスの提供体制を充実させるとともに、住み慣れた地域での日常生活や家族介護者への支援を行うため、高齢者自身や家族それぞれの身体状況や生活状況に応じた取り組みを行います。

また、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し適切に捉えるとともに、施設・サービス種別の変更等、既存施設・事業所のあり方も検討することにより、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保を図ります。

(1)居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話をします。

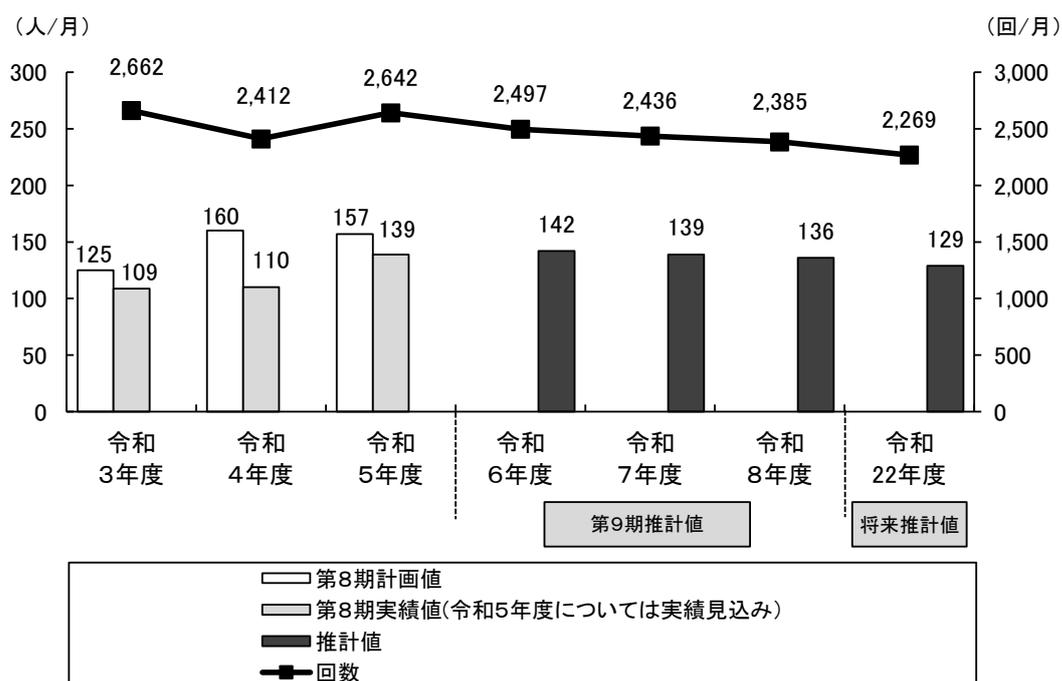
第8期計画の現状と課題

利用者数については、令和3年度から令和5年度にかけて増加しています。利用回数は令和3年度から令和4年度にかけて減少したものの、令和5年度は増加に転じています。

第9期計画の方向性

利用者数は令和5年度に増加となっていますが、町全体の認定者数は減少傾向となっていることから、第9期計画においては微減を見込みます。

■サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問介護	125	109	160	110	157	139

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
要介護1	15	22	33	39	38	37	34	
要介護2	32	29	49	45	45	44	42	
要介護3	28	31	27	26	25	25	24	
要介護4	25	15	16	15	14	14	13	
要介護5	8	12	14	17	17	16	16	
介護給付	給付費(千円)	93,088	85,131	94,738	91,294	89,277	87,357	83,153
	回数(回)	2,662	2,412	2,642	2,497	2,436	2,385	2,269
	人数(人)	109	110	139	142	139	136	129

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

巡回入浴車(浴槽を積んだ入浴車)で利用者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを行います。

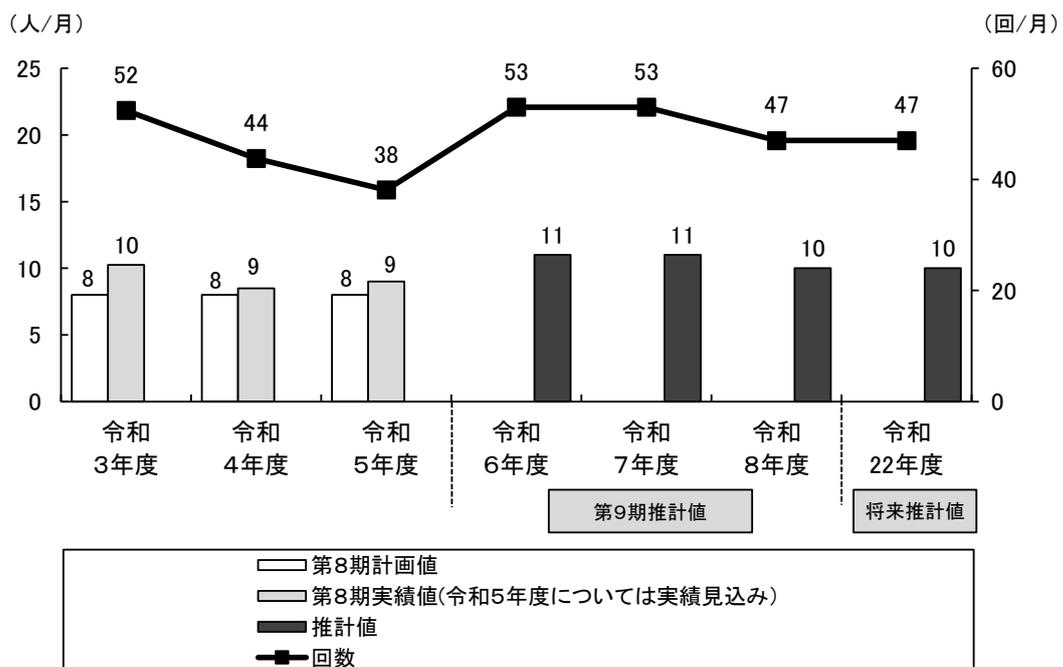
第8期計画の現状と課題

令和3年度から令和5年度にかけて利用回数は減少したものの、利用者数は令和4年度から令和5年度にかけて横ばいとなっています。

第9期計画の方向性

介護給付の利用者数は要介護4でほぼ横ばい、要介護5では増加に転じていることから、第9期計画においては、微増後、横ばいで見込んでいます。

■ サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問入浴介護	7	10	7	9	7	9
介護予防訪問入浴介護	1	0	1	0	1	0

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	0	0	0	0	0	0
要支援2		0	0	0	0	0	0	0
要介護1		0	0	0	0	0	0	0
要介護2		0	0	0	0	0	0	0
要介護3		1	0	0	0	0	0	0
要介護4		4	4	3	4	4	4	4
要介護5		5	4	6	7	7	6	6
介護給付	給付費(千円)	7,670	6,518	5,708	7,993	8,003	7,123	7,123
	回数(回)	52	44	38	53	53	47	47
	人数(人)	10	9	9	11	11	10	10
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づいて、保健師や看護師等が利用者の居宅を訪問し、看護を行う等の支援を行います。

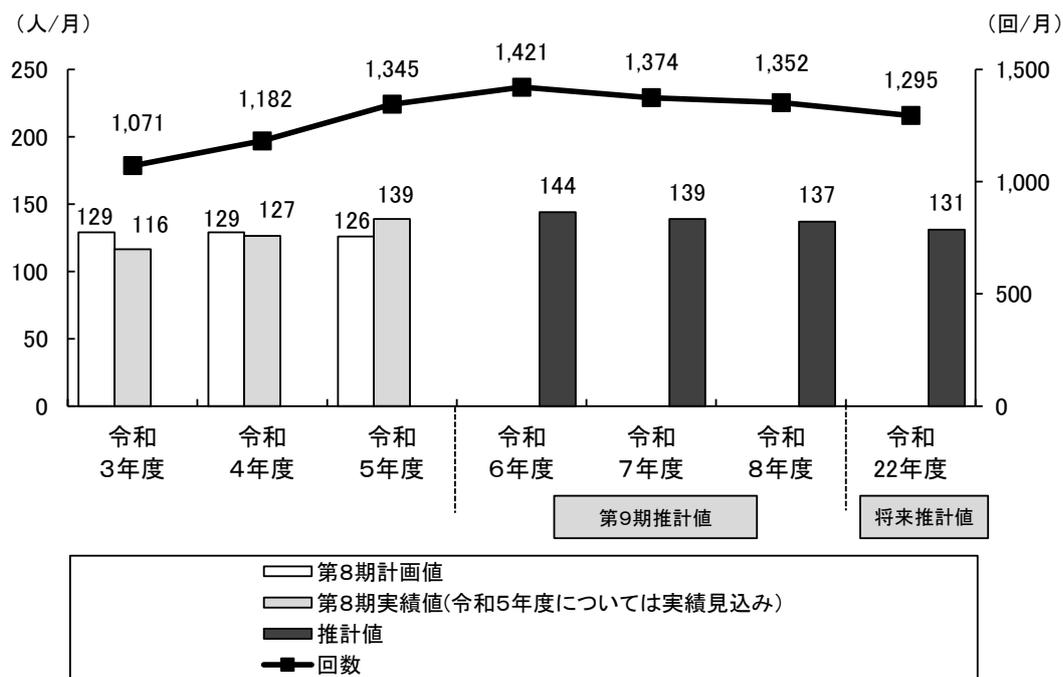
第8期計画の現状と課題

利用者数・利用回数ともに、令和3年度から令和5年度にかけて増加しており、介護給付は令和4年度から計画値を上回っています。

第9期計画の方向性

町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、介護給付・予防給付ともに、令和5年度の数値から横ばい後、減少を見込みます。

■サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問看護	105	99	106	107	104	121
介護予防訪問看護	24	17	23	19	22	18

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		2	2	1	1	1	1	1
要支援2		16	17	17	19	18	18	17
要介護1		22	25	24	25	24	24	22
要介護2		23	27	41	42	41	40	38
要介護3		23	26	26	27	26	26	25
要介護4		17	12	13	11	10	10	10
要介護5		15	18	17	19	19	18	18
介護給付	給付費(千円)	43,316	44,246	52,625	56,028	54,447	53,351	51,295
	回数(回)	879	969	1,135	1,183	1,148	1,125	1,081
	人数(人)	99	107	121	124	120	118	113
予防給付	給付費(千円)	7,276	7,581	7,856	9,019	8,575	8,575	8,120
	回数(回)	192	212	211	238	226	226	214
	人数(人)	17	19	18	20	19	19	18

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要な機能訓練(リハビリテーション)を行います。

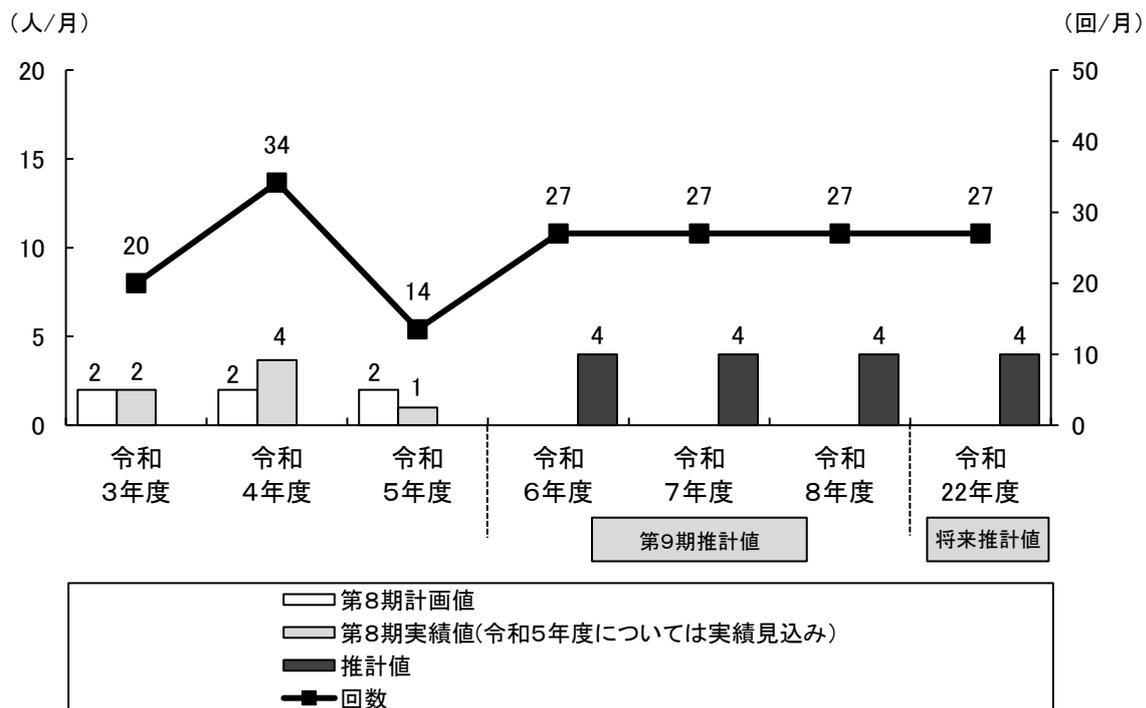
第8期計画の現状と課題

利用者数・利用回数ともに、令和3年度から令和4年度にかけて増加したものの、令和4年度から令和5年度にかけて減少しています。

第9期計画の方向性

介護給付の利用者数についてはほぼ横ばいとなっており、予防給付の利用者数は令和5年度には実績がありませんが、過去実績を踏まえて、第9期計画においては介護給付・予防給付ともに、利用者数の横ばいを見込みます。

■サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問リハビリテーション	1	1	1	2	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	1	1	1	2	1	0

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	1	0	1	1	1	1
要支援2		1	1	0	1	1	1	1
要介護1		0	1	0	1	1	1	1
要介護2		1	1	1	1	1	1	1
要介護3		0	0	0	0	0	0	0
要介護4		0	0	0	0	0	0	0
要介護5		0	0	0	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	480	669	481	502	502	502	502
	回数(回)	14	19	14	14	14	14	14
	人数(人)	1	2	1	2	2	2	2
予防給付	給付費(千円)	193	433	0	422	423	423	423
	回数(回)	6	15	0	12	12	12	12
	人数(人)	1	2	0	2	2	2	2

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が利用者の居宅を定期的に訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

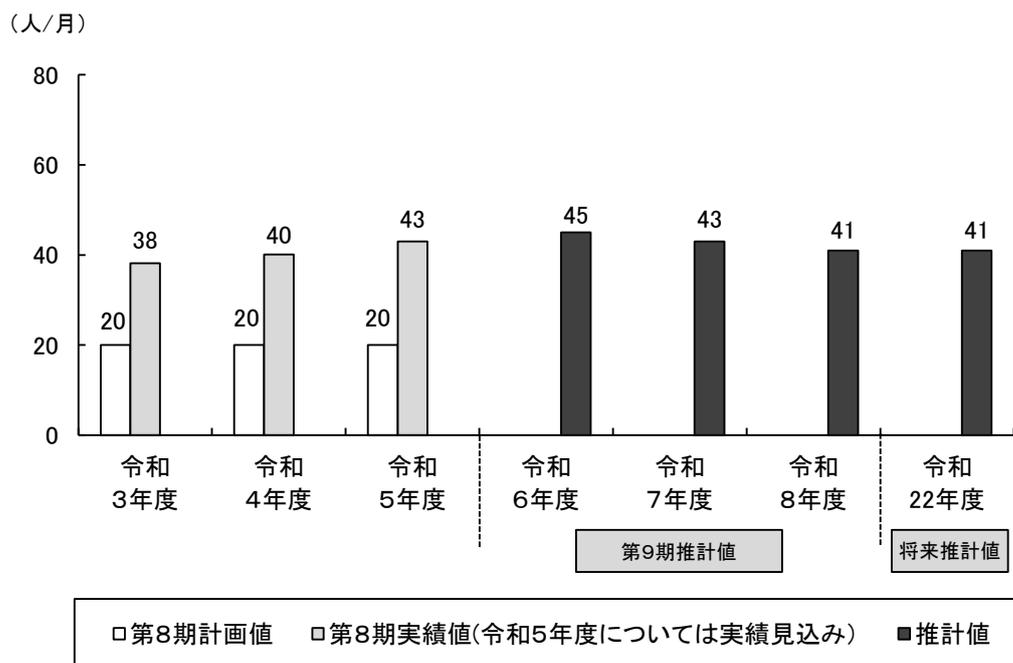
第8期計画の現状と課題

利用者数の実績値が計画値を上回っており、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあります。

第9期計画の方向性

介護給付、予防給付ともに利用者数は増加傾向となっておりますが、町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、介護給付・予防給付ともに、令和5年度の数値から横ばい後、減少を見込みます。

■ サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅療養管理指導	20	37	20	37	20	39
介護予防居宅療養管理指導	0	2	0	4	0	4

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	1	1	1	1	1	1
要支援2		1	2	3	3	3	3	3
要介護1		6	5	5	4	4	4	4
要介護2		6	6	11	11	11	10	10
要介護3		9	11	9	10	9	9	9
要介護4		8	9	7	9	8	8	8
要介護5		8	7	7	7	7	6	6
介護給付	給付費(千円)	2,516	2,720	2,867	3,042	2,916	2,762	2,762
	人数(人)	37	37	39	41	39	37	37
予防給付	給付費(千円)	146	374	366	371	372	372	372
	人数(人)	2	4	4	4	4	4	4

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑥ 通所介護

デイサービス施設(センター)に通い、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を利用できます。

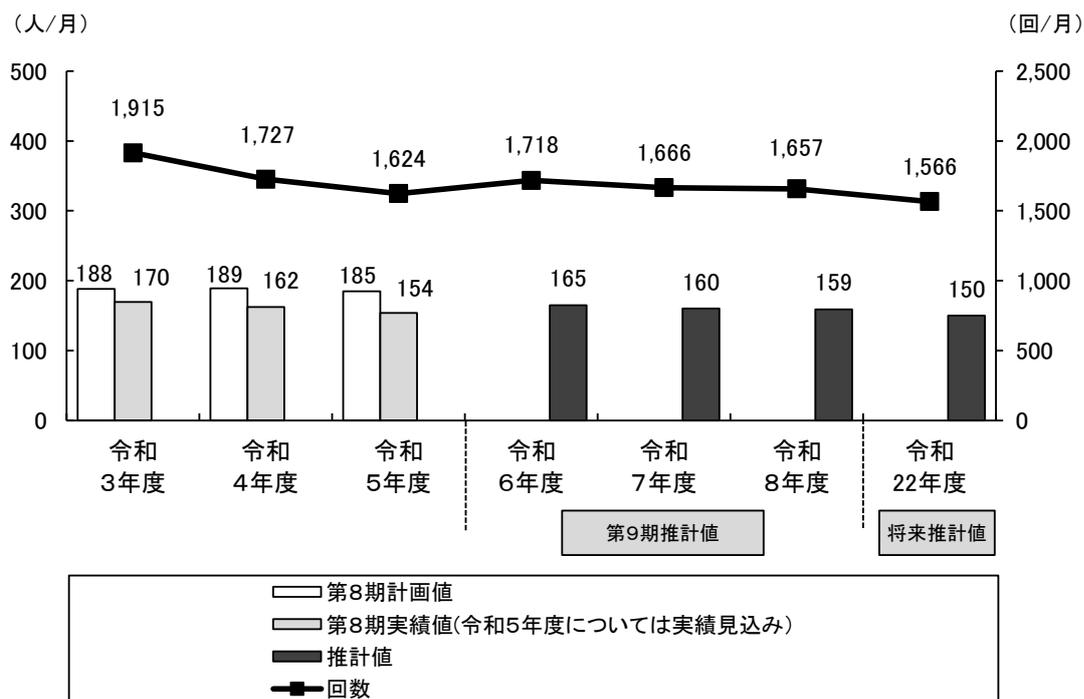
第8期計画の現状と課題

利用者の実績値が計画値を下回っており、令和3年度から令和5年度にかけて減少傾向となっています。

第9期計画の方向性

令和6年度は新型コロナウイルスの収束も踏まえ、増加を想定していますが、令和7年度以降は町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、減少で見込んでいます。

■サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
通所介護	188	170	189	162	185	154

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
要介護1	38	40	46	50	48	48	44	
要介護2	59	61	61	61	60	59	56	
要介護3	39	34	25	27	26	26	25	
要介護4	24	18	15	18	17	17	16	
要介護5	9	10	7	9	9	9	9	
介護給付	給付費(千円)	196,381	169,249	163,738	176,318	171,277	170,285	161,360
	回数(回)	1,915	1,727	1,624	1,718	1,666	1,657	1,566
	人数(人)	170	162	154	165	160	159	150

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

主治医がその治療の必要性を認めた在宅の利用者が、デイケア施設(センター)に通い、その心身機能の維持回復と日常生活の自立支援のために理学療法、作業療法その他必要な機能訓練(リハビリテーション)を受けます。

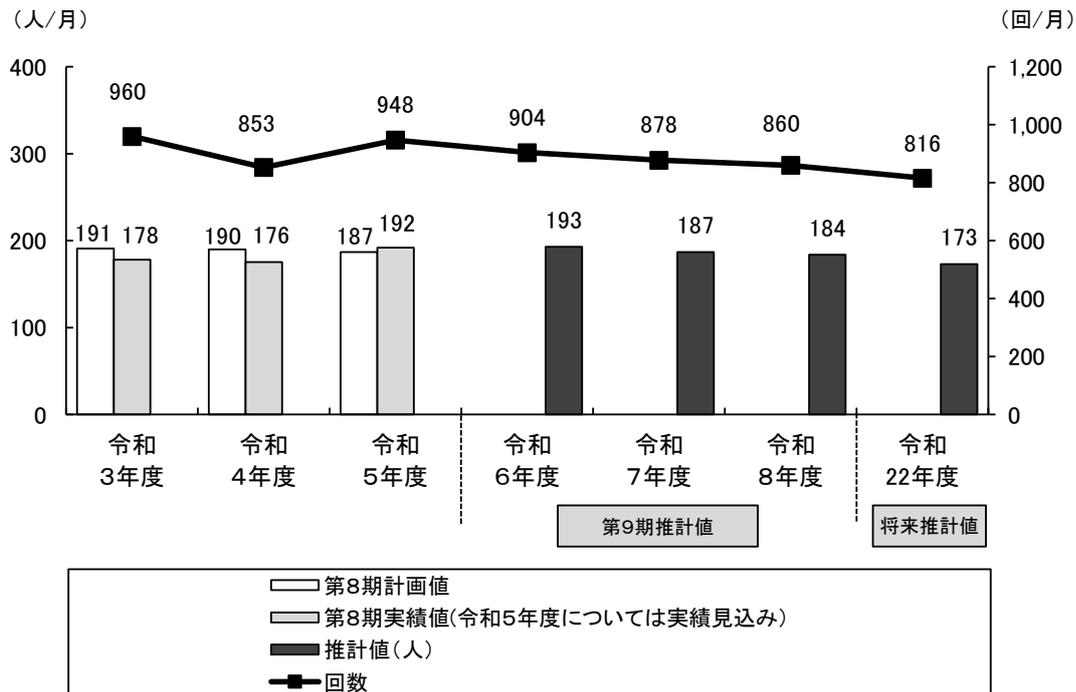
第8期計画の現状と課題

利用者数は令和3年度と令和4年度においては実績値が計画値を下回っていますが、令和4年度から令和5年度にかけては増加しており、計画値を上回っています。

第9期計画の方向性

利用者数・利用回数ともに増減を繰り返していることから、第9期計画においては、町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、介護給付・予防給付ともに、令和5年度の数值から横ばい後、減少を見込みます。

■サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
通所リハビリテーション	126	106	127	98	125	103
介護予防通所リハビリテーション	65	72	63	77	62	89

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		19	27	45	47	46	45	42
要支援2		53	50	44	43	41	41	38
要介護1		31	28	27	28	27	27	25
要介護2		40	34	46	43	43	42	40
要介護3		21	21	13	14	13	13	12
要介護4		10	9	11	11	10	10	10
要介護5		5	6	6	7	7	6	6
介護給付	給付費(千円)	101,503	91,194	104,252	101,007	97,929	95,619	91,096
	回数(回)	960	853	948	904	878	860	816
	人数(人)	106	98	103	103	100	98	93
予防給付	給付費(千円)	29,395	30,820	32,657	33,230	32,032	31,772	29,524
	人数(人)	72	77	89	90	87	86	80

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

在宅の利用者が特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

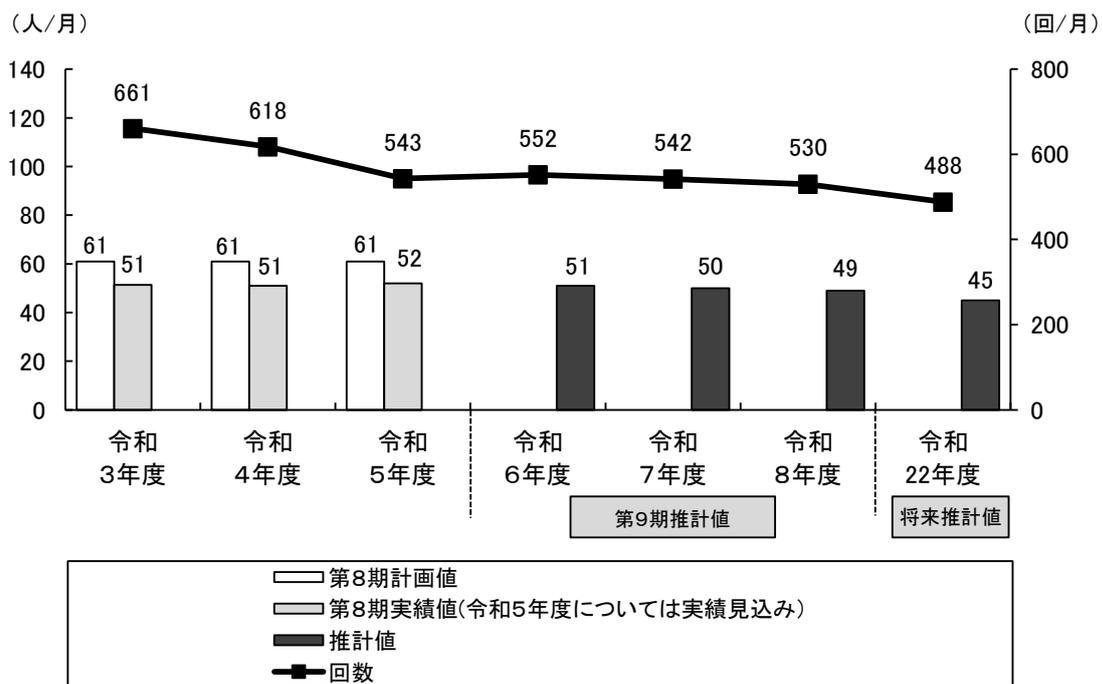
第8期計画の現状と課題

利用者数の実績値は計画値を下回っており、横ばいで推移しています。利用回数は令和3年度以降、減少傾向となっています。

第9期計画の方向性

介護給付の利用回数は減少傾向となっているものの、利用者数はほぼ横ばいとなっていることから、第9期計画においてもほぼ横ばいで見込みます。

■サービス利用者数、利用日数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
短期入所生活介護	61	51	61	51	61	50
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	2

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	0	0	0	0	0	0
要支援2		0	0	2	0	0	0	0
要介護1		4	6	6	7	7	7	6
要介護2		12	13	18	19	19	19	18
要介護3		21	18	16	14	13	13	12
要介護4		10	9	7	6	6	6	5
要介護5		4	5	3	5	5	4	4
介護給付	給付費(千円)	67,717	63,218	54,860	57,215	56,231	54,727	50,412
	回数(回)	660	617	535	552	542	530	488
	人数(人)	51	51	50	51	50	49	45
予防給付	給付費(千円)	17	104	693	0	0	0	0
	回数(回)	0	1	8	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	2	0	0	0	0

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

治療の必要程度に応じて在宅の利用者が介護老人保健施設や病院に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、並びに日常生活上の世話を受けます。

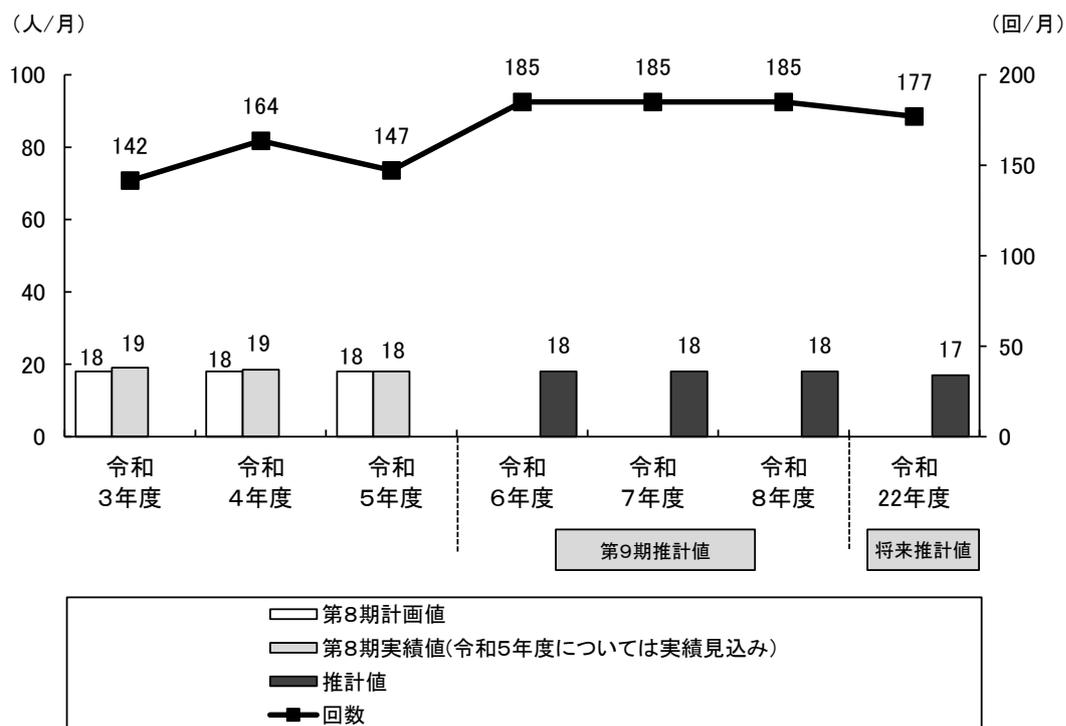
第8期計画の現状と課題

利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて18～19人で推移しており、概ね計画どおりとなっています。

第9期計画の方向性

介護給付の利用者数は微減となっており、予防給付はほぼ実績がないため、第9期計画では、介護給付において横ばいを見込みます。

■サービス利用者数、利用日数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
短期入所療養介護	18	19	18	19	18	18
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	0	0	0	0	0	0
要支援2		0	0	0	0	0	0	0
要介護1		3	3	2	2	2	2	2
要介護2		6	5	6	6	6	6	5
要介護3		6	6	3	3	3	3	3
要介護4		3	3	4	3	3	3	3
要介護5		1	2	2	4	4	4	4
介護給付	給付費(千円)	17,371	20,018	19,414	25,325	25,358	25,358	24,362
	回数(回)	142	163	147	185	185	185	177
	人数(人)	19	18	18	18	18	18	17
予防給付	給付費(千円)	0	28	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で食事・入浴等の介護や機能訓練が受けられるサービスです。

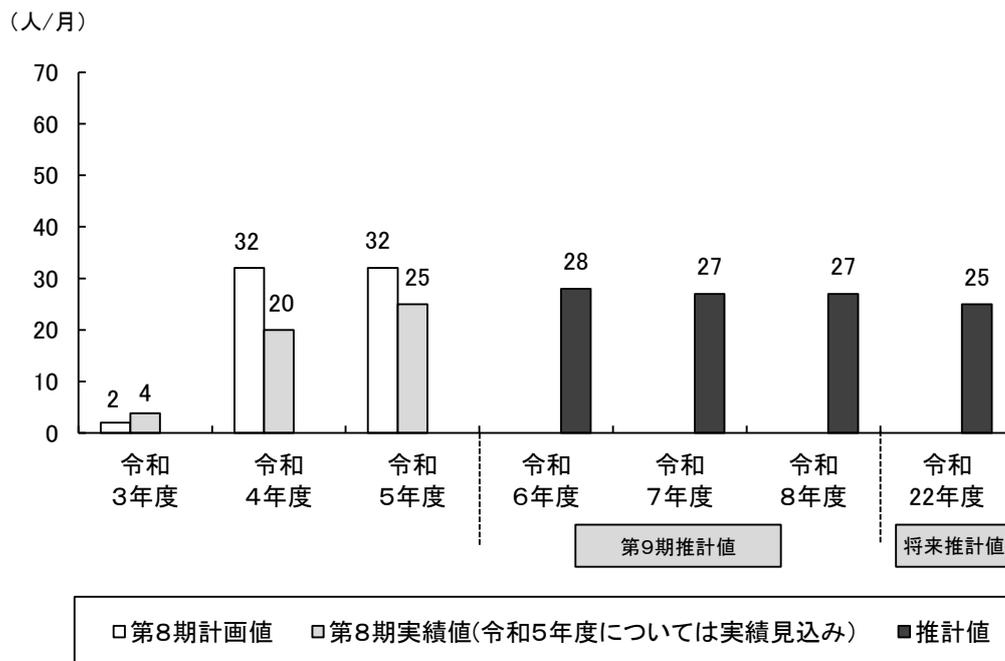
第8期計画の現状と課題

利用者数は令和3年度の4人に対し、令和4年度は20人、令和5年度は25人と大きく増加しています。

第9期計画の方向性

需要の高まりを受けて、令和5年度の数值から増加後、町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、横ばいを見込みます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
特定施設入居者生活介護	2	3	32	19	32	24
介護予防特定施設入居者生活介護	0	1	0	1	0	1

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	1	1	1	1	1	1
要支援2		0	0	0	0	0	0	0
要介護1		1	5	2	2	2	2	2
要介護2		1	5	10	13	12	12	12
要介護3		1	2	4	3	3	3	3
要介護4		0	6	5	5	5	5	4
要介護5		0	1	3	4	4	4	3
介護給付	給付費(千円)	6,190	39,059	52,184	59,154	57,288	57,288	52,050
	人数(人)	3	19	24	27	26	26	24
予防給付	給付費(千円)	568	741	748	758	759	759	759
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト等の福祉用具をレンタル(貸し出し)するサービスです。

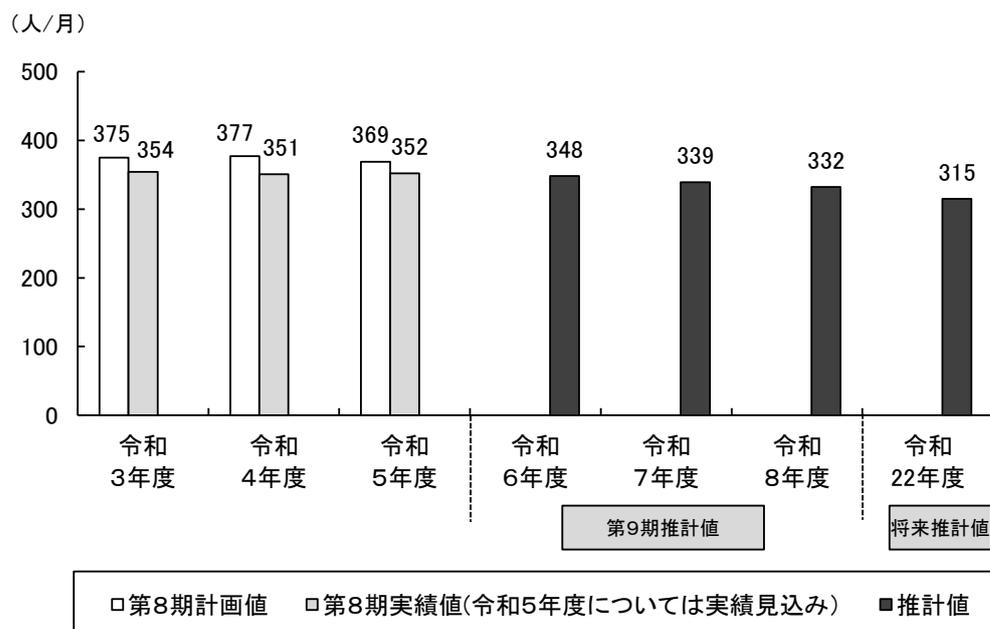
第8期計画の現状と課題

令和3年度から令和5年度にかけて、福祉用具貸与は減少傾向、介護予防福祉用具貸与は増加傾向となっています。

第9期計画の方向性

介護給付は減少、予防給付は令和5年度の数値から増加後、町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、微減を見込みます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
福祉用具貸与	310	290	312	272	306	263
介護予防福祉用具貸与	65	64	65	79	63	89

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		14	23	32	33	32	32	30
要支援2		50	56	57	57	55	54	50
要介護1		35	38	36	36	35	34	32
要介護2		106	98	105	102	100	98	94
要介護3		72	67	56	56	54	54	50
要介護4		53	42	39	35	34	33	32
要介護5		24	28	27	29	29	27	27
介護給付	給付費(千円)	48,906	46,554	48,213	47,381	46,311	45,129	43,237
	人数(人)	290	272	263	258	252	246	235
予防給付	給付費(千円)	5,289	6,301	6,979	7,049	6,813	6,730	6,257
	人数(人)	64	79	89	90	87	86	80

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

心身の機能が低下した高齢者に、入浴や排泄に用いる用具の購入費を支給するサービスです。

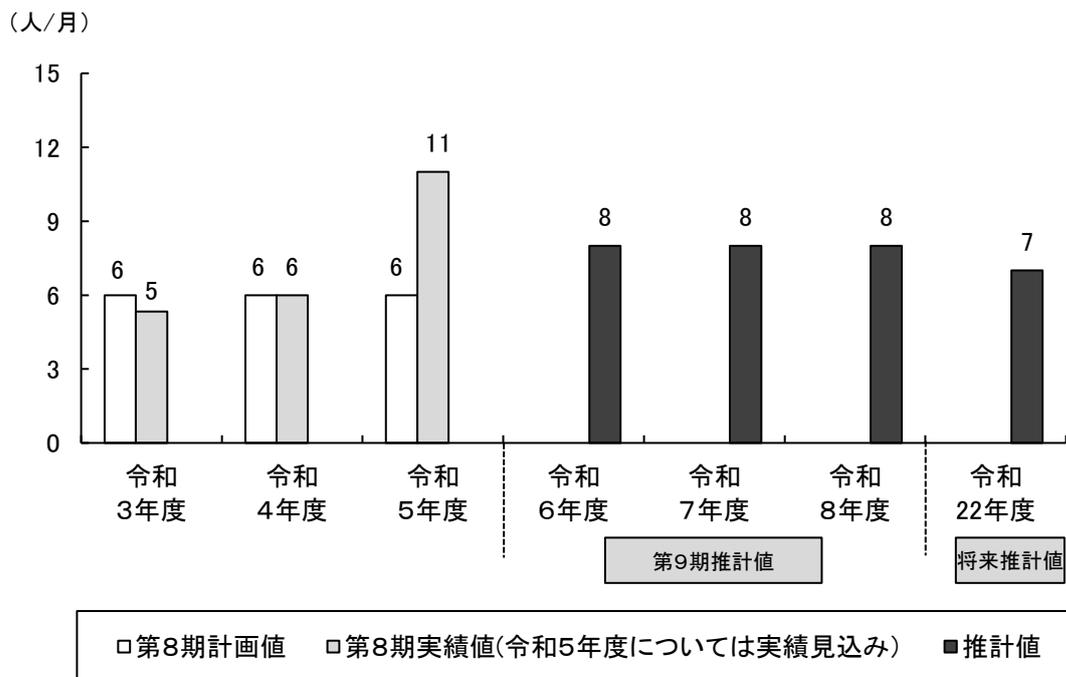
第8期計画の現状と課題

特定福祉用具購入費と特定介護予防福祉用具購入費を合わせると、利用者数は増加傾向となっており、令和5年度の実績値は計画値を上回っています。

第9期計画の方向性

介護給付の利用者数は横ばい後、増加となっており、予防給付はほぼ横ばいとなっていることから、第9期計画においては、介護給付、予防給付ともにほぼ横ばいで見込んでいます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
特定福祉用具購入費	5	4	5	4	5	10
特定介護予防福祉用具購入費	1	1	1	2	1	1

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	0	0	0	0	0	0
要支援2		1	1	1	1	1	1	1
要介護1		1	1	1	0	0	0	0
要介護2		2	2	5	6	6	6	5
要介護3		1	1	2	1	1	1	1
要介護4		1	0	1	0	0	0	0
要介護5		1	0	1	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	1,405	1,398	3,003	2,210	2,210	2,210	1,903
	人数(人)	4	4	10	7	7	7	6
予防給付	給付費(千円)	251	634	413	456	456	456	456
	人数(人)	1	2	1	1	1	1	1

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑬ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

高齢者等の住居において、段差の解消、廊下や階段への手すりの設置等といった小規模改修に対して、その費用を支給するサービスです。

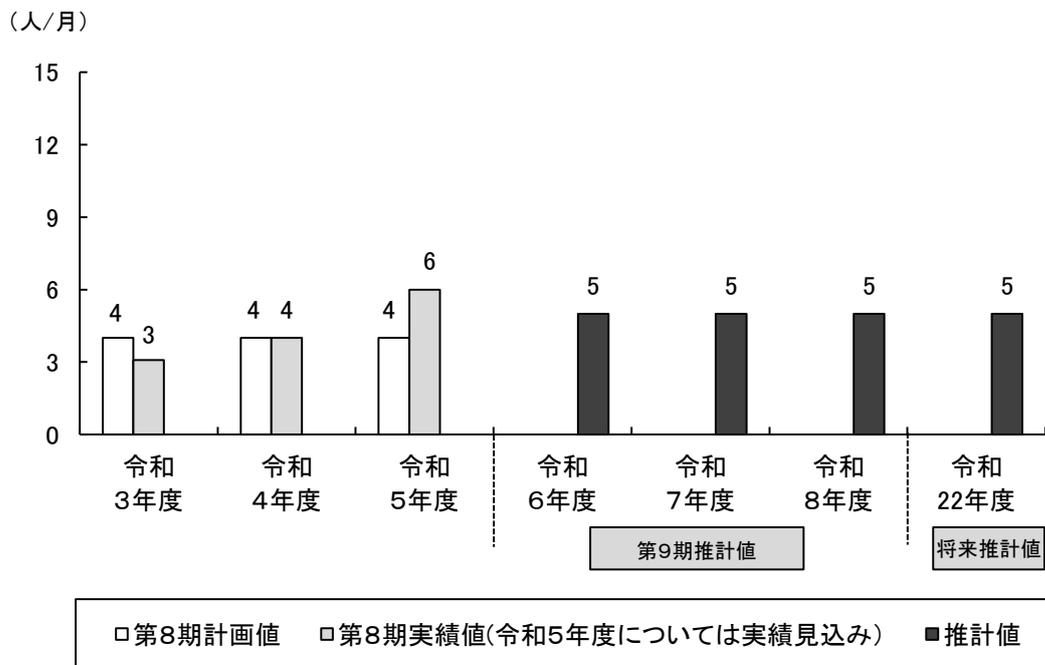
第8期計画の現状と課題

利用者の実績値は増加傾向となっており、令和5年度には計画値を上回っています。

第9期計画の方向性

介護給付の利用者数は2～3人で推移、予防給付は1～3人で推移していることから、第9期計画においても、介護給付、予防給付ともに横ばいで見込んでいます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
住宅改修費	3	2	3	3	3	3
介護予防住宅改修費	1	1	1	1	1	3

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		0	0	2	1	1	1	1
要支援2		1	1	1	1	1	1	1
要介護1		0	1	1	1	1	1	1
要介護2		1	1	1	1	1	1	1
要介護3		0	0	1	1	1	1	1
要介護4		0	0	0	0	0	0	0
要介護5		0	0	0	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	2,319	2,814	2,703	2,818	2,818	2,818	2,818
	人数(人)	2	3	3	3	3	3	3
予防給付	給付費(千円)	1,275	1,469	3,799	2,035	2,035	2,035	2,035
	人数(人)	1	1	3	2	2	2	2

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護や支援が必要と認定された場合、どのような種類のサービスを、どのようなスケジュールで利用するのがよいのかを、本人や家族の事情も組み込んで介護サービス計画(ケアプラン)を作成するものです。事業者との利用調整等も含め、その作成に要した費用は、全額支給されます。

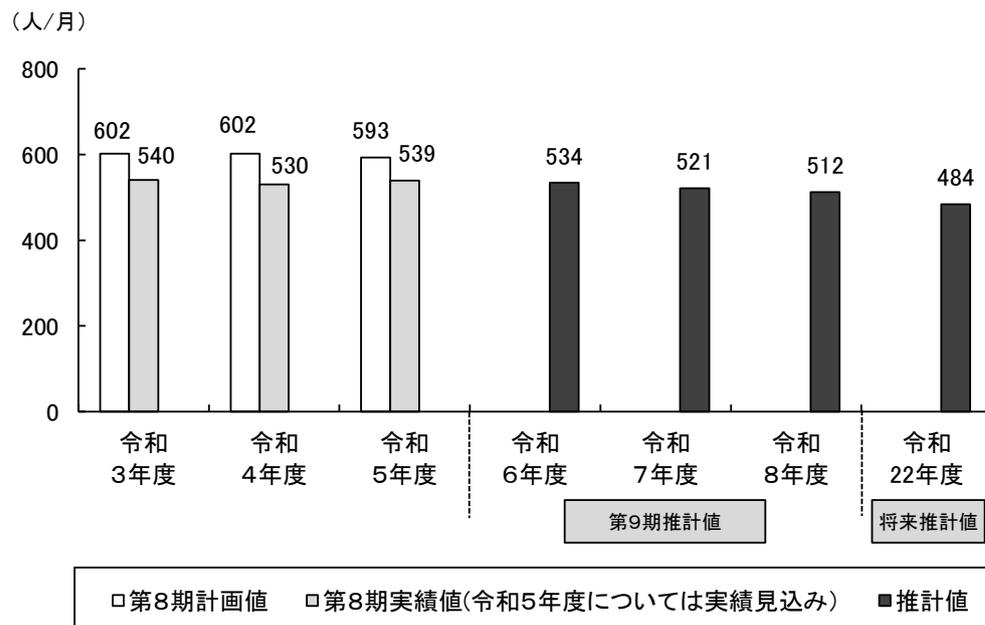
第8期計画の現状と課題

利用者の実績値が計画値を下回っており、令和3年度から令和5年度にかけて増減を繰り返しています。居宅介護支援の実績値は計画値を下回り、介護予防支援は計画値を上回っています。

第9期計画の方向性

令和5年度の実績を踏まえつつ、町全体の認定者数の減少傾向も踏まえ、微減を見込みます。

■ サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護支援	492	425	492	401	486	401
介護予防支援	110	115	110	129	107	138

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		28	41	58	59	57	56	53
要支援2		87	88	80	80	78	77	72
要介護1		101	109	114	113	110	109	100
要介護2		152	137	152	149	147	143	137
要介護3		89	79	63	61	59	59	55
要介護4		58	46	43	40	38	38	37
要介護5		27	30	29	32	32	30	30
介護給付	給付費(千円)	69,239	66,309	65,555	65,620	64,172	63,023	59,759
	人数(人)	425	401	401	395	386	379	359
予防給付	給付費(千円)	6,216	7,029	7,645	7,822	7,607	7,494	7,043
	人数(人)	115	129	138	139	135	133	125

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

(2)地域密着型サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者等が、共同生活をする住居(グループホーム)において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。

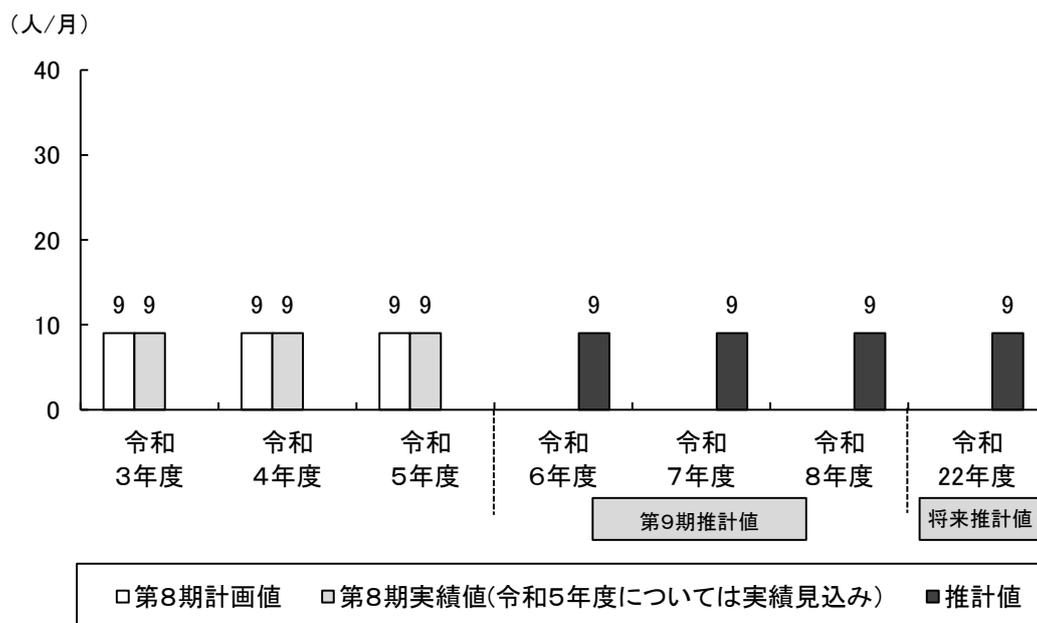
第8期計画の現状と課題

利用者の実績値は計画値どおりとなっており、横ばいで推移しています。

第9期計画の方向性

介護給付において、一定の利用者が見込まれるため、令和5年度の実績を踏まえつつ、現在のサービスを維持できるよう横ばいを見込みます。

■ サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
認知症対応型共同生活介護	9	9	9	9	9	9

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	1	0	1	1	1	1
要介護2	4	3	5	3	3	3	3
要介護3	2	3	3	3	3	3	3
要介護4	2	1	0	1	1	1	1
要介護5	1	1	1	1	1	1	1
介護給付	給付費(千円)	30,394	27,467	34,666	31,776	31,816	31,816
	人数(人)	9	9	9	9	9	9
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下である施設に限る)に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

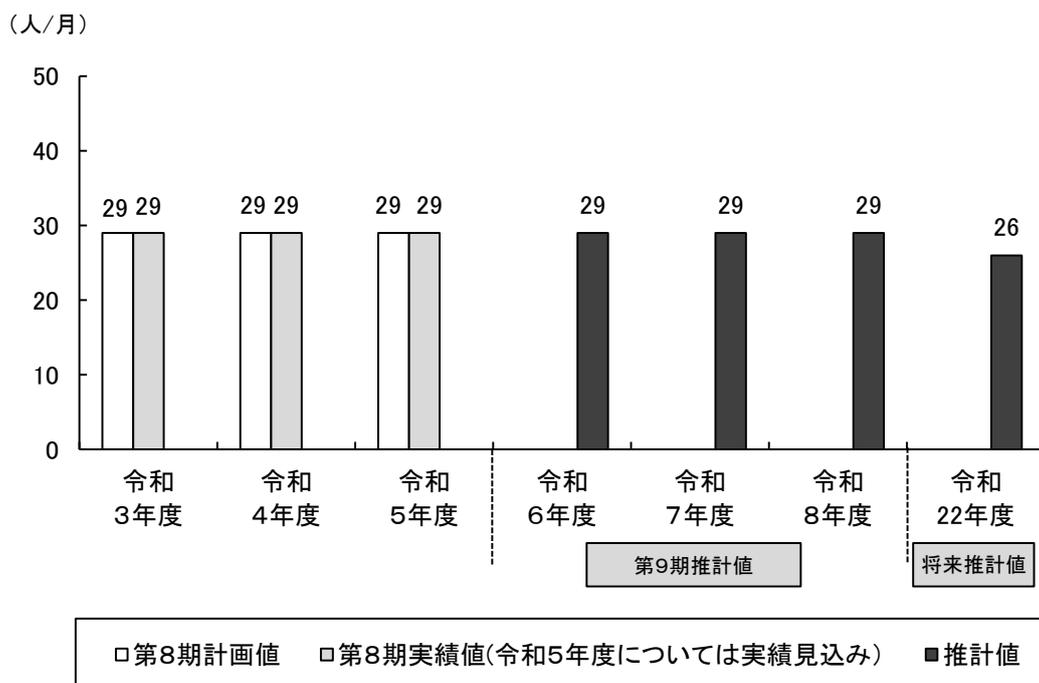
第8期計画の現状と課題

実績値は令和3年度から令和5年度の間では計画値どおりとなっています。

第9期計画の方向性

利用者数は令和3年度から令和5年度の間を横ばいで推移しており、今後も施設の利用ニーズが想定されるため、現状のサービス提供の受け皿を維持すべくほぼ横ばいを見込んでいます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	29	29	29	29	29	29

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	
要介護1	1	0	0	0	0	0	0	
要介護2	0	0	0	0	0	0	0	
要介護3	5	7	6	7	7	7	8	
要介護4	8	11	11	11	11	11	9	
要介護5	16	12	11	11	11	11	9	
介護給付	給付費 (千円)	105,618	105,067	100,503	106,144	106,279	106,279	94,710
	人数 (人)	29	29	28	29	29	29	26

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者が通所介護の施設(デイサービスセンターやグループホーム等)に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用できます。

第8期計画の現状と課題

現在は町内に施設がないことから、利用実績はありません。

第9期計画の方向性

新たな施設整備を見込まないことから第9期計画においても、利用を見込みません。引き続き、要支援・要介護者のニーズの把握に努め、今後の整備等について検討します。

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者(要介護認定者、その配偶者、その他厚生労働省で定める者)に対し、介護サービス計画に基づいて、入浴や排泄、食事等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

第8期計画の現状と課題

現在は町内に施設がないことから、利用実績はありません。

第9期計画の方向性

新たな施設整備を見込まないことから第9期計画においても、利用を見込みません。引き続き、要支援・要介護者のニーズの把握に努め、今後の整備等について検討します。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅要介護(要支援)者に、「通い」を中心としながら、その方の状況や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

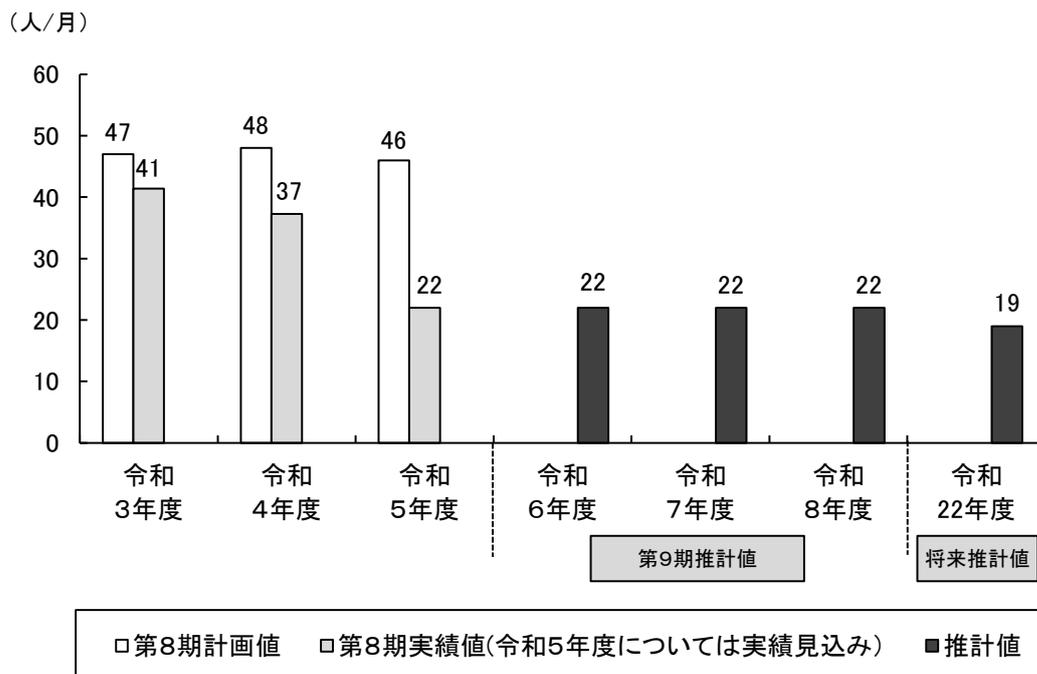
第8期計画の現状と課題

小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせると、利用者数の実績値は令和3年度から令和5年度にかけて減少傾向となっており、計画値を下回っています。

第9期計画の方向性

介護給付・予防給付ともに減少傾向なっていますが、一定の利用者が見込まれるため、令和5年度の実績を踏まえつつ、現在のサービスを維持できるよう横ばいを見込みます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
小規模多機能型居宅介護	34	30	36	26	34	14
介護予防小規模多機能型居宅介護	13	12	12	11	12	8

■要支援・要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

		第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1		2	2	1	1	1	1	1
要支援2		10	10	7	7	7	7	6
要介護1		10	9	6	5	5	5	4
要介護2		10	9	6	6	6	6	5
要介護3		6	6	1	2	2	2	2
要介護4		3	3	1	1	1	1	1
要介護5		1	0	0	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	67,952	60,723	30,678	32,732	32,774	32,774	28,760
	人数(人)	30	26	14	14	14	14	12
予防給付	給付費(千円)	11,342	11,192	7,948	8,092	8,102	8,102	7,029
	人数(人)	12	11	8	8	8	8	7

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑥ 地域密着型通所介護

小規模のデイサービス施設(センター)に通い、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。

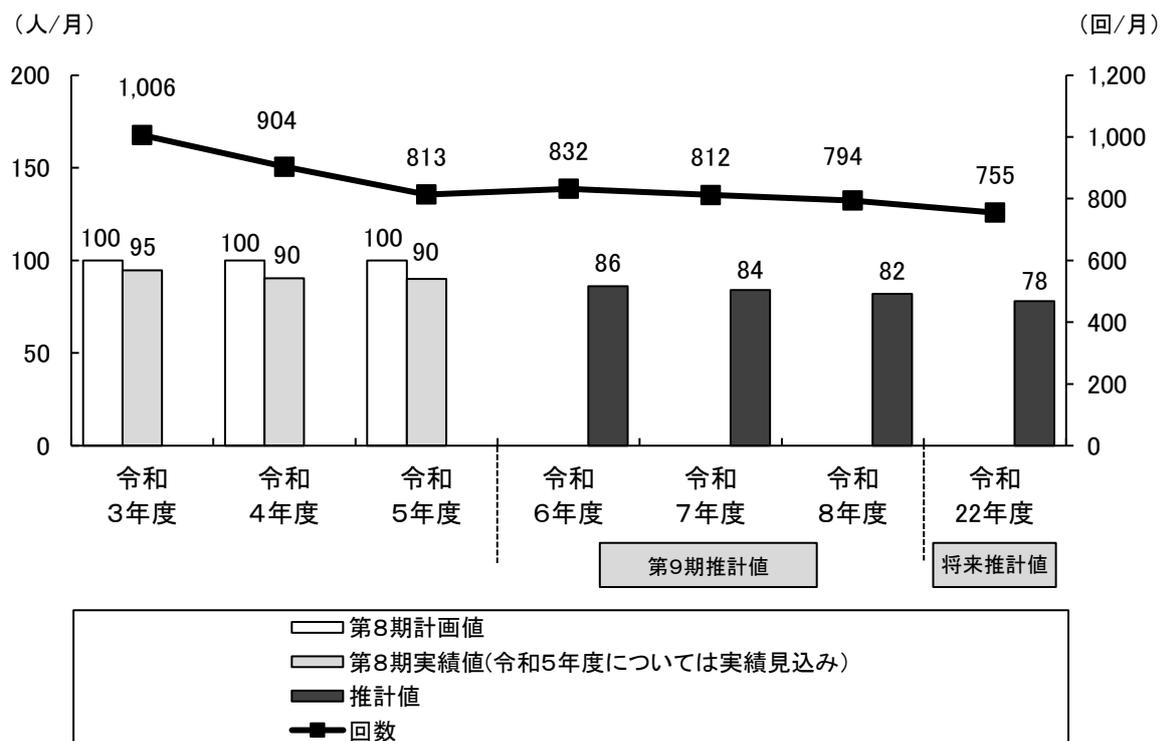
第8期計画の現状と課題

利用者数の実績値が令和3年度から令和5年度にかけて減少し、計画値を下回っています。

第9期計画の方向性

利用者数・利用回数ともに減少傾向となっていますが、一定のニーズが見込まれるため、令和5年度の実績を踏まえつつ、第9期計画においては横ばいを見込みます。

■サービス利用者数、利用回数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域密着型通所介護	100	95	100	90	100	90

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	
要介護1	20	25	26	27	26	26	24	
要介護2	34	27	30	25	25	24	23	
要介護3	22	20	17	17	16	16	15	
要介護4	14	11	9	7	7	6	6	
要介護5	4	8	8	10	10	10	10	
介護給付	給付費(千円)	111,419	99,821	88,582	92,812	90,832	88,648	84,566
	回数(回)	1,006	904	813	832	812	794	755
	人数(人)	95	90	90	86	84	82	78

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

⑦ 夜間対応型訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問します。

第8期計画の現状と課題

現在は町内に施設がないことから、利用実績はありません。

第9期計画の方向性

新たな施設整備を見込まないことから第9期計画においても、利用を見込みません。引き続き、要支援・要介護者のニーズの把握に努め、今後の整備等について検討します。

⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、訪問介護員だけでなく看護師等とも連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

第8期計画の現状と課題

現在は町内に施設がないことから、利用実績はありません。

第9期計画の方向性

新たな施設整備を見込まないことから第9期計画においても、利用を見込みません。引き続き、要支援・要介護者のニーズの把握に努め、今後の整備等について検討します。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、「通い」を中心としながら、利用者の状況や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」、「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスです。

第8期計画の現状と課題

現在は町内に施設がないことから、利用実績はありません。

第9期計画の方向性

新たな施設整備を見込まないことから第9期計画においても、利用を見込みません。引き続き、要支援・要介護者のニーズの把握に努め、今後の整備等について検討します。

(3)施設サービス

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄等の日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

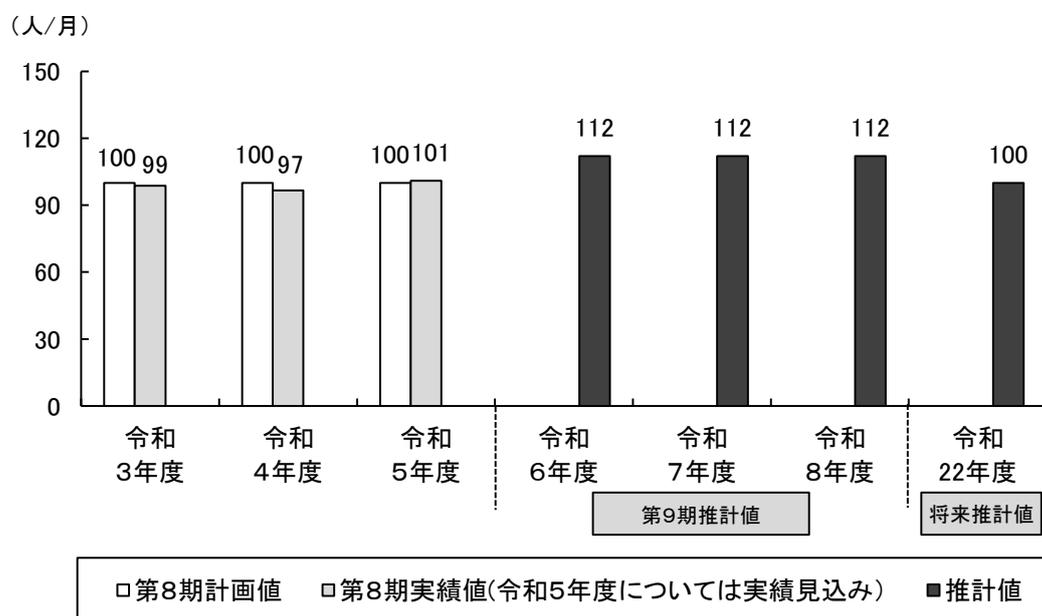
第8期計画の現状と課題

利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて100人前後で推移しており、概ね計画とおりとなっています。

第9期計画の方向性

第8期計画において、利用者数が100人前後で推移しており、今後も施設の利用ニーズが一定数あることが見込まれるとともに、令和6年度以降の増床分も踏まえ、サービス提供の受け皿を維持します。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護老人福祉施設	100	99	100	97	100	101

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	
要介護2	1	1	1	1	1	1	1	
要介護3	17	18	23	27	27	27	24	
要介護4	52	50	40	45	45	45	41	
要介護5	28	29	37	39	39	39	34	
介護給付	給付費(千円)	306,051	306,997	322,991	362,119	362,577	362,577	323,618
	人数(人)	99	97	101	112	112	112	100

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

② 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

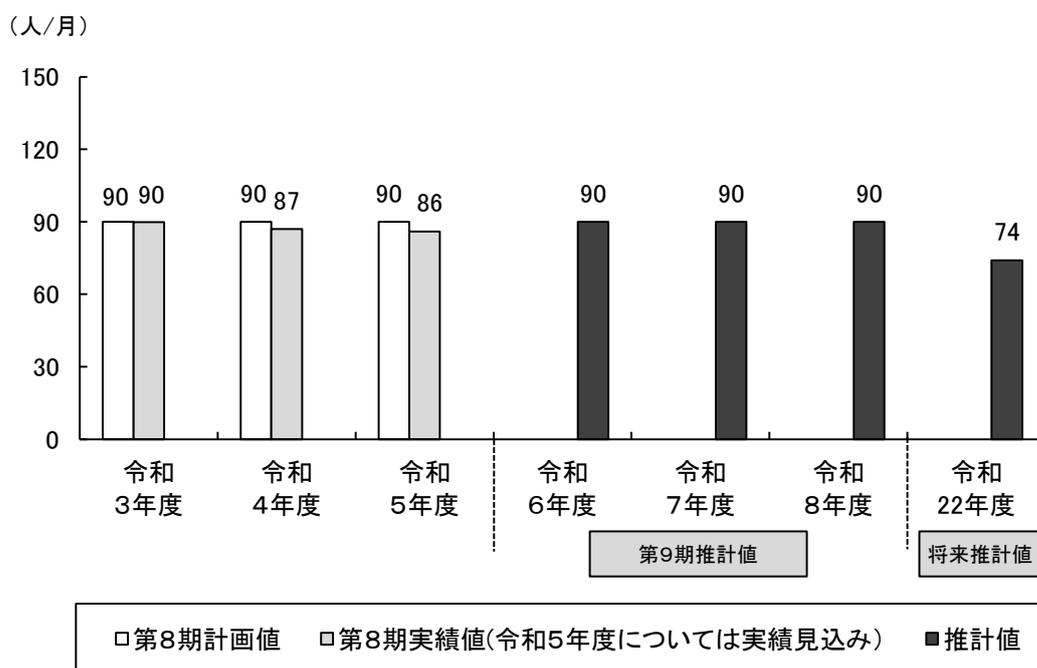
第8期計画の現状と課題

実績値は、微減となっており、令和4年度から令和5年度にかけては計画値を下回っています。

第9期計画の方向性

今後も施設の利用ニーズがあることが予想されます。現状のサービス提供の受け皿を維持し、横ばいを見込みます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護老人保健施設	90	90	90	87	90	86

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
要介護1	6	5	9	6	6	6	5	
要介護2	28	32	31	28	28	28	30	
要介護3	26	26	29	27	27	27	26	
要介護4	21	18	11	23	23	23	8	
要介護5	9	7	6	6	6	6	5	
介護給付	給付費(千円)	295,201	280,129	284,516	303,689	304,073	304,073	248,308
	人数(人)	90	87	86	90	90	90	74

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

③ 介護医療院

長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。

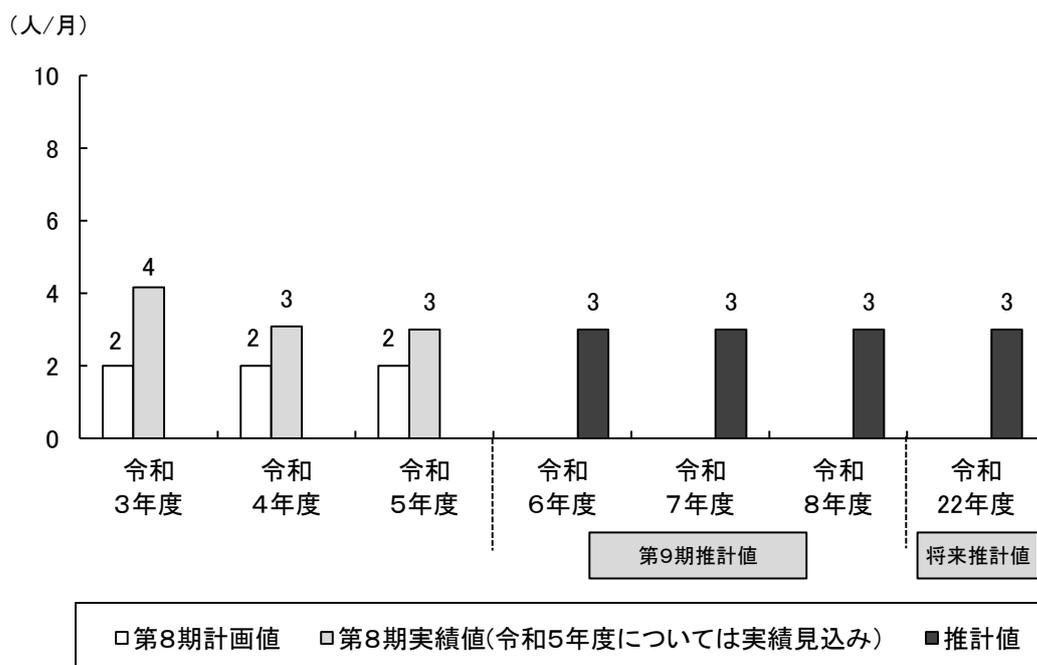
第8期計画の現状と課題

令和3年度から令和4年度にかけては減少となり、令和4年度以降横ばいとなっていますが、実績値は計画値を上回っています。

第9期計画の方向性

今後も施設の利用ニーズがあることが予想されます。現状のサービス提供の受け皿を維持し、横ばいを見込みます。

■サービス利用者数の推移及び推計



■サービス利用者数計画値と実績値の比較

単位:人/月

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護医療院	2	4	2	3	2	3

■要介護度別サービス利用者数、給付費等の推移及び推計

	第8期実績値			第9期推計値			将来推計値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0	0
要介護3	1	0	0	0	0	0	0
要介護4	1	2	1	2	2	2	2
要介護5	2	1	2	1	1	1	1
介護給付	給付費(千円)	17,310	12,800	12,955	13,096	13,113	13,113
	人数(人)	4	3	3	3	3	3

※介護度別の利用者数と各給付の人数は端数四捨五入により合計が合わない場合があります。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数です。

※令和5年度については実績見込みです。

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーション等が受けられます。

令和5年度末に廃止されることが決定しているため、令和6年度以降は利用を見込みません。

2. 介護保険事業の適正な運営

〔現状と課題〕

高齢化の進展に伴い、介護サービスのニーズは今後さらに拡大・多様化していくことが想定される中、将来にわたり安定的な介護サービスの提供体制を確保するため、介護給付の適正化など保険者機能の強化を図るとともに、中長期的な観点で地域の実情に応じたサービス基盤の整備に取り組むことが重要です。

引き続き、介護保険制度が高齢者にとって身近な制度となるよう、相談体制の充実や制度周知に取り組むとともに、要支援・要介護認定の円滑かつ適正な実施を推進します。

また、介護保険制度の持続可能性を高めるためには、財源と人材をより効果的・効率的に活用することが必要です。

今後は、介護保険サービスの量・質の両面において、地域包括ケアシステムを下支えする介護人材の人材育成支援、離職防止、人材の受入環境の整備を図るとともに、介護現場の生産性向上に資する支援を促進し、地域包括支援センターの機能強化を推進することにより、関係機関との連携強化や相談体制等の強化が求められます。

〔施策の方向性〕

(1) 介護保険サービスの質の向上

① 広報・周知体制

- 高齢者本人やその家族にわかりやすく明確な情報提供及び説明を行います。
- ガイドブックの作成や、町広報紙及びホームページ、公式SNS等を活用し、介護保険の最新情報の提供に努めます。

② サービス提供事業者の情報開示と評価の促進

- 利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう、すべての介護サービス事業者に対し、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられています。県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を促進します。
- サービス提供事業者による苦情処理体制の構築を支援するとともに、事業者の第三者評価を支援し、介護保険サービスの質の向上に努めます。

③ サービス従事者の質的向上の推進

- サービス従事者は、介護技術の発達等による様々な新しい知識や技術の習得に常に努める必要があります。県が実施している集団指導や説明会、定期的実施しているケアマネジャーの連絡会等により、質的向上の促進を図ります。
- 事業所へ最新情報を提供し、各事業所のサービス従事者が制度について正しく認識できるよう研修を実施します。

(2)介護人材の確保等の推進

①介護職員等の人材確保

- 介護職場の魅力や介護現場革新、処遇改善等の取り組みといった受入環境の整備について発信し、介護職場のイメージを刷新することにより、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や外国人人材、他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援を促進します。
- 国や県などと連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上を図ります。
- 将来にわたって安定的で質の高い介護サービスが提供できるよう、専門的な人材を確保するため、県が実施している介護職員への研修、研修修了者に対する就職支援等により、介護人材の就職を促進します。
- 県の実施する、高校生のための介護職場体験事業等を通し、福祉・介護の仕事の魅力とやりがいを知ってもらい、将来の福祉人材の掘り起こしを図っていきます。

②介護現場における生産性の向上

- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等一体的な取り組みを推進します。
- 離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備として、介護現場におけるICT等の活用等により介護職員の業務負担軽減を図っていくとともに、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化等を進めることで、業務効率化を促進します。

③介護保険サービス等関係機関の連携強化

- 介護保険サービスの質の向上、及び地域における介護に携わる人材確保のために、介護支援事業者や介護サービス事業者による情報交換の機会を整備、拡大する等、行政と事業者、あるいは事業者同士の連携強化を図ります。
- 多職種連携研修等を通じ、介護サービス事業所間の情報交換の場をつくることにより、関係機関同士の連携強化を図ります。

(3)保険者機能の強化

①介護給付の適正化

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、結果として長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、要介護認定の適正化(認定調査状況チェック等)、ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知等を、国民健康保険団体連合会等と連携し給付内容の審査を実施します。
- ケアマネジャーに対し、ケアマネ連絡会等での研修機会を設け、適正なケアプランの作成について指導を行います。
- ケアプランチェック等のできる専門職の配置に努めます。

②地域密着型サービス等の指定及び指導管理

- 事業所への実施指導を適切に行います。
- 地域の状況に合った身近な事業所として、良質なサービス提供の確保と地域連携が図られるよう、指導を強化します。

(4)相談体制及び苦情処理システムの整備

①相談体制

- 地域包括支援センターでは、福祉全般の総合相談窓口として気軽に相談できる対応に努め、関係機関との連携を図ります。
- 地域包括支援センターが相談窓口として機能するよう、周知を図ります。
- 地域包括支援センター、町役場窓口、民生委員・児童委員協議会等が連携しながら、利用者の立場に立った生活に密着したきめ細かな相談支援活動を推進します。
- 相談室の確保等、プライバシーに配慮した環境づくりに努めます。
- 相談対応職員の資質向上に努めます。
- 「介護」「障害」「高齢者」「子ども」「生活困窮」等といった分野別の相談支援体制では対応しきれない「地域住民の複雑化・複合化された課題」に対応するため、重層的支援体制整備事業の検討とともに、包括的な相談支援体制整備を進めます。

②苦情処理システム

- 苦情対応については、住民の意向をよく聴くとともに、事業者への事実照会も適切に行い、問題解決に努めます。
- 各苦情の発生原因を分析し、事業者への周知も行いながら、苦情発生 of 未然防止に努めます。
- 県や国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決に努めます。
- 相談や苦情だけでなく、住民から寄せられた意見や質問についても適切に対応し、介護サービスや住民サービスの質の向上につなげます。

③高齢者福祉関係部門の連携強化

- 高齢者の自立支援と尊厳を守るため、高齢者に関わる部門及び地域包括支援センターの連携を強化し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

■目標指標

指標項目	現状値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検の実施	21件	30件	30件	30件

【指標項目の概要】

介護給付費の適正化に向けてケアプラン点検を実施します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進管理

本計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、保健、福祉分野のみならず生涯学習、文化、スポーツ、住宅、都市基盤等、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

また、全町的な観点から本計画の推進、進行管理や見直し等を行うため、医療機関や社会福祉法人等の関係機関ときめ細かな連携を図ります。

2. 庁内における連携体制

介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。そこで、本町における介護サービスの利用者、サービス供給量等の基礎的なデータを収集し、住民ニーズ、利用者満足度等の質的情報の把握等を定期的の実施します。事業全体の進捗の把握、確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、評価、分析等を実施します。

また、計画の進捗に関する情報や検討、評価の結果等については、定期的に報告を行い、広く公表します。

3. 関係機関・団体やサービス事業者等との連携

地域住民の多様な活動への参加を支援するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域住民と連携し、地域に密着した質の高い活動を展開できる環境づくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会や医師会、民生委員・児童委員、老人クラブ等の保健、医療、福祉、介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

4. 計画の周知啓発

本計画について、町広報紙やリーフレット、町のホームページ、公式SNS等、多様な媒体や各種事業を通して広報活動を行い、地域住民やサービス事業所等への周知啓発を図っていきます。

資料編

第1章 介護保険事業費・保険料

1. 第1号被保険者推計・第2号被保険者推計

(1)被保険者数

単位:人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	13,401	13,136	12,872	9,326
第1号被保険者数	4,883	4,845	4,796	4,093
65歳～74歳	2,045	1,987	1,936	1,599
75歳以上	2,838	2,858	2,860	2,494
第2号被保険者数	4,203	4,112	4,044	2,760
被保険者総数	9,086	8,957	8,840	6,853

(2)第1号被保険者の所得段階別被保険者数

単位:人、%

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		基準額に対する割合	令和22年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合
第1段階	321	6.6	319	6.6	316	6.6	0.45	269	6.6
第2段階	386	7.9	383	7.9	379	7.9	0.68	324	7.9
第3段階	427	8.7	423	8.7	419	8.7	0.69	358	8.7
第4段階	373	7.6	370	7.6	366	7.6	0.90	313	7.6
第5段階	1,309	26.8	1,299	26.8	1,286	26.8	1.00	1,096	26.8
第6段階	1,002	20.5	994	20.5	984	20.5	1.20	840	20.5
第7段階	665	13.6	660	13.6	653	13.6	1.30	557	13.6
第8段階	220	4.5	219	4.5	216	4.5	1.50	185	4.5
第9段階	102	2.1	101	2.1	100	2.1	1.70	86	2.1
第10段階	37	0.8	36	0.7	36	0.8	1.90	31	0.8
第11段階	19	0.4	19	0.4	19	0.4	2.10	16	0.4
第12段階	3	0.1	3	0.1	3	0.1	2.30	2	0.0
第13段階	19	0.4	19	0.4	19	0.4	2.40	16	0.4

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。
 ※上記は国の示す標準段階区分です。

■所得段階区分と段階内容

所得段階	内 容
第1段階	生活保護受給者または、世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超
第4段階	本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下
第5段階	本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額720万円以上

※上記は国の示す標準段階区分です。

2. 要支援・要介護認定者数推計

(1) 要介護、要支援認定者数

単位:人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認定者総数		918	910	896	834
予防給付	要支援1	91	88	89	82
	要支援2	116	114	111	106
介護給付	要介護1	152	151	148	137
	要介護2	194	193	191	180
	要介護3	138	138	135	125
	要介護4	135	132	131	123
	要介護5	92	94	91	81

3. 介護保険事業費の見込み

(1) 施設入所者、居住系サービス利用者数

単位:人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス					
	特定施設入居者生活介護	27	26	26	24
地域密着型サービス					
	認知症対応型共同生活介護	9	9	9	9
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	29	29	29	26
介護保険施設サービス					
	介護老人福祉施設	112	112	112	100
	介護老人保健施設	90	90	90	74
	介護医療院	3	3	3	3

(2)居宅サービス、地域密着型サービスの利用者数と必要サービス量

単位：人、回数／月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
居宅サービス	訪問介護	回数	2,496.9	2,436.0	2,385.0	2,269.3
		人数	142	139	136	129
	訪問入浴介護	回数	52.6	52.6	46.8	46.8
		人数	11	11	10	10
	訪問看護	回数	1,182.5	1,147.6	1,125.4	1,080.5
		人数	124	120	118	113
	訪問 リハビリテーション	日数	14.1	14.1	14.1	14.1
		人数	2	2	2	2
	居宅療養管理指導	人数	41	39	37	37
	通所介護	回数	1,718.0	1,666.4	1,656.5	1,565.7
		人数	165	160	159	150
	通所 リハビリテーション	回数	904.1	877.5	859.5	816.0
		人数	103	100	98	93
	短期入所生活介護	日数	551.7	541.9	529.6	488.0
		人数	51	50	49	45
	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	日数	184.9	184.9	184.9	176.8
		人数	18	18	18	17
	短期入所療養介護 (病院等)	日数	0	0	0	0
人数		0	0	0	0	
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
福祉用具貸与	人数	258	252	246	235	
特定福祉用具購入費	人数	7	7	7	6	
住宅改修費	人数	3	3	3	3	
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	人数	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	日数	832.2	812.3	794.2	755.0
		人数	86	84	82	78
	認知症対応型通所 介護	人数	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	人数	14	14	14	12	

単位：人、回数／月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型 サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
居宅介護支援		人数	395	386	379

(3)介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの利用者数と必要サービス量

単位：人、回数／月

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	238.1	226.2	226.2	214.3
		人数	20	19	19	18
	介護予防訪問リハビリテーション	日数	12.4	12.4	12.4	12.4
		人数	2	2	2	2
	介護予防居宅療養管理指導	人数	4	4	4	4
	介護予防通所リハビリテーション	人数	90	87	86	80
	介護予防短期入所生活介護	日数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	日数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数	90	87	86	80
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	1	1	1	1
	介護予防住宅改修費	人数	2	2	2	2
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1	1	1	1
介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	8	8	8	7
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0
介護予防支援	人数	139	135	133	125	

(4)介護給付費(居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス)

単位:千円

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス				
訪問サービス				
訪問介護	91,294	89,277	87,357	83,153
訪問入浴介護	7,993	8,003	7,123	7,123
訪問看護	56,028	54,447	53,351	51,295
訪問リハビリテーション	502	502	502	502
居宅療養管理指導	3,042	2,916	2,762	2,762
通所サービス				
通所介護	176,318	171,277	170,285	161,360
通所リハビリテーション	101,007	97,929	95,619	91,096
短期入所サービス				
短期入所生活介護	57,215	56,231	54,727	50,412
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	25,325	25,358	25,358	24,362
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス				
福祉用具貸与	47,381	46,311	45,129	43,237
特定福祉用具購入費	2,210	2,210	2,210	1,903
住宅改修費	2,818	2,818	2,818	2,818
特定施設入居者生活介護	59,154	57,288	57,288	52,050
居宅介護支援	65,620	64,172	63,023	59,759
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	92,812	90,832	88,648	84,566
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	32,732	32,774	32,774	28,760
認知症対応型共同生活介護	31,776	31,816	31,816	31,816
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	106,144	106,279	106,279	94,710
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0

単位:千円

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
施設サービス				
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	362,119	362,577	362,577	323,618
介護老人保健施設	303,689	304,073	304,073	248,308
介護医療院	13,096	13,113	13,113	13,113
介護療養型医療施設				
介護給付費 計	1,638,275	1,620,203	1,606,832	1,456,723

※給付費は年間累計の金額です。

(5) 予防給付費(介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等)

単位:千円

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス				
介護予防訪問サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,019	8,575	8,575	8,120
介護予防訪問リハビリテーション	422	423	423	423
介護予防居宅療養管理指導	371	372	372	372
介護予防通所サービス				
介護予防通所リハビリテーション	33,230	32,032	31,772	29,524
介護予防短期入所サービス				
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具・住宅改修サービス				
介護予防福祉用具貸与	7,049	6,813	6,730	6,257
特定介護予防福祉用具購入費	456	456	456	456
介護予防住宅改修費	2,035	2,035	2,035	2,035
介護予防特定施設入居者 生活介護	758	759	759	759
介護予防支援	7,822	7,607	7,494	7,043
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	8,092	8,102	8,102	7,029
介護予防認知症対応型共同 生活介護	0	0	0	0
予防給付費 計	69,254	67,174	66,718	62,018

※金額は年間累計の金額です。

(6)標準給付費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費見込み額	1,781,685,884	1,761,624,860	1,747,797,860	1,591,897,158
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	1,707,529,000	1,687,377,000	1,673,550,000	1,518,741,000
介護給付費	1,638,275,000	1,620,203,000	1,606,832,000	1,456,723,000
予防給付費	69,254,000	67,174,000	66,718,000	62,018,000
特定入所者介護サービス費等給付額	40,252,586	40,303,525	40,303,525	39,692,264
高額介護サービス費等給付額	28,769,481	28,809,518	28,809,518	28,329,077
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,868,402	2,868,402	2,868,402	2,868,402
算定対象審査支払い手数料	2,266,415	2,266,415	2,266,415	2,266,415

(7)地域支援事業費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費	91,991,149	91,991,149	91,640,380	70,046,300
介護予防・日常生活支援総合事業費	48,086,843	48,086,843	47,736,074	38,062,851
包括的支援事業・任意事業費	25,782,277	25,782,277	25,782,277	21,544,449
包括的支援事業(社会保障充実分)	18,122,029	18,122,029	18,122,029	10,439,000

4. 保険料算出

(1) 保険料収納必要額

推計の結果から、高齢者人口の減少に伴い介護サービス・予防サービスの受給者が減り、介護保険総事業費は減少しています。なお、第8期計画期間中に積み立てられた準備基金の取崩しを行い、保険料収納必要額を算出しています。

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護保険総事業費	1,873,677,033	1,853,616,009	1,839,438,240	5,566,731,282
標準給付費見込み額	1,781,685,884	1,761,624,860	1,747,797,860	5,291,108,604
地域支援事業費見込み額	91,991,149	91,991,149	91,640,380	275,622,678
調整交付金相当額	91,488,636	90,485,585	89,776,697	271,750,918
調整交付金見込み額	109,237,000	95,734,000	90,315,000	295,286,000
第1号被保険者負担分相当額	430,945,718	426,331,682	423,070,795	1,280,348,195
財政安定化基金拠出金見込み額				0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
準備基金取崩額				106,200,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				10,000,000
保険料収納必要額				1,140,613,113

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

(2)所得段階別の第1号被保険者保険料

国の示す 標準段階	保険料段階	町民税 課税状況		所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)	
		本人	世帯				
第1段階	第1段階	非課税	全員非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	×0.285 (※)	21,540円 (1,795円)	
第2段階	第2段階			80万円以下			
第3段階	第3段階			合計所得金額 + 公的年金等 収入金額	80万円超 120万円以下	×0.485 (※)	36,660円 (3,055円)
第4段階	第4段階				120万円超	×0.685 (※)	51,780円 (4,315円)
第5段階	第5段階				80万円以下	×0.90	68,040円 (5,670円)
第6段階	第6段階	課税	いずれかが課税	80万円超	×1.00 基準額	75,600円 (6,300円)	
第7段階	第7段階			120万円未満	×1.20	90,720円 (7,560円)	
第8段階	第8段階			合計所得金額	120万円以上 210万円未満	×1.30	98,280円 (8,190円)
第9段階	第9段階				210万円以上 320万円未満	×1.50	113,400円 (9,450円)
第10段階	第10段階				320万円以上 420万円未満	×1.70	128,520円 (10,710円)
第11段階	第11段階				420万円以上 520万円未満	×1.90	143,640円 (11,970円)
第12段階	第12段階				520万円以上 620万円未満	×2.10	158,760円 (13,230円)
第13段階	第13段階				620万円以上 720万円未満	×2.30	173,880円 (14,490円)
		720万円以上	×2.40		181,440円 (15,120円)		

※保険料率・保険料月額は、公費投入による軽減後の数値

(3)長期保険料推計額

単位:円

	令和 22 年度
介護保険総事業費	1,661,943,458
標準給付費見込み額	1,591,897,158
地域支援事業費見込み額	70,046,300
調整交付金相当額	81,498,000
調整交付金見込み額	82,802,000
第1号被保険者負担分相当額	432,105,299
財政安定化基金拠出金見込み額	
財政安定化基金償還金	
準備基金取崩額	
財政安定化基金取崩による交付額	
保険料収納必要額	430,801,300

※単位未満は四捨五入しているため、数値の積み上げが合わない場合があります。

第2章 計画策定体制

1. 若狭町第9期介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法第117条に規定する若狭町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するため、若狭町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務をする。

- (1) 若狭町第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他第8期計画の改訂に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 1 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、町職員その他町長が適当と認める者の中から、町長が任命又は委嘱する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選による。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 1 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

- 1 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(成果の報告)

第6条 委員長は、委員の任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(解散)

第9条 委員会は、第6条の規定による報告が完了したときに解散する。

附則 この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

2. 計画策定の経過

年月日	内 容
令和5年6月27日	第1回 ●議題 ・計画概要について ・計画策定スケジュール ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果報告
令和5年9月6日	第2回 ●議題 ・計画骨子案(総論、現状課題、施策体系) ①「計画の基本的な考え方」について ②「高齢者人口等の推移、推計等」について ③「本町の課題」について ④「計画の基本方向」について
令和5年11月16日	第3回 ●議題 ・計画素案(第4章 施策の展開) ①「基本方針1 地域社会で安心していきいきと暮らす」について ②「基本方針2 住み慣れたまちで元気に暮らす」について ・その他 ①事業所アンケートについて
令和5年12月18日	第4回 ●議題 ・計画素案 ①第4章 施策の展開 「基本方針3 地域で自立し尊厳をもって暮らす」について ②第5章 計画の推進体制について ・若狭町の介護保険料算定の考え方について ・その他
令和6年 1月5日～1月26日	●パブリックコメントの実施
令和6年2月8日	第5回 ●議題 ・パブリックコメントの結果について ・計画素案の修正について ・第9期若狭町介護保険料の設定について ・その他

3. 若狭町第9期介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

任期:令和5年6月27日～令和6年3月31日

選任区分	氏名	職	備考
学識経験者	田中 文明	若狭町社会福祉協議会 常務理事 事務局長	委員長
	福井 眞寿美	若狭町民生児童委員協議会 副会長	副委員長
	常畑 昭彦	若狭町区長会 副会長	
保健医療関係者	岡本 敏幸	若狭町国民健康保険上中診療所 所長	
	岩田 竹矢	若狭町国民健康保険三方診療所 所長	
福祉関係者	北村 浩一	特別養護老人ホーム松寿苑 副苑長	
	清水 辰暁	介護老人保健施設ゆなみ 介護主任	
	西村 洋平	支援センターよりどころ 主任ケアマネジャー	
	山中 雄大	若狭町フレイルトレーナー(理学療法士)	
被保険者代表	熊谷 務	若狭町老人クラブ連合会 副会長 第1号被保険者代表	
	宮川 直美	若狭町老人クラブ連合会女性部 部長 第1号被保険者代表	
	橋本 淳子	若狭町女性の会 会長 第2号被保険者代表	

若狭町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月
発行：若狭町福祉課
住所：〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場 20-18
TEL：0770-62-2703
FAX：0770-62-1049
